

第1次 横芝光町 総合計画

栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち
～協働のまちづくり～



横芝光町

第1次

横芝光町
総合計画

栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち
～協働のまちづくり～

平成18年3月27日、栗山川を境にした山武郡横芝町と匝瑳郡光町が郡をまたいで一つになり『横芝光町』は誕生しました。

横芝光町は、町の中央部を栗山川が流れ、南には白砂青松の続く九十九里浜が広がり、また、風光明媚な田園風景の広がりの中には多くの歴史文化遺産が点在するなど、豊かな観光資源と自然に恵まれた、新しい時代にふさわしい魅力あふれるふるさとです。

他方、横芝光町を取り巻く社会情勢は厳しく、少子高齢化の進行、人口の減少、国から地方への税源移譲や地方分権への対応など、大きな変革期に直面しており、町自身も時代の流れに応じて変革していく必要があります。また、今後はこのような状況を踏まえ、自己決定と自己責任の原則のもと、個性豊かで全国に誇れるまちづくりを進め、地域間競争を勝ち抜く体力を培わなくてはなりません。

このたび策定した横芝光町総合計画は、地域資源と町民とのつながりを活かした協働による新たな町の魅力と誇りの創出、及び総合的かつ計画的な行財政運営を基本として、町の速やかな一体性の確立と住民福祉の一層の向上並びに地域格差のない均衡ある発展を目的に、町の将来像を「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち ～協働のまちづくり～」と定め、平成29年度を目標年度として策定したものであります。

私は、本計画に掲げた取り組みを着実に実施し、町民の皆様が将来に向かって安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、町民の皆様「合併して良かった」、「横芝光町に住んで良かった」と思っただけよう、この計画に掲げた町の将来像の実現に向け、町民の視点を尊重し、全力を挙げて取り組んでまいりますので、町民の皆様の積極的な参画とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました総合計画審議会の皆様をはじめ、町議会、町民の皆様心から感謝申し上げます。

平成20年3月

横芝光町長

佐藤晴彦



町の木「梅」

早春に香り高く咲く梅は、清楚で落ち着いた上品な木です。1,500本の巨木が植えられている坂田城跡の梅林は広く知られています。



町の花「さくら」

春に淡紅色の花を咲かせる桜は、町中央を流れる栗山川の堤防や町内各所に植えられており、心を和ませてくれる花として広く親しまれています。



町の鳥「コアジサシ」

春から秋にかけて繁殖のために海岸に飛来してくる渡り鳥で、希少種に指定されています。当町では木戸海岸周辺が営巣地になっており、保護柵の設置や海岸清掃など保護活動が行われています。

横芝光町 5 つの宣言

一、横芝光町非核平和宣言

世界の恒久平和と人類の安全は、世界共通の強い願いである。しかしながら、いまなお核兵器は存在し全ての人類に脅威を与え続けている。

このかけがえのない地球の平和と命を核から守るため、私たち横芝光町民は、人類史上最初の核被爆国民として、非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを希求し、ここに非核平和を宣言いたします。

一、横芝光町飲酒運転追放宣言

飲酒運転による交通事故は依然として後を絶たず、多くの尊い命が失われていることは、誠に遺憾である。

交通安全は、町民すべての願いである。

私達は、こうした現状を真剣に受けとめ、町民一人ひとりが飲酒運転による交通事故の悲惨さを深く認識すると共に、家庭、職場、そして地域社会全体が相互に戒めあい、このような悪習を一掃する地域社会をめざして、ここに飲酒運転追放を宣言いたします。

一、横芝光町青色申告・振替納税推進宣言

健全財政の確立を図るうえで、安定した税収の確保は最も重要であり、青色申告・振替納税はこのための極めて有効な手段である。

納税意識の高揚及び税負担の公平化を図り、正しい申告と期限内納税を推進するため、ここに青色申告・振替納税推進の町を宣言いたします。

一、横芝光町地産地消・食育推進宣言（風土に根ざした食文化を創ろう）

町の未来を担う子どもたちをはじめ全ての町民が、生涯にわたって健やかであり、豊かな人間性を育てていくうえで基礎となる「地産地消」と「食育」を推進し、安全安心のうえに消費者と生産者が信頼関係で結ばれた地域社会を目指し、豊かな食文化の継承と発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の実現を図るため、ここに地産地消・食育推進を宣言いたします。

一、横芝光町スポーツ健康都市宣言

私たち横芝光町民は、緑あふれる自然環境に恵まれた風土の中で、町民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で豊かな心とからだを育むとともに、生きがいとうるおいのある生活を望んでいる。

そこで、私たちはスポーツを通じ、町民相互の交流を深め、連帯感に支えられた健康で生きがいのある平和な明るい町づくりを目指し、ここにスポーツ健康都市を宣言いたします。

第1部 総論

第1章 総合計画の概要…………… 2

1. 策定の趣旨と目的…………… 2

2. 総合計画の構成と期間…………… 2

第2章 計画の背景と課題…………… 3

1. 横芝光町の概況…………… 3

2. 時代の潮流…………… 7

3. まちづくりの課題…………… 9

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念…………… 12

第2章 町の将来像…………… 13

1. 将来像…………… 13

2. 町の基本フレーム…………… 13

第3章 まちづくりの目標…………… 16

第4章 施策の大綱…………… 18

1. 健康で笑顔が輝くまちづくり…………… 18

2. 豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり…………… 18

3. 環境と調和した快適で安全なまちづくり…………… 19

4. 地域の特性を活かした産業のまちづくり…………… 20

5. 互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり…………… 20

第5章 構想推進のために…………… 21

第3部

前期基本計画

第1章	健康で笑顔が輝くまちづくり	25
第1節	一人ひとりの明るい人生を支える	26
1.	子育て支援	26
2.	高齢者支援	28
3.	障害者支援	30
4.	地域福祉	32
第2節	いのちと生活の安心を守る	34
1.	保健・医療	34
2.	社会保険	36
第2章	豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり	39
第1節	自立した未来の担い手を育てる	40
1.	学校教育	40
2.	青少年育成	42
第2節	個性を活かす機会を充実する	44
1.	生涯学習	44
2.	文化	46
3.	スポーツ	48
第3章	環境と調和した快適で安全なまちづくり	51
第1節	暮らしやすい都市の機能を整える	52
1.	市街地整備	52
2.	道路・交通	54
3.	住宅	56
4.	上水道・下水処理	58
5.	環境衛生	60
第2節	ふるさとの水と緑を保全・活用する	62
1.	環境・景観	62
2.	河川・海岸	64
3.	公園・緑地	66
第3節	生活の不安とリスクを和らげる	68
1.	防災	68
2.	消防・救急	70
3.	防犯・交通安全	72
4.	墓地・火葬場	74
5.	消費生活	75

第4章	地域の特性を活かした産業のまちづくり	77
第1節	資源を活かして魅力を高める	78
1.	農林水産業	78
2.	観光	80
第2節	地域のニーズを満たす産業を応援する	82
1.	商業・工業	82
2.	産業活性化	84
第5章	互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり	87
第1節	誰もが尊重される社会を実現する	88
1.	人権	88
2.	男女共同参画	90
3.	国際交流	92
第2節	ネットワークで新しい時代の社会を創る	94
1.	コミュニティ	94
2.	情報化	96
第6章	構想推進のために	99
1.	住民参加	100
2.	行政運営	102
3.	財政運営	104
4.	広域連携	106
第7章	リーディング・プログラム	107
1.	「人・まち育て」プログラム	108
2.	「水とふれあい循環」プログラム	110
3.	「地域の力発見」プログラム	112

参考資料

1.	第1次横芝光町総合計画策定の経過	117
2.	第1次横芝光町総合計画策定の流れ	118
3.	横芝光町総合計画審議会条例	119
4.	横芝光町総合計画審議会委員名簿	120
5.	審議会への諮問及び答申	121
6.	横芝光町総合計画調整委員会規程	123
7.	横芝光町まちづくり住民会議要綱	124
8.	施策体系図	125
9.	用語解説	131

第 1 部

総 論

第 1 章 総合計画の概要

第 2 章 計画の背景と課題

第1章 総合計画の概要

1 策定の趣旨と目的

総合計画は、長期的な視点に立って町の将来を展望し、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの望ましい方向性を総合的、体系的にまとめる計画です。

本計画は、平成18年3月に合併した横芝光町として最初の総合計画であり、合併時に策定された新町建設計画を包含し、町の最上位計画として町政運営の最も基本的な指針となります。今後、横芝光町は本計画を町民と行政の共通の目標として、町民とともに、さまざまな施策や事業をこの計画に基づいて進めていきます。

2 総合計画の構成と期間

本計画は、〈基本構想〉、〈基本計画〉、〈実施計画〉の3段階で構成されます。

・基本構想

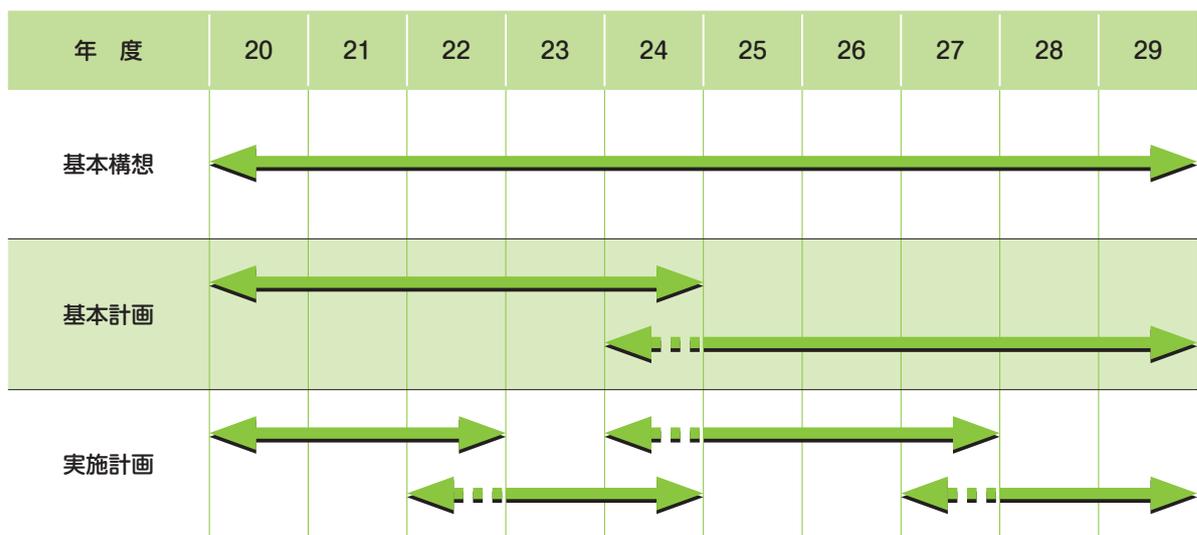
横芝光町の将来像を掲げ、それを実現するために必要な施策の基本的な方向性を定めます。
(対象期間 10年：平成20～29年度)

・基本計画

基本構想を実現するため、各施策の分野ごとに課題と目標を示し、重点的に推進する施策などを定めます。(対象期間 前期5年：平成20～24年度、後期5年：平成25～29年度)

・実施計画

基本計画に定めた施策を計画的に推進するため、主要な事業の具体的な内容などを示します。
(対象期間 3年、2年で見直し)



第2章 計画の背景と課題

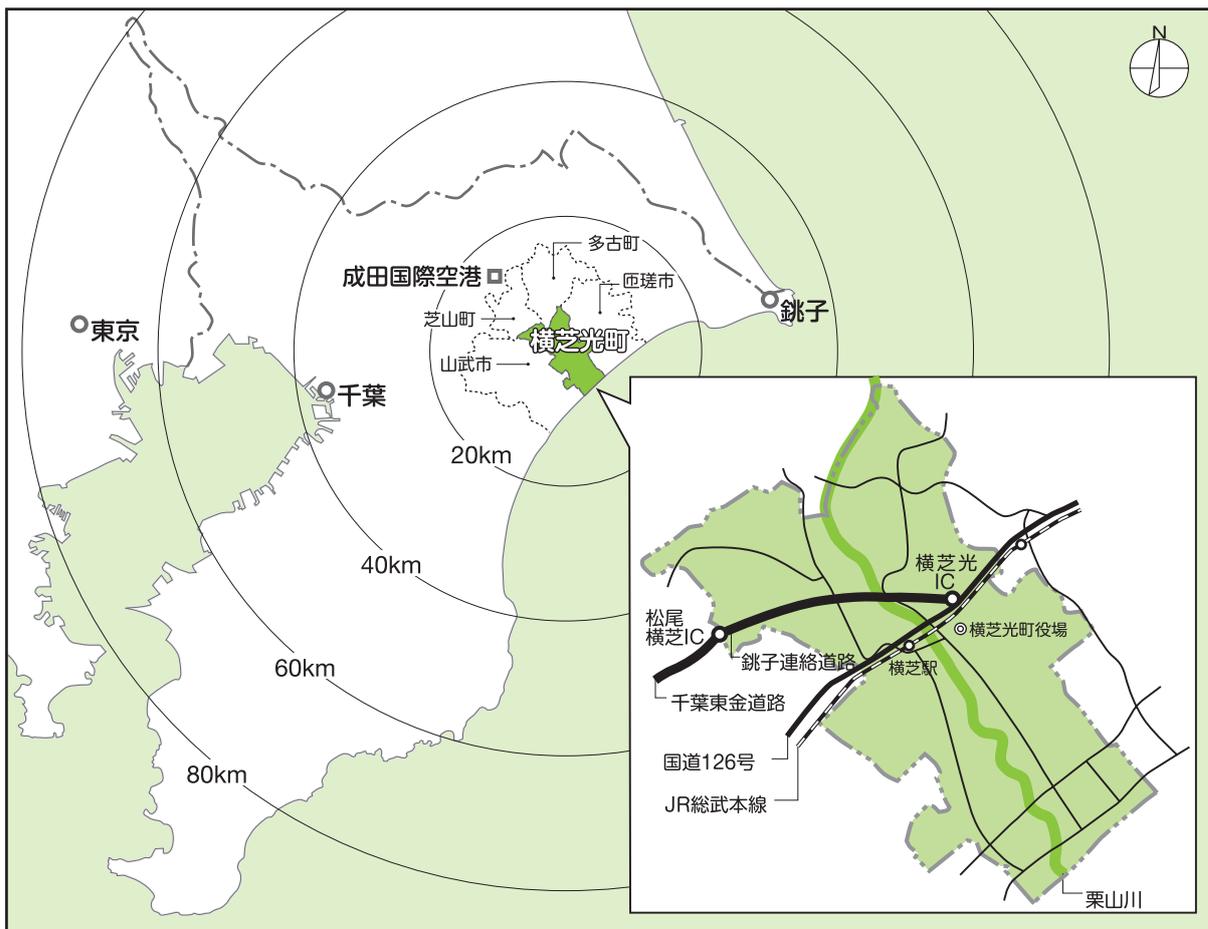
1 横芝光町の概況

(1) 立地条件

本町は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km、千葉市から約40km、成田国際空港から約20kmの距離にあります。東西に約5km、南北に約14kmの細長い形状で、面積は66.91k㎡となっています。地勢は、南は太平洋に面し、南部から中央部にかけて平坦地が続き、北部は緩やかな丘陵地帯を形成しており、中心を北から南に向けて栗山川が流れています。

広域交通としては、JR総武本線が中央部を東西に横切り、横芝駅から千葉まで約1時間、東京までは特急により約1時間20分で連絡しています。広域的な幹線道路としては、国道126号、主要地方道飯岡一宮線（九十九里ビーチライン）、横芝下総線などがあります。また、平成10年には千葉東金道路（Ⅱ期）の松尾横芝インターチェンジ、平成18年には銚子連絡道路の横芝光インターチェンジが開設されています。

■ 横芝光町の位置



(2) 人 口

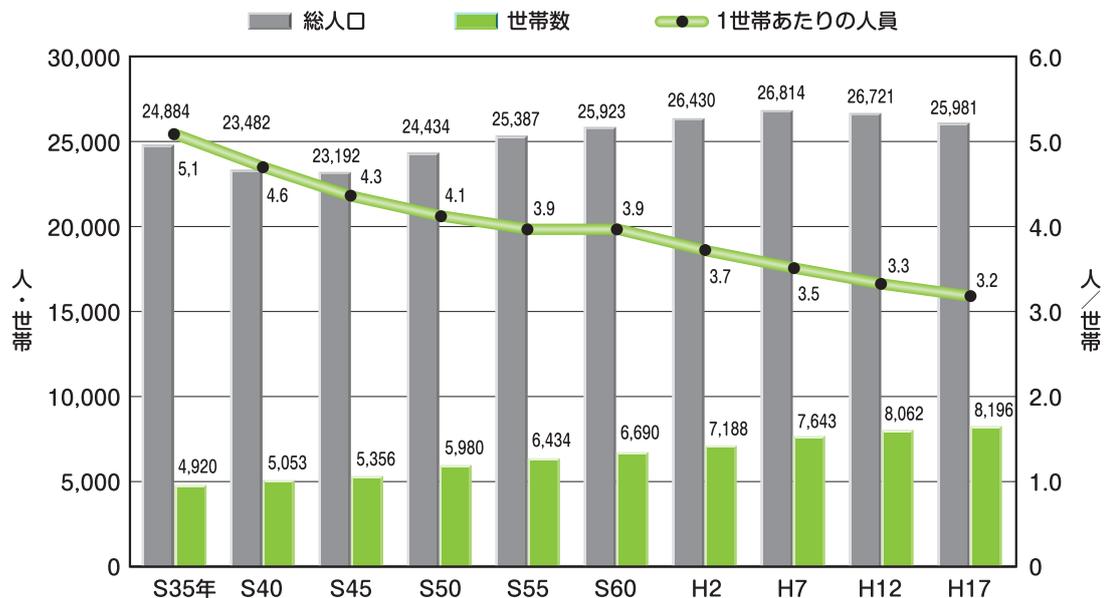
平成 17 年 10 月 1 日現在（国勢調査）の本町の人口は 25,981 人であり、平成 7 年の 26,814 人をピークとして、ゆるやかに減少しています。

これは、少子高齢化の進展により、平成 3 年頃から死亡数が出生数を上回る自然減が続いていることに加え、特に平成 13 年以降、転出数が転入数を上回る社会減が要因となっています。

人口構成をみると、平成 17 年の年齢 3 区分別人口は、年少人口（15 歳未満）が 12.6%、生産年齢人口（15～64 歳）が 61.4%、老年人口（65 歳以上）が 25.9%となっており、千葉県平均より高齢化が進行しています。

一方で、世帯数は増加しており、一世帯あたりの人員は 3.2 人まで減少していますが、千葉県平均（2.6 人）を 0.6 人上回っています。

■ 人口、世帯数及び 1 世帯あたりの人員の推移



資料：国勢調査

■ 年齢 3 区分別人口の推移

	年少人口（15 歳未満）		生産年齢人口（15～64 歳）		老年人口（65 歳以上）	
	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）
平成 2 年	4,747	18.0%	17,285	65.4%	4,348	16.5%
平成 7 年	4,208	15.7%	17,343	64.7%	5,263	19.6%
平成 12 年	3,670	13.7%	16,983	63.6%	6,066	22.7%
平成 17 年	3,282	12.6%	15,959	61.4%	6,738	25.9%
千葉県	—	13.5%	—	68.6%	—	17.5%

注：総人口には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない。

資料：国勢調査

(3) 産 業

平成17年の本町の就業人口（本町居住者のうち、就業している人口）は、総数が13,101人であり、そのうち第1次産業が2,046人（15.6%）、第2次産業が3,675人（28.1%）、第3次産業が7,265人（55.5%）となっています。推移をみると、第3次産業が増加する一方、第1次産業は減少が続いています。また、第2次産業は、平成7年をピークとしてゆるやかな減少に転じています。

農業については、農家数は減少傾向にあり、特に兼業農家の減少が目立っています。また、これにともない、経営耕地面積も減少しています。

工業については、平成13年以降、事業所数には大きな変化はありませんが、従業者数と製造品出荷額等は平成14年に減少した後、増加傾向にあり、平成17年には1,753人、410億円となっています。

商業については、従業者数が増減する一方で、商店数は減少傾向、年間商品販売額はほぼ横ばいとなっており、大規模小売店舗の影響が表れています。

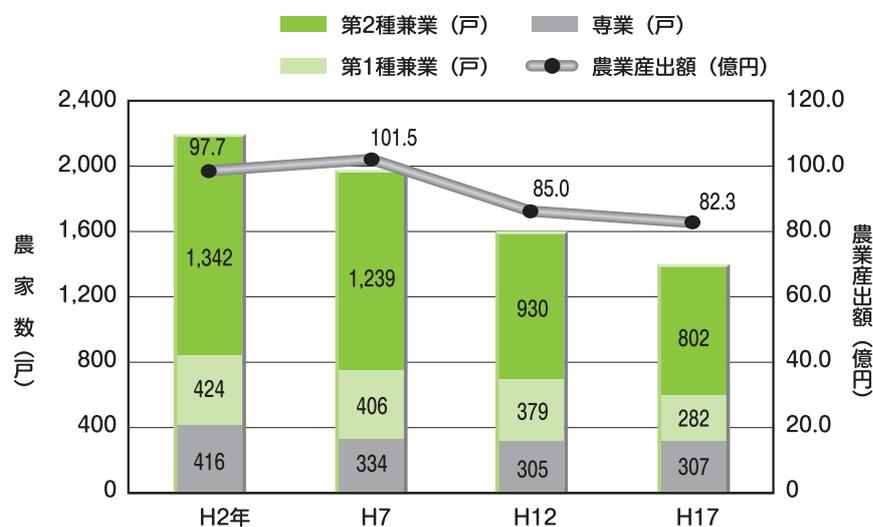
■ 就業人口の推移

	総 数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
平成2年	13,599	3,178	23.4%	4,206	30.9%	6,191	45.5%
平成7年	13,901	2,677	19.3%	4,373	31.5%	6,847	49.3%
平成12年	13,529	2,227	16.5%	4,078	30.1%	7,189	53.1%
平成17年	13,101	2,046	15.6%	3,675	28.1%	7,265	55.5%

注：分類不能の産業があるため、産業別就業人口の合計は総数と一致しない。

資料：国勢調査

■ 農家数と農業産出額の推移



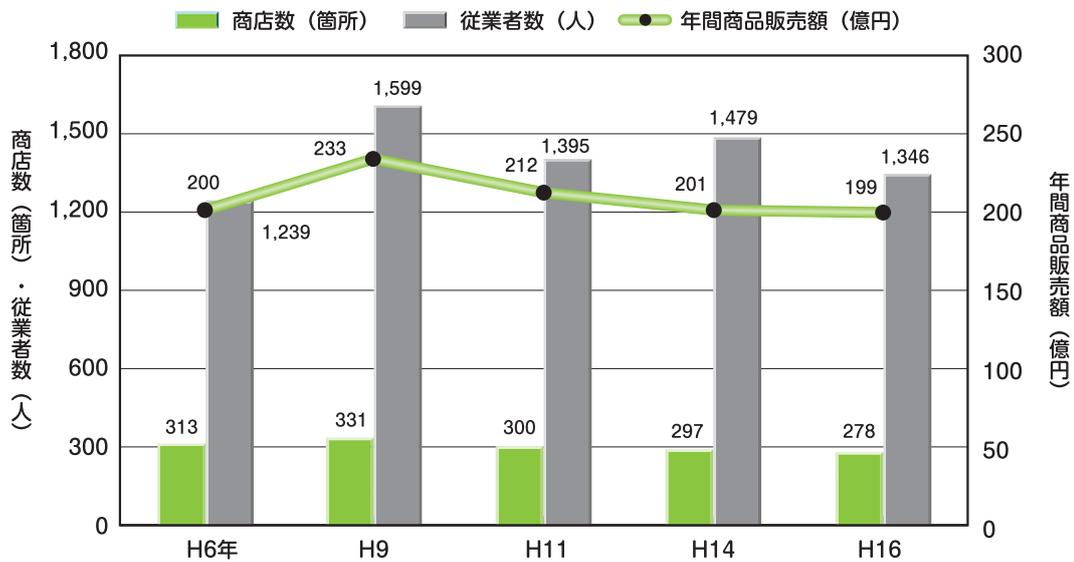
資料：農業センサス、千葉県生産農業所得統計

■ 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査

■ 小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額の推移



資料：商業統計調査

2 時代の潮流

(1) 少子・高齢化の進行

我が国では、晩婚化や未婚率の上昇による少子化傾向が続き、2004年をピークとして人口が減少しています。また、平均寿命の伸長に加え、団塊の世代の高齢化などにより、今後も急速に高齢化が進行するものと考えられます。

このような少子高齢化は、現役世代の社会保障負担の増大、労働力の減少による経済成長の低下などをもたらすことが懸念されており、社会保障システムや産業基盤など、あらゆる分野での構造転換が進められています。

今後は、高齢者が健康で生きがいを持ち続け、その知識や能力を社会で活かしていくことが重要になっており、また、子どもを安心して産み育てられるよう、地域全体で子育てを支援する必要性が増しています。

(2) 安心・安全への意識の高まり

近年、阪神淡路大震災や新潟中越地震などの大規模な地震の発生により、人々の災害対策への関心が高まりました。また、ひったくりや空き巣など、全国的に身近な犯罪が増えるとともに、高齢者や子どもが凶悪な犯罪の被害者になるケースが増加し、各地で防犯活動が活発化しています。さらに、化学物質や遺伝子組み換えなどの問題により、環境や食品などの安全性に対する意識も高まっています。

このように、従来、当然とってきた安全に対する危機感が高まっており、幸せな暮らしの基本として、一人ひとりの意識の向上や地域社会の連携による安全の確保について改めて考え直されています。

(3) 自然環境との共生

20世紀の経済活動の拡大によって、地球温暖化など、地球規模で環境問題が深刻化し、循環型社会の形成の重要性は全世界の共通認識になりました。我が国においても、廃棄物の処理や再利用に向けた法律などが相次いで整備され、日常的に環境への影響を意識するようになってきました。

また、社会の成熟にともない、うるおいや安らぎを求める価値観と相まって、自然と人々の共生を重視する考え方が広まっています。その中で、都会から自然豊かな地域への半定住や移住など、新たな形態の暮らし方なども注目されています。

(4) 情報化社会の進展

全世界的にインターネット^{*1}や携帯電話などの普及が急速に進み、情報通信における時間的、空間的な制約が大幅に減少しています。我が国においても、国家戦略としてIT基盤の整備が進められ、情報通信機器を活用した新たな働き方や商取引のほか、文化や人々の交流のあり方にも変化が起こっています。

一方で、プライバシー^{*2}や知的所有権の侵害、情報化から取り残される人々、新たな犯罪など、さまざまな弊害も生じています。

*1 インターネット：複数のコンピュータネットワークを相互接続し、全体がネットワークとして機能するようにしたもの

*2 プライバシー：私生活上の秘密と名誉を第三者におかされない法的権利

このような社会環境の変化の中で、行政においても、電子自治体の構築による住民サービスの向上や情報化のもたらす問題への対応が求められています。

(5) 地域のコミュニティ意識の希薄化

地域コミュニティ^{*1}は従来、生活の互助や伝統行事の運営、地域資産の管理などを担ってきました。しかし、都市化や交通・通信手段の発達、文化的な変化による生活の個別化などによって、社会のあり方は転換しています。その結果、核家族や夫婦だけの世帯、単身世帯の増加により、住民と地域との関わりが弱まり、地域の教育力や互助機能が低下して、コミュニティの当事者意識も希薄になっています。

また、こうした変化の中で、子どもの安全確保やお年寄りなどの安否確認、災害時に備えた地域防災などに対する関心は高まっており、現代における地域コミュニティの意義の見直しや、近年、活動が盛んになっているボランティア^{*2}やNPO^{*3}活動などとの連携が課題となっています。

(6) 地方分権の本格化

社会経済の発展や価値観の多様化などにともない、従来の中央集権型の仕組みからの転換が時代の要請となり、行政においても、さまざまな規制の緩和や撤廃が進められています。特に地方行政においては、財政状況も逼迫しており、行財政改革に加え、国からの権限と財源の移譲、行財政基盤の強化を目的とした市町村合併などが進められています。

地方分権のもとでは、自治体は自らの責任で政策を選択し、その成果に責任を持つことが一層強く求められます。真の地方分権を実現するため、行政運営の質の向上とともに、行政の透明性向上と説明責任を徹底し、住民との協働を進める必要性が増しています。



農地・水・環境保全向上対策事業

*1 コミュニティ：共同体意識を持つ人々の集団

*2 ボランティア：自主的に社会事業等に参加し、奉仕活動をする人

*3 NPO：Non-profit organization の略、非営利組織

3 まちづくりの課題

住民と行政の協働の指針となる本計画の策定にあたり、住民意識調査やインタビュー調査、統計分析調査などによる地域の現況把握を行い、本町におけるまちづくりの課題を整理しました。

(1) 少子高齢化対策を先取りするまちづくり

本町では、主に若い層の転出にともなって、高齢化が進展しています。

こうした中で、いくつになっても生きがいを持って元気に過ごせるよう、健康づくりや福祉サービス、医療基盤の充実が必要です。また、定年退職する高齢層の意欲や能力を地域で活用するための機会や場の充実も求められます。

一方、子育てを支援するため、小学生の医療費助成などを積極的に進めてきましたが、学童保育や保育サービスの一層の充実が課題となっており、子育てに関わる人々の連携を強化するとともに、地域住民によるボランティア活動などを支援しながら、多様化する子育てニーズ^{*4}に対応していくことが必要です。

このように、急速に進行する少子高齢化に対応して、高齢者が健康を維持し、地域の一員として活躍できるまちづくり、また、地域ぐるみで子どもたちを育むことのできるまちづくりが重要な課題となっています。

(2) 地域を活かした教育・人づくり

少子化が進む一方で、子どもたちのコミュニケーション能力や自立した青少年の育成は全国的な課題となっています。

本町においても、学校と地域が積極的に連携し、地域の人材や資源を活かしながら、郷土に誇りと愛着を持つ子どもたちを育てていく必要があります。

また、環境教育や情報教育など、現代社会の課題にも対応した教育に取り組みながら、教育の質の向上に努めるとともに、学校施設等の維持管理を計画的に進め、より安全で快適な教育環境を整備していくことも必要です。

このように、既存の人材や施設などの地域資源を活かし、大人と子どもが学びあいながら、町の未来を担う人づくりを進めることが重要な課題となっています。

(3) 豊かな自然環境と利便性の両立

本町は九十九里海岸のほぼ中央に位置し、森林を背にして、中央を栗山川が流れており、こうした豊かな自然や快適な環境、美しい景観はまちの大きな魅力です。

その一方で、成田国際空港に至近であり、圏央道などにつながる2つのインターチェンジの整備によって高速道路への利便性も向上していますが、本町と東京・千葉などを結ぶ鉄道や、住民の身近な交通手段であるバスなどの公共交通サービスは充分ではなく、その充実が課題となっています。

また、生活環境の向上のためには、特に、安心・安全、環境衛生が重要で、汚水・排水の処理や生活道路の安全確保、航空機の騒音対策などについて、地区の状況を踏まえ、きめ細かく対応していくことが必要です。

*4 ニーズ：必要、需要、要求

このように、地域の誇りでもある恵まれた自然環境の維持を基本としながら、利便性の向上や生活環境の充実を図り、まちの魅力と住民の暮らしやすさを向上させることが重要な課題となっています。

(4) 地域特性に基づいた産業の新たな展開

本町では、人口の減少と高齢化の進展にともなって、就業人口が減少しています。

この中で、基幹産業の一つである農業については、従事者が高齢化し、農家数も減少しています。今後は、消費地に近い立地条件を活かして、顔の見える農業の推進など、農産物の付加価値の向上や流通・販路の拡大、商業や観光との連携などを進めることが課題となっています。

一方、大型の郊外型スーパーの出店などにより、小規模な地元商店の経営は厳しさを増しています。しかし、一部の地区への高度な機能の集中とは別に、今後の高齢化の進展を見据え、身近な商業機能を確保することも重要です。

工業団地への企業誘致や、合併によって豊富になった地域資源を活用した観光なども併せて、地域経済の活性化や若者の定住化を促す就業機会の提供につながる新たな産業展開が必要です。

このように、住民の雇用の場の確保や地域の活性化という視点に加え、住民生活の利便性の確保という視点からも、本町の特性を活かした産業振興が重要な課題となっています。

(5) 住民の一体感と横芝光町らしさの創出

合併によって新しく誕生した本町では、住民意識の一体感の醸成を進めていくことが必要です。

町内の各地域には昔からの人のつながりが残り、活発な地域活動が行われていますが、年齢層や居住年数などにより、地域コミュニティに対する意識には差があるため、さまざまな交流などを通じて、住民相互の理解を深めていくことが必要です。

また、本町には、旧町に共通する栗山川や九十九里浜などの自然のほか、豊富な歴史・文化遺産など、多様な地域資源が存在します。

今後は、こうした資源についても積極的に情報発信しながら、住民同士の交流・意見交換の場や機会を積極的に提供し、地域のつながりだけでなく、テーマ別の活動やコミュニティビジネス^{*1}などの新しい視点も取り入れた住民の主体的な活動を促進することにより、住民と行政がともに横芝光町らしさを創っていくことが必要です。

このように、住民のさまざまな活動や交流を通じた住民の一体感の醸成と、自然や歴史・文化をはじめとする地域資源の積極的な活用と情報発信を通じた横芝光町らしさの創出が重要な課題となっています。

^{*1} コミュニティビジネス：住民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生・活性化する取り組み

第2部

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

第2章 町の将来像

第3章 まちづくりの目標

第4章 施策の大綱

第5章 構想推進のために

第1章 まちづくりの基本理念

時代の潮流や本町のまちづくりの課題を踏まえ、新たな町を創り上げていく本計画の土台となる考え方として、以下のように基本理念を定めます。

「調和と創造 自立するまち」

人々が安心して、いつまでも住み続けたいと思える町であり続けられるよう、豊かな自然や温かいつながりなどの地域の特性を活かしながら、人や文化、環境の調和を図り、新たな町としての魅力や誇りを再確認・創造していくことをまちづくりの基本とします。

また、住民と行政それぞれが新たな町を自ら創っていくという意識を共有し、安定した財政運営のもとで、地方分権の時代に対応できるまちづくりを進めます。



第2章 町の将来像

1 将来像

平成18年3月の合併にあたって策定された新町建設計画で掲げた将来像の精神を基本にしながら、本計画でめざす将来像を以下のように定めます。

「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち ～協働のまちづくり～」

栗山川は、古くから生活・産業の両面で、この周辺に暮らす人々の暮らしの基盤を支え、横芝光町の誕生によって町の中心となりました。

私たちは、人の往来や物の流れの源であった川を一体化の象徴として、住民一人ひとりが協力し合い、この町の資源である豊かな自然や文化を守り、活かしながら、新たな人の交流やにぎわいを創り、育てていくまちの姿を本計画の将来像とします。

2 町の基本フレーム

本計画を進めるにあたり、以下のような人口の想定と土地利用のあり方を町の基本的な枠組みとします。

(1) 将来人口

本計画では、目標年度である平成29年の総人口を概ね24,000人と想定します。

■ 人口推計

	2005(H17)	2007(H19)	2012(H24)	2017(H29)
総人口	25,981人	25,700人	24,900人	23,900人
15歳未満	3,282人 (12.6%)	12.2%	11.0%	10.1%
15～64歳	15,959人 (61.4%)	60.8%	58.4%	55.3%
65歳以上	6,738人 (25.9%)	27.0%	30.6%	34.6%

注：2005(H17)年の数値は国勢調査。

総人口には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない。

(2) 土地利用のあり方

本計画では、それぞれの地域が持つ特性や機能を活かしながら、相互の連携に努め、環境との共生と均衡ある発展を基本とした土地利用を進めます。

地域の特性や機能に基づくエリアの設定と整備方針は以下のとおりです。

①市街地エリア

鉄道、国道が横断し、交通・交流の拠点である中央部は、駅、病院、図書館、役場などの公共公益施設のほか、商店街も立地し、生活サービス機能の拠点にもなっています。この地域を「市街地エリア」として、駅周辺や横芝光インターチェンジ周辺の整備など、各種の都市機能の集積・充実と交流機能の向上を図ります。

②農用地エリア

町内には水田や畑地が広がり、その中に集落が形成されています。この地域を「農用地エリア」として、用排水路の整備やほ場区画の大型化などを進め、農業生産基盤の充実に努めるとともに、生活道路の整備などによる生活環境の快適性の向上を図ります。また、無秩序な開発や耕作放棄を防止し、豊かな田園景観の保全に努めます。

③緑地保全エリア

町の北部の緑豊かな森林は、景観の形成、災害の防止、水源のかん養などのきわめて重要な役割のほか、レクリエーション^{*1}の場も提供しています。この地域を「緑地保全エリア」として、自然環境を保全し、森林の多様な機能の維持・向上を図るとともに、住民が自然とふれあう場として活用します。

④海浜エリア

太平洋に面する海岸部は県立九十九里自然公園に指定され、九十九里浜の雄大な景観が広がり、多くの観光・レクリエーション客を集めています。この地域を「海浜エリア」として、地域住民の生活環境の向上に努めながら、海岸保全と周辺施設の整備を進め、地域の特性を活かしたゆとりと楽しみの空間として活用します。

⑤自然散策エリア

栗山川は、人々の暮らしを支える重要な自然的機能を持つとともに、本町の一体性や自然との共生のシンボルです。川の両岸を「自然散策エリア」として、水質浄化や環境美化、災害防止に努めながら、住民と自然のふれあいや住民の交流の場として活用します。

⑥工業団地

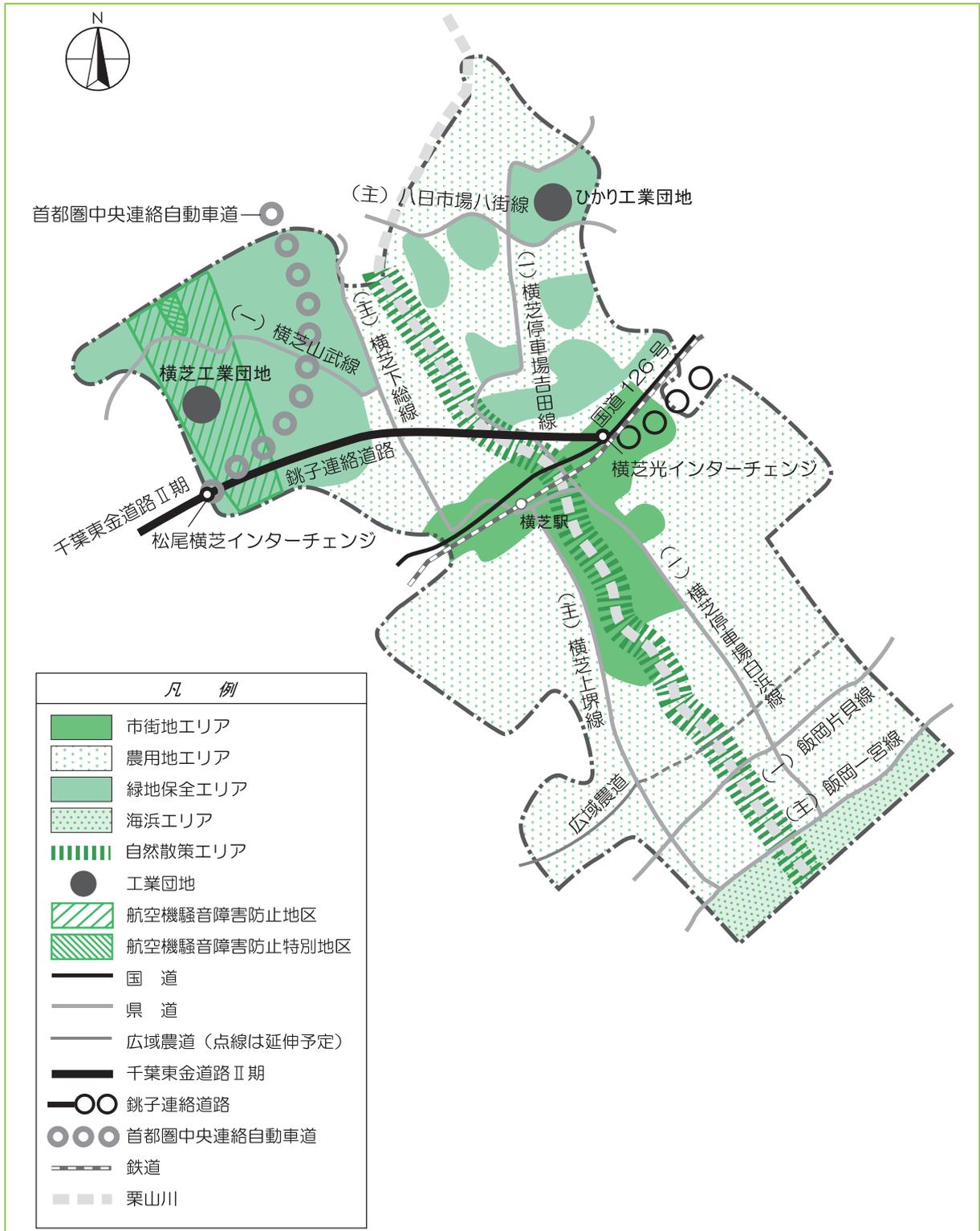
横芝工業団地やひかり工業団地は本町の産業拠点として重要な役割を担っています。2つの工業団地については、成田国際空港や高速道路への近接性を活かして、さらなる企業誘致に努め、人・物・情報の集積・発信の場として一層の機能拡大を図ります。

*1 レクリエーション：余暇活動、娯楽

⑦航空機騒音障害防止特別地区・防止地区

成田国際空港に離発着する航空機の飛行コース直下にあたる町北西部は航空機騒音障害防止特別地区および同防止地区に指定されています。今後は、都市計画等に基づきながら、騒音障害の防止や地域の活性化による空港と共生するまちづくりを進めます。

■土地利用図



第3章 まちづくりの目標

将来像の実現に向けて、以下のように各行政分野の目標を定めます。

1 健康で笑顔が輝くまちづくり

一人ひとりの健康づくりの推進を基本とした上で、子どもから高齢者までの誰もが安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら、予防、医療、介護、福祉等総合的にサービスを提供していくことを重点として、施策を推進します。

また、子育ての多様化、高齢者の生きがいづくり、障害者の自立など、一人ひとりの生き方を応援するための施策の充実に積極的に取り組みます。

2 豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり

地域の人材、企業、伝統・文化、自然、各種施設など、多様な資源をつなぎ、活用して、社会の変化に主体的に対応できる、たくましい子どもを育てていくことを重点として、施策を推進します。

また、住民相互の交流と連帯感に支えられた健康で生きがいのあるまちづくりをめざし、従来から活発に行われてきた地域での文化・スポーツ活動など、住民の自主的な活動・運営を支援して、いつでも誰もが関心あるテーマで学習・活動でき、その成果を地域で活かすことのできる環境づくりを進めます。

3 環境と調和した快適で安全なまちづくり

良好な環境の保全と利便性の向上を基本とするまちづくりの中で、住民の意向を的確に把握しながら、道路・交通をはじめ、住民生活を支える各種の基盤整備を計画的に進めていくことを重点として、施策を推進します。

また、防犯・防災などの安心・安全や、汚水・排水処理などの環境衛生、航空機の騒音対策など、生活者の目線から、地域特性に応じたきめ細かい暮らしの質の向上に取り組みます。

4 地域の特性を活かした産業のまちづくり

本町の基幹産業である農業は、食糧の供給や豊かな田園環境の構成などの重要な役割を果たすものであり、地産地消^{*1}や食育^{*2}などの新たな視点も重視しながら、観光や商業との連携を促進し、時代の変化に対応した農業経営を支援します。

また、地域に密着した商業振興や交通体系の充実などの地域の特性を踏まえた産業振興を重点として、施策を推進します。

*1 地産地消：地域生産地域消費の略、地域で生産された産物をその地域で消費すること

*2 食育：さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

5 互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり

新しい町として住民の一体感の醸成と地域力の復元をめざし、住民と行政、また住民同士の交流・連携の機会を積極的に提供し、歴史ある地域の組織や活動の活性化とともに、新たな人のネットワーク^{*3}づくりを促進し、多様なテーマ・関心に基づいて人と人のつながりを生み出すことを重点として、施策を推進します。

また、このようなネットワークづくりを支えるため、地域の情報化を積極的に促進します。



*3 ネットワーク：一般に、網状の組織・仕組み（人、情報、コンピュータなど）

第4章 施策の大綱

まちづくりの目標を達成するため、以下のような方向で施策を進めます。

1 健康で笑顔が輝くまちづくり

(1) 一人ひとりの明るい人生を支える

誰もが希望に満ち、生きがいを持って暮らしていけるよう、多様なニーズに応えられる子育て支援サービスの提供や、高齢者の介護予防の充実と社会参加の促進、障害者の地域での生活などを支援する仕組みやサービスの充実に努めます。また、このような福祉サービスを支える環境として、ボランティア^{*1}から専門知識を持つ人材まで、地域福祉を担う人材の育成とネットワーク^{*2}化を積極的に進め、家庭や地域、関係機関が連携する地域福祉体制を確立します。さらに、誰もが気軽に安心してまちに出かけられるよう、ユニバーサルデザイン^{*3}のまちづくりを進めます。

(2) いのちと生活の安心を守る

保健・医療・福祉の連携により、健康に関する情報発信や相談、検診などの充実を図り、一人ひとりの健康づくりへの意識の向上と取組みの充実を積極的に支援します。このため、地域の医療機能を有効に活用し、保健・医療・福祉の総合的な体制整備を進めます。また、誰もがどんなときでも安心して暮らせるよう、国民年金制度をはじめとする社会保険制度の重要性を啓発するとともに、介護保険、国民健康保険などの安定的な運営に努めます。

2 豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり

(1) 自立した未来の担い手を育てる

子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育てるため、きめ細かな指導とそれを支える指導体制を整備するとともに、豊かな教育活動を通して自己肯定感を高める教育を推進します。また、児童・生徒数の動向や施設の老朽度を踏まえた安全で快適な教育環境づくりを進めます。さらに、学校と家庭、地域が連携した交流・体験の機会の拡充に加え、町の明日を創る青少年が健やかに育つよう、家庭教育の重要性の啓発に努めるとともに、子ども会や青少年相談員など、地域の連携による自主的な活動を積極的に支援し、青少年のコミュニケーション能力やリーダーシップ、町を愛する心を育てていきます。

(2) 個性を活かす機会を充実する

誰もが自分の関心に応じて学習・活動し、その成果を地域の活気づくりに活用できるよう、住民ニーズを的確に把握し、生涯学習プログラムの充実やボランティアなどの人材育成を進めます。また、情報拠点としての図書館など、自主的な学習・活動を支える環境の充実に努めます。

地域資源である歴史や伝統を保全するとともに、優れた芸術文化に触れる機会や発表の場を積極的に提供し、住民による自主的な文化活動を支援します。また、従来から活発に行われてきたスポーツ活動を活かし、大会等のイベントの開催や団体・指導者の育成を通じて健康的なまちづくりを進めます。

*1 ボランティア：自主的に社会事業等に参加し、奉仕活動をする人

*2 ネットワーク：一般に、網状の組織・仕組み（人、情報、コンピュータなど）

*3 ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能のようにデザインすること

3 環境と調和した快適で安全なまちづくり

(1) 暮らしやすい都市の機能を整える

環境との共生と利便性の向上に向けた計画的な土地利用の中で、住民の交流や町の一体化の中心となる機能整備を進めるとともに、町の骨格となる幹線道路の整備や公共交通機能の確保により、町の魅力の向上を図ります。また、合併処理浄化槽^{*4}の普及と農業集落排水施設^{*5}の維持に努めるとともに、一部事務組合と連携しながら、ごみ・し尿処理事業を充実し、ごみの減量化・再資源化を促進します。

さらに、地区によっては特に大きな影響を受けている航空機の騒音対策に引き続き取り組むとともに、空港との共生を図ります。

(2) ふるさとの水と緑を保全・活用する

豊かな自然環境を町の個性として保全・活用していくため、環境・景観に対する住民の関心・認識を高めながら、自主的な活動を積極的に支援します。また、町の象徴的な存在である栗山川や九十九里自然公園など、地区の特性を活かした自然に親しめる空間、子どもからお年寄りまでが憩える空間づくりに取り組み、環境と共生するまちづくりを総合的に進めます。

(3) 生活の不安とリスクを和らげる

防災や防犯・交通安全について、関係機関との連携による体制の充実を図るとともに、積極的な情報提供に努めながら、一人ひとりの意識の高揚と地域の自主的な活動の育成を図り、住民の眼の行き届く安全な環境づくりを進めます。消防・救急については、計画的に機能の充実を進めるとともに、人員確保・体制強化を促進します。

また、墓地・火葬場のあり方の検討や消費生活における相談体制の充実など、生活の中のさまざまな不安やリスク^{*6}の解消に努めます。



町民体育祭

*4 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽

*5 農業集落排水施設：農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設

*6 リスク：予測できない危険

4 地域の特性を活かした産業のまちづくり

(1) 資源を活かして魅力を高める

農業生産性の向上に向けた基盤整備を計画的に進めるとともに、これからの農業を担う人材の育成や企業的な経営に対する支援に努めます。また、環境保全型農業や地産地消の推進に加え、観光や商業との連携によって第一次産業の振興を図ります。

こうした農業などの地場産業に加え、海・川・池沼などの自然資源や、史跡・伝統芸能などの歴史資源を活かしながら、観光の基盤・環境の整備と町の魅力の発信を進めます。

(2) 地域のニーズを満たす産業を応援する

新たな雇用機会を創出し、若者の定住を促すため、高規格道路や成田国際空港への近接性を活かし、工業団地等への企業誘致を進めます。また、住民に身近な商業機能の維持に努めるとともに、地場産業や観光と連携した商業・サービス業の活性化を図ります。

さらに、安定した雇用の一環として、関係機関と連携しながら、雇用情報の提供に努めるとともに、地域のニーズ^{*1}に即した新たな事業の創出を支援します。

5 互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり

(1) 誰もが尊重される社会を実現する

学校や企業などと連携しながら、国籍や性別、障害など、一人ひとりの個性を互いに理解・尊重し合う社会の形成を進めます。

その中で、男女が互いに個人として尊重され、対等な立場でその能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現に努めます。また、国際性豊かな人と文化を育てるため、住民の国際理解や地域に暮らす外国人との交流を促進します。

(2) ネットワークで新しい時代の社会を創る

住民同士の交流や組織横断的な連携の機会を通じて、誰もが気軽に参加しやすい地域組織づくりや、個人の自由な関心やテーマに基づいたグループ活動（ボランティアやNPO^{*2}など）を促進し、地域における課題の解決や活力の創出を支援します。

また、インターネット^{*3}などを活用して、地域情報の共有を進めながら、町の魅力の発信や人々の内外の交流を促進するとともに、すべての住民が高度情報化の恩恵を受けられるよう、学習機会の充実等に努めます。さらに、電子自治体化を推進し、住民ニーズに即した行政サービスの効果と効率の向上に努めます。

*1 ニーズ：必要、需要、要求

*2 NPO：Non-profit organization の略、非営利組織

*3 インターネット：複数のコンピュータネットワークを相互接続し、全体がネットワークとして機能するようにしたもの

第5章 構想推進のために

基本理念や将来像を踏まえ、以下のような施策横断的な考え方をもって、基本構想を推進します。

(1) 住民参加

住民の連携、コミュニティ^{*4}活動の活性化を促進しながら、行政に関する情報のきめ細かい提供と住民がまちづくりに参加できる多様な機会の提供を積極的に行い、住民や企業、行政がそれぞれの役割を分担し、連携する、協働のまちづくりを進めます。

(2) 行政運営

住民の目線でわかりやすく便利なサービス提供に努めるとともに、職員の資質や組織機能の向上により、柔軟で機動的な行政運営を進めます。また、地方分権に対応した政策立案能力の向上とともに、計画・事業実施・評価・見直しのサイクルに沿って、政策の効率性・有効性の向上に努めます。

(3) 財政運営

自治体経営の視点から、日常的なコスト削減はもとより、具体的な目標設定、評価・モニタリング^{*5}に基づく重点の明確な予算編成を行うとともに、民間の活用や受益者負担の適正化など、厳しい地方財政に対応できる財政の構造的な転換を進めます。

(4) 広域連携

時代の流れや地方分権の動きを引き続き研究しながら、住民ニーズ^{*6}や施策の効果・効率を的確に判断して、今後の広域連携のあり方について検討を進めます。



*4 コミュニティ：共同体意識を持つ人々の集団

*5 モニタリング：事業実施中に事業の進捗状況や成果を継続的に点検すること

*6 ニーズ：必要、需要、要求

■ 基本構想の構成

将来像

『栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち
～ 協働のまちづくり ～』

まちづくりの目標

まちづくり

健康で笑顔が輝く

まちづくり

豊かな心を育む教育・文化の

まちづくり

環境と調和した快適で安全な

まちづくり

地域の特性を活かした産業の

まちづくり

互いの理解とふれあいに満ちた

施策の大綱

一人ひとりの明るい人生を支える

いのちと生活の安心を守る

自立した未来の担い手を育てる

個性を活かす機会を充実する

暮らしやすい都市の機能を整える

ふるさとの水と緑を保全・活用する

生活の不安とリスクを和らげる

資源を活かして魅力を高める

地域のニーズを満たす産業を応援する

誰もが尊重される社会を実現する

ネットワークで新しい時代の社会を創る

構想推進のために（住民参加、行政運営、財政運営、広域連携）

まちづくりの
基本理念

「調和と創造 自立するまち」

第 3 部

前期基本計画

第 1 章 健康で笑顔が輝くまちづくり

第 2 章 豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり

第 3 章 環境と調和した快適で安全なまちづくり

第 4 章 地域の特性を活かした産業のまちづくり

第 5 章 互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり

第 6 章 構想推進のために

第 7 章 リーディング・プログラム

第1節 一人ひとりの明るい人生を支える

1 子育て支援

基本方針

誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、保護者の意識やニーズを的確に把握し、地域や家庭と連携しながら、子育てサービスや子どもの居場所の充実に努めます。

現状と課題

保育所は公立3箇所、私立5箇所、計8箇所に加え、民間の子育て支援センター1箇所が運営されています。公立保育所については、建物の老朽化への対応、自園給食についての検討などが課題のほか、一部の私立保育園では利用者が定員を超えています。特に、一時保育の利用者は増加傾向にあり、サービスの多様化への対応が課題となっています。

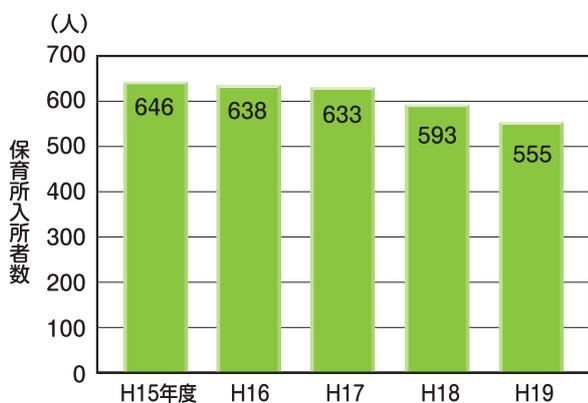
また、子育て支援センターではボランティア*1による取組みが盛んに行われているほか、子育て教室を開催していますが、今後は子育てサポーター*2のリーダー育成が重要となっています。同時に、子ども会や青少年相談員など、地域の活動の中核となる人材の育成や、自主的な子育てサークル*3などの活動間のネットワーク*4化も重要です。

一方、小学1年生から3年生を対象とした放課後児童クラブは3箇所あり、利用を希望する家庭は増加しています。今後は、その充実とともに、全学年を対象とした「放課後子どもプラン」を推進することが求められています。

さらに、本町では0歳から小学校修了までの医療費の無料化を行っており、利用実績が増加しているため、今後は事業費の増大による財源の確保が課題といえます。併せて、小児救急医療の充実を望む声も多くなっていますが、体制の整備には広域的な連携が不可欠であり、関係機関への働きかけが必要となっています。

今後は、共働き家庭や離婚の増加などから、働く女性が育児と仕事を両立できるような支援、母子・父子世帯などひとり親家庭への支援などの充実がますます重要となってくるものと考えられます。

保育所入所者数の推移



資料：福祉行政報告例

放課後児童クラブの推移

(単位：人)

年度	横芝小学校児童クラブ	上堺小学校児童クラブ	ひかり児童クラブ	計
15	34	18	18	70
16	35	26	50	111
17	40	32	68	140
18	43	30	76	149
19	42	35	76	153

資料：教育課

*1 ボランティア：自主的に社会事業等に参加し、奉仕活動をする人々

*2 子育てサポーター：自らの子育ての経験を活かし、保護者の相談や交流事業などを支援するボランティア

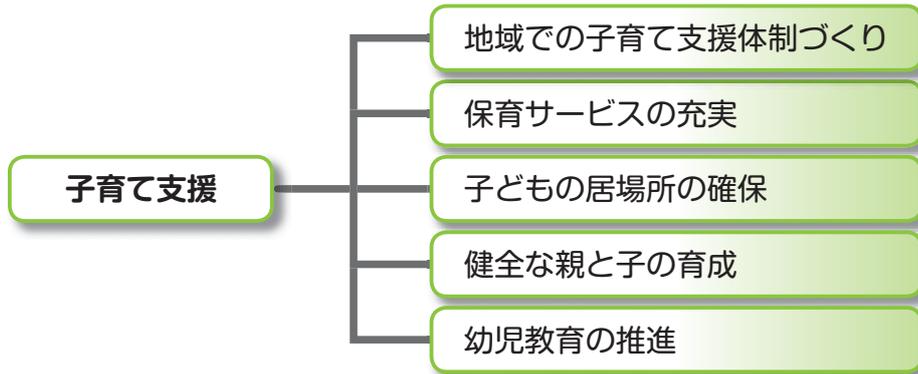
*3 子育てサークル：子育て中の保護者が子どもを連れて集まり、子ども同士を遊ばせながら、学習や情報交換、交流行事などを実施するグループ

*4 ネットワーク：一般に、網状の組織・仕組み（人、情報、コンピュータなど）

*5 ニーズ：必要、需要、要求

*6 ブックスタート事業：0歳児健診などで、乳児と保護者に絵本を手渡す活動

施策の体系



施策の内容

(1) 地域での子育て支援体制づくり

子育てに関わる総合的な計画を策定し、地域全体が連携しながら、安心して子どもを育てられるまちとして、情報提供、相談、交流などの総合的な充実を図ります。

主な施策・事業

- 次世代育成支援地域行動計画の策定
- 子育て支援センター機能の充実
- 子育てボランティアのネットワーク化
- 子育て支援教室の充実
- ひとり親家庭への支援の充実

(2) 保育サービスの充実

多様化する子育てニーズ^{*5}に対応し、保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを育てられるよう、計画的な施設・設備の充実に努めます。

主な施策・事業

- 一時保育など保育サービスの充実
- 病児・病後児保育の充実
- 老朽化した公立保育所の修繕・整備

(3) 子どもの居場所の確保

小学校に通う児童が、放課後などの時間を安心して過ごし、異なる年代の子どもや地域の人々とふれ合うことができるよう、子どもの居場所づくりを進めます。

主な施策・事業

- 放課後子どもプランの推進
- 放課後児童クラブの充実

(4) 健全な親と子の育成

親と子が経済的にも精神的にも安心して健康に暮らすことができるよう、母子をめぐる保健医療の環境充実に努めるとともに、虐待などを防止するため、関係機関との連携を強化します。

主な施策・事業

- 乳幼児・児童医療費助成
- 乳幼児健診・相談の充実
- 妊産婦及び新生児訪問
- 児童相談体制の充実
- 個別支援会議の開催
- ブックスタート事業^{*6}の充実

(5) 幼児教育の推進

各家庭における幼児期からの教育を充実するため、幼稚園就園に対する補助とともに、保育所と幼稚園の連携を促進します。

主な施策・事業

- 私立幼稚園就園奨励費補助事業

2 高齢者支援

基本方針

高齢者の安心な暮らしを守るため、介護サービスの質の向上に努め、地域の日常的な交流や支援の活動を育てるとともに、高齢者が生きがいを持って元気に活動できる社会環境を充実します。

現状と課題

平成 17 年の国勢調査によると、本町の 65 歳以上の人口は 6,738 人で総人口の 25.9%、75 歳以上の後期高齢者は 3,326 人で 12.8% を占め、高齢化が進んでいます。

そうした状況も踏まえ、介護保険制度の改正を受けて、高齢者の健康増進と自立をめざして介護予防事業や生活支援事業に取り組んでいますが、今後は、その中核として横芝光町地域包括支援センターを活用していく必要があります。

加えて、介護予防を推進していく上で、地域密着型施設として、認知症高齢者を対象とする施設の整備など、地域のニーズに応じた環境整備も重要となっており、特に後期高齢者が急速に増える中で、特別養護老人ホーム等の施設の整備も課題となっています。

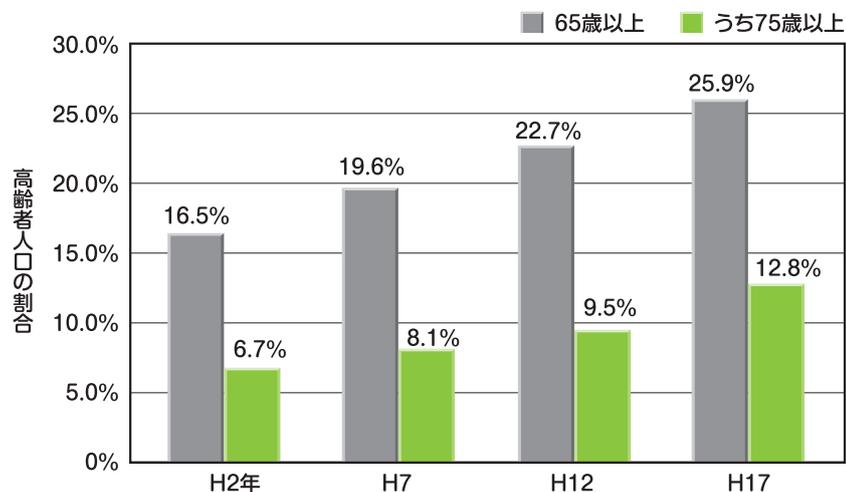
また、高齢者だけの世帯が増えており、日常生活における地域での見守りや交通手段の確保も課題です。

その一方で、現代では 60 歳はまだ現役であり、社会参加や就労に対する意欲は大変強くなっており、シルバー人材センターにも 300 名弱が登録し、活発に活動しています。

このように、高齢者が知識、経験、技能を活かして積極的に社会参加することはまちづくりにとっても、また、自身の健康づくりや生きがいづくりとしても重要といえます。

ただし、老人クラブなどは人数もクラブ数も減少しており、今後は、趣味や仕事の技能を活かせる活動など、参加のきっかけを多様化して参加しやすくすること、活動のリーダーとなる人材を見出していくことなどが必要となっています。

■ 高齢者人口の推移



資料：国勢調査

施策の体系



施策の内容

(1) 介護保険事業の推進

要介護者等が自立した生活を営めるよう、個々の状態に応じたサービス利用に関する情報提供を行うとともに、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、健全な利用の促進とサービスの質の向上に努めます。

主な施策・事業

- 家庭や地域、関係機関等のネットワークの充実
- 情報提供・相談体制の充実
- 適正なサービスの提供

(2) 高齢期の生活支援

介護予防の充実とともに、社会福祉協議会や民生委員などと連携し、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるために必要なサービスを包括的に利用できる体制の充実に努めます。

主な施策・事業

- 地域包括支援センターの活用
- 生活支援事業の充実
- 地域の見守り・相談体制の確立
- 高齢者の外出支援
- 健康づくり対策の充実
- 認知症高齢者を対象とする施設の充実

(3) 社会参加と就労の支援

高齢者が地域の中で生きがいを見出せるよう、世代間交流など生涯学習や地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、高齢者の知恵や経験を活かした就労機会の拡充を図ります。

主な施策・事業

- 文化活動やスポーツの交流機会の充実
- 活動のリーダー育成
- 高齢者ボランティア活動の振興
- シルバー人材センターの充実支援

3

障害者支援

基本方針

障害者が住み慣れた地域で暮らし、自立をめざすことができるよう、社会の理解と地域の支え合いを促進しながら、相談体制の充実や就労に向けた支援を進めます。

現状と課題

障害者手帳所持者数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者とも、年々増加する傾向にあります。

障害者施策をめぐっては、平成 15 年の措置制度から支援費制度への抜本的な制度改正に続き、平成 18 年の自立支援法施行により、三障害共通で地域生活と就労への支援を通して自立をめざすサービスの方向性が明確になっています。

今後は、自立支援法に基づいて、障害者の自立に向けたサービスの計画的な充実に努めるとともに、それぞれのニーズに合った地域での生活支援を進めることが重要です。

そのため、障害者のニーズや相談の多様化に対応できる、資格を持った相談支援員の配置が課題となっています。

また、精神障害者に対しては、保健所の協力を得ながら、社会復帰や仲間づくりを目的とした在宅精神障害者デイケアクラブを行っており、こうした関係機関との連携づくりも進める必要があります。

さらに、障害者の生活支援としては、障害児のリハビリテーション^{*1}機能が周辺に不足しているため、医療機関との連携が課題であるほか、バリアフリー^{*2}化など、障害者・児が安心して暮らせる身近な環境の安全確保が必要です。

障害者の地域での自立した生活を実現するための基本的な環境整備として、家庭や学校をはじめ、地域社会での障害者に対する正しい理解の普及が一層重要となっています。

■ 障害者施策への意向

(単位：%)

施 策	障 害 種 別		
	身 体	知 的	精 神
保健・医療の充実	63.4	42.6	41.7
生活支援（福祉サービス）の充実	51.5	61.7	48.3
生活環境の充実（災害時や住まいなどの支援）	33.3	34.0	18.3
相談支援と権利擁護の推進	24.4	27.7	36.7
雇用・就労の促進	12.7	23.4	36.7
社会参加の促進	7.0	6.4	15.0
福祉教育・啓発・広報活動の推進	6.2	8.5	10.0
教育・療育の充実	2.2	19.1	3.3
その他	1.1	0.0	6.7

資料：障害者福祉アンケート調査結果（平成 18 年 10 月実施）

*1 リハビリテーション：障害者の身体的、精神的、社会的能力を最大限に回復させ、積極的な自立を促すこと

*2 バリアフリー：社会生活をする上で障壁（バリア）となるものを除去すること（物理的なものに加え、社会的、制度的、心理的な障壁も含まれる）

*3 福祉的就労：福祉施設で支援を受けながら、一般就労への移行に向けた訓練を兼ねて仕事を行うこと

*4 特別支援教育：知的な遅れのない発達障害を含めて、障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合った指導及び支援を行うもの

施策の体系



施策の内容

(1) 障害者の地域生活の支援

障害者福祉計画に基づいて、障害者のニーズに応じたサービスの充実に努めるとともに、地域での自立をめざす生活の支援の充実を図ります。

主な施策・事業

- 障害者福祉計画の推進
- 地域自立支援協議会の設置
- 相談体制の充実
- 障害者団体の育成・支援
- 地域療育ネットワークの構築

(2) 暮らしやすい環境の整備

誰もが安全で快適に街を利用できるよう、道路や公共施設における物理的な障壁の解消に努めるとともに、日常のコミュニケーションや移動の支援、緊急時の対応など、暮らしやすい環境の整備を進めます。

主な施策・事業

- 公共施設のバリアフリー化
- コミュニケーションや移動支援の充実
- 災害時などの地域支援体制や情報提供の充実

(3) 障害に対する理解の促進

地域活動や学校教育を通じて、障害者との交流の機会を充実に、障害者に対する正しい理解を促進します。

主な施策・事業

- 福祉教育の充実
- 各種イベント・行事等への参加の促進
- 障害者雇用の促進

(4) 各種専門機関との連携

障害者が個性に応じて自己実現を図ることができるよう、特別支援学校等との連携により教育の充実を図るとともに、民間企業等の理解を促進し、福祉的就労^{*3}及び一般就労を支援します。また、心身の健康を維持するため、病院等との連携によるリハビリテーション機能の充実を図ります。

主な施策・事業

- 特別支援教育^{*4}の推進
- 就労支援事業所等を活用した就労促進
- 病院との連携によるリハビリテーション機能の充実

4 地域福祉

基本方針

地域全体で支え合うまちをつくるため、参加しやすい活動や場所の充実、人材や活動のネットワーク化を通じて、地域が共に生きる意識と力の再生を促進します。

現状と課題

近年、核家族化や少子高齢化の進行、価値観の多様化などから、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化し、かつての相互扶助機能が弱まっています。同時に、情報保護への過剰な反応などから、個人の情報提供に対する理解と協力が得られず、民生児童委員等の活動に支障をきたしている面があるのも事実です。

一方で、子育てや高齢者の見守りの必要性に加え、家庭内暴力や虐待、引きこもりなどが新たに地域の課題としても取り上げられるようになってきました。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、住民、事業者、行政がともに地域福祉について考える必要があり、社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動への関心を高めるとともに、リーダーや活動の調整役の育成を図ることが重要です。特に、これから増加していく高齢者の中から活動を主導する人材が生まれることが望まれます。

また、高齢化が一層進んでいく中で、誰もが安心して暮らせる地域の環境としては、公共施設のバリアフリー化や情報のバリアフリー化も引き続き進めていくことが必要です。



南条地区社会福祉協議会による「しめ縄づくり教室」



施策の内容

(1) 地域共助の意識の醸成

交流活動の充実によるコミュニティ^{*2}の活性化や学校での福祉教育の推進などを通じて、地域の共助の意識を醸成します。

主な施策・事業

- 地域福祉に関する意識啓発
- 福祉教育の推進

(2) 地域福祉体制の充実

社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、地域福祉を担う人材を育成して、ボランティア活動の活性化やネットワーク化の支援に努めます。

主な施策・事業

- 地域福祉計画の策定
- 福祉関係団体への支援
- ボランティアの育成・ネットワーク化
- 災害弱者リストの作成
- 地域見守り体制の確立
- 福祉施設の機能充実
- 保健・医療・福祉の連携

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

急速に進む少子高齢化の中で、誰もが安心して楽しく過ごせることを基本とするまちづくりに努めます。

主な施策・事業

- 公共施設のバリアフリー化
- ユニバーサルデザインに関する理解促進
- 情報のバリアフリー化

*1 ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なようにデザインすること

*2 コミュニティ：共同体意識を持つ人々の集団

第2節 いのちと生活の安心を守る

1 保健・医療

基本方針

いつでも快適で安心な暮らしを送れるよう、すべての基本となる健康を重点として、一人ひとりの意識・理解の向上と日常的な健康づくりを積極的に支援するとともに、それを支える保健・医療体制の充実に努めます。

現状と課題

住民アンケートの結果によると、健康づくりの推進にかかる施策については満足度が高くなっていますが、高齢化や疾病構造の多様化などから、健康への関心は高まっており、健康づくりの一層の普及啓発を図る必要があります。

特に、食生活の多様化や運動不足、ストレスなどによって年々生活習慣病が増加しているため、有病者・予備群を10%減少させることを目標として、健診・保健指導を継続的に実施していくことが必要です。

また、生活習慣病については、小児期から予防する必要性が増しているため、関係機関と連携し、保育所、幼稚園、学校、保護者を含めた食育の推進や家族ぐるみでの予防の取り組みが重要になっています。

さらに、がん予防やがん検診の推進、全国平均より高い歯の低下をめざした、「8020運動^{*1}」の推進や食生活・生活習慣の改善なども重要です。

一方、町立病院として町内の医療機能の中心となる東陽病院には現在、一般病床及び療養病床 計100床がありますが、今後は国の方針も踏まえて、病床の効率的な利用を図っていく必要があります。併せて、窓口業務などの向上と診療科目の充実が外来部門の課題となっています。

医療機関については、行政圏域と医師会、消防組合、輪番制休日当番医などの枠組みが異なるため、広域的な調整を行う必要があります。



東陽病院



健康づくりセンター「プラム」

*1 8020運動：80歳で20本の歯を残そうという運動

施策の体系



施策の内容

(1) 健康づくりの推進

健康診査・検診の充実やきめ細かい一人ひとりへの保健指導の充実により、住民の自主的な健康づくりを推進するとともに、感染症予防などの危機管理に努めます。

主な施策・事業

- 健康増進計画の策定
- 健康診査・各種検診の充実
- 生活習慣病予防の体制整備・拡充
- がん予防の推進
- 歯科保健対策の充実
- 健康づくりセンターの機能充実
- 保健・医療・福祉の連携

(2) 健康への意識・理解の向上

地域活動や学校教育を通じて、健康づくりに対する一人ひとりの意識・理解の向上を促進し、地域で健康づくりに取り組む体制づくりを支援します。

主な施策・事業

- 健康関連情報の提供
- 相談体制の充実
- 健康まつりの実施
- 食育の推進

(3) 医療体制の整備

住民のニーズを的確に捉え、地域の医療機関や保健・福祉部門などとも連携を強化しながら、町立東陽病院の機能充実に努めます。

主な施策・事業

- 医師の確保
- 診療科目の充実
- 保健・医療・福祉の連携
- 東陽病院の健全な運営

2 社会保険

基本方針

誰もが健康で安定した生活を送ることができるよう、社会保険制度に対する一人ひとりの理解を深め、関係機関との連携のもと、社会保険制度の適切な運営を進めます。

現状と課題

国民健康保険被保険者の総数は減少傾向にあります。高齢者の増加に伴って、医療費は増加傾向が続いています。その中であって、保険税収納率が伸び悩んでいるため、積極的な収納対策を講じ、国民健康保険財政の健全な運営を図っていくことが重要となっています。

また、後期高齢者医療制度の創設と退職者医療制度の廃止など、大きな制度改正が相次ぐため、これに的確に対応しながら国民健康保険制度を運営していくことも求められています。

このように、人口構造の変化に伴い、各種社会保険制度の見直しが進められていますが、制度維持のためには健康増進が最も基本的な重要課題です。

本町では、健康の維持増進のため、関係機関と連携して水中ウォーキング教室や人間ドックなどの事業を行っていますが、参加者数や受診者数が伸び悩んでいることが課題となっています。

一方で、介護保険制度は、利用者の拡大とともに給付費が年々増大し、平成 17 年には自己負担化などの制度改正が行われており、引き続き、介護保険制度の健全な運営に向けた理解促進が必要です。

■ 国民健康保険加入者数の推移

(単位：人)

年 度	総数 (A)	退職被保険者等 (B)	一般被保険者 (A) - (B)	
			老人医療受給者	左以外の者
15	14,658	991	3,591	10,076
16	14,648	1,109	3,452	10,087
17	14,590	1,286	3,268	10,036
18	14,449	1,407	3,144	9,898
19	14,165	1,531	2,991	9,643

※各年度 4 月月報の数値

資料：国保事業月報

■ 要介護（要支援）認定者数の推移

(単位：人)

年度	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
14	50	149	111	91	132	103	636
15	62	169	130	102	126	116	705
16	79	200	124	115	132	122	772
17	101	230	137	123	141	107	839
18	95	240	124	140	133	116	848

資料：介護保険事業状況報告年報

施策の体系



施策の内容

(1) 国民健康保険事業の推進

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、医療費の適正化と保険税の収納率の向上に努めるとともに、情報提供による健康の意識向上や民間と連携した健康診査・検診や健康づくり活動の実施などを積極的に進めます。

主な施策・事業

- 国民健康保険制度の周知
- 保険税収納率の向上
- 健康増進事業の充実
- 人間ドック事業の充実
- 特定健診・特定保健指導の推進
- 国民健康保険制度の健全な運営

(2) 介護保険制度の健全運営

介護保険制度についての住民理解を促進し、健全な財政運営に努めます。また、家庭や地域、関係機関等との連携を十分に図り、利用者が望むサービスの確保と質の向上に努めます。

主な施策・事業

- 介護保険制度の周知
- 介護保険事業計画の策定
- 介護予防事業の充実
- 地域包括支援センターの活用
- サービス提供の適正実施促進

(3) 後期高齢者医療制度の推進

75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者の独立した医療制度が創設されたため、事業の実施主体である広域連合と連携をとり、制度の周知を図ります。

主な施策・事業

- 後期高齢者医療制度の周知
- 広域連合との連携
- 後期高齢者医療制度の健全な運営

第1節 自立した未来の担い手を育てる

1 学校教育

基本方針

児童・生徒一人ひとりが、その特性を活かして自立していけるよう、確かな学力の定着や自己肯定感の醸成を図ります。また、地域の人々との交流を通して、コミュニケーション能力、働くことへの意識、まちへの愛着心などを育てます。

現状と課題

本町の学校教育の現状として、児童・生徒数は減少傾向にあり、中長期的には適正な学校規模や学級編制について検討していく必要があります。

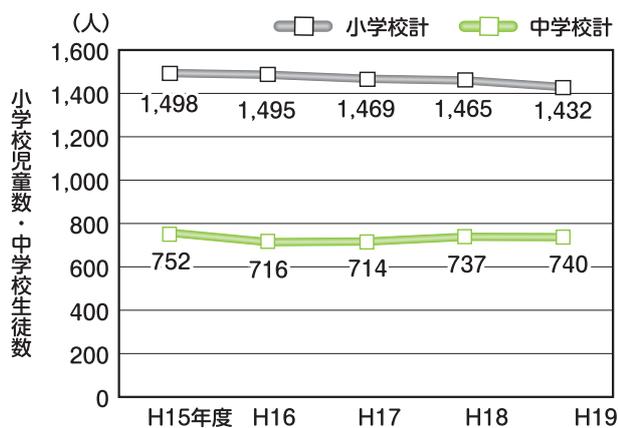
また、教育内容の向上に向けて、各種研修や研究に取り組んでいますが、学ぶ意欲や生活習慣の未確立、問題行動、学力の低下等、教育現場における問題は深刻化しており、教職員の一層の資質の向上を図ることが求められています。

さらに、今日の国際化社会、知識基盤社会^{*1}をたくましく生きていくには、学ぶ喜びや学んだことを活かせる喜びを重視する中で、確かな学力を育成し、生きる力を育むことが重要です。そのためにも、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を見直し連携することが必要です。

加えて、特別な教育的ニーズ^{*2}のある児童・生徒（LD^{*3}・ADHD^{*4}・高機能自閉症^{*5}等）への対応の充実も重要性を増しています。

一方、施設面では、すべての小学校が昭和40～50年代の建築で老朽化が進んでおり、施設の耐震化と安全確保が必要となっています。また、現状では2つの給食センターがあり、施設の老朽化を考慮しながら、より効率的な運営に移行する必要があります。

■ 小学校児童数・中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査

■ 小・中学校位置図



施策の体系



施策の内容

(1) 教育内容の充実

学力の向上はもとより、自ら考え、人とコミュニケーションをして、課題の解決ができる子どもを育てるため、地域資源なども活用しながら、教育内容の充実、多様化に努めます。また、食育と併せて、心と体の教育を推進します。

- | 主な施策・事業 |
|----------------------------|
| ■ 学力・学習状況を踏まえた授業の充実 |
| ■ 人間関係づくり事業の推進 |
| ■ 地域人材の発掘と地域教材の開発 |
| ■ キャリア教育 ^{*6} の推進 |
| ■ 規範意識の醸成 |
| ■ 食育 ^{*7} の推進 |

(2) 学校運営の充実

児童・生徒一人ひとりに応じた、きめ細かい教育をめざし、多様なニーズに対応できる教員の資質の向上や指導体制の整備を進めるとともに、地域との連携による地域に根ざした学校運営を推進します。

- | 主な施策・事業 |
|------------------------------|
| ■ 学校の教育方針や取組みの積極的な発信と学校評価の活用 |
| ■ 教職員研修の充実 |
| ■ 特別支援教育の推進 |
| ■ 特色ある教育の推進 |

(3) 教育環境の整備

家庭・地域と連携し、安全で開かれた学校づくりを推進します。また、学校の耐震化などを計画的に進めるとともに、児童・生徒数の動向と施設の老朽度を考え合わせ、学校施設や給食センターの充実を図ります。

- | 主な施策・事業 |
|-----------------------|
| ■ 家庭・地域との連携による安全パトロール |
| ■ 防犯機能の向上 |
| ■ 学校施設の耐震化工事 |
| ■ 老朽学校施設設備の整備 |
| ■ 中学校の建替え |
| ■ 給食センターの統合・建設 |

*1 知識基盤社会：新しい知識、情報、技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会
 *2 ニーズ：必要、需要、要求
 *3 LD：学習障害；一般的な知的発達に遅れはないが、特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す状態
 *4 ADHD：注意欠陥／多動性障害；年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性・多動性を特徴とする行動の障害
 *5 高機能自閉症：知的発達の遅れを伴わない自閉症
 *6 キャリア教育：児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育
 *7 食育：さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

2 青少年育成

基本方針

次代の横芝光町を担う青少年を健全に育てるため、家庭・学校・地域社会が一体となって、豊かな心を育む家庭教育を進めるとともに、青少年が活躍できるようリーダーなどの人材育成を支援し、多様な青少年活動の連携を促進します。

現状と課題

青少年をめぐる社会環境は急速に変化しており、自分や他人を大切に、責任を持って行動する意識を育てるには、改めて地域や家庭の力が必要となっています。

現在、本町では、青少年相談員 53 名が主にパトロールや交流事業を行っているほか、23 の子ども会が宿泊事業、スポーツ大会、季節イベントなどを行っています。また、スポーツ少年団は 18 団体が加入しており、スポーツ振興や各種交流活動など活発に活動しています。

今後は、住民による、より積極的で自主的な運営のできる体制づくりやリーダーの育成などが課題となっています。

こうした活動のほか、親子の関係のあり方、しつけ、教育の不安などに関する情報提供や相談体制を充実するとともに、親子がともに参加できる機会を通じて、家庭教育力の向上を図ることも重要です。

このため、健康診査や就学時の説明会など、多くの親が参加できる行事等に合わせたり、子どもの趣味などの機会を通じて、家庭教育の向上につながる事業を続けていくことが必要となっています。



幼児家庭教育学級

施策の体系



施策の内容

(1) 青少年の健全育成

社会体験や交流体験などにより、人との関わり方の学習を促進し、心身ともにたくましい青少年の育成に努めます。また、ジュニアリーダー^{*1}などの人材育成の促進により、住民の自主的な活動の充実を進めます。

主な施策・事業

- 青少年健全育成事業の運営体制の充実
- スポーツ少年団の普及・指導者の育成
- リーダーの育成
- 関係組織と保護者等のネットワーク^{*2}化
- 青少年相談員事業の推進

(2) 家庭教育の支援

家庭での教育に関する相談体制の充実や親子がともに参加できる機会の拡充によって、保護者の理解を深め、学校、地域、家庭の連携により家庭教育を促進します。

主な施策・事業

- 家庭教育学級への支援
- 通学合宿^{*3}の充実
- 家庭教育事業の推進

*1 ジュニアリーダー：地域活動などのボランティア活動を行う中学生・高校生

*2 ネットワーク：一般に、網状の組織・仕組み（人、情報、コンピュータなど）

*3 通学合宿：子どもたちが地域の公民館等に数日間宿泊し、団体生活を行いながら学校に通うもの

第2節 個性を活かす機会を充実する

1 生涯学習

基本方針

住民それぞれのニーズに合った学習の機会や場を整え、自主的な活動を積極的に支援して、住民の生涯学習への意欲を地域文化の形成やまちづくりに活用します。

現状と課題

生涯を通じた学習は、趣味や余暇活動としてだけでなく、生きがいや職業能力の向上など、自己実現のためにも意義が増しています。

その中で、人々の価値観やライフスタイル^{*1}などの多様化に伴い、学習の対象もそのレベルも学習方法も個人によってさまざまになっています。

本町では、生涯学習フェスティバルなどで、住民の実践発表の場と質の高い芸術鑑賞の場を提供していますが、今後は、生涯学習に関わる講座や事業について住民のニーズを捉えながら、特色ある学習講座の開設など、学習の機会や内容を充実していく必要があります。

また、住民の自主的な活動をより活性化するため、中心となる人材の育成支援や、生涯学習サポーター等のボランティア^{*2}確保が課題となっています。

加えて、生涯学習の中核である図書館には現在、30万冊の蔵書がありますが、資料の保管機能の向上や学校図書室との連携、交通弱者の利用促進など、より有効に活用するための対策が必要です。

また、図書館は地域の情報拠点として常に最新の情報を提供するとともに、住民の交流を促す機能としての環境も整えていくことが重要となっています。

図書館利用状況

年度		開館日数	入館者数	登録者数	貸出冊数	ハイビジョンホール	ギャラリー	学習室	会議室	インターネット端末
		(日)	(人)	(人)	(冊、点)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
14		278	213,031	1,147	544,328	2,775	—	3,070	632	—
15		294	188,524	1,105	587,843	1,718	—	2,799	769	—
16		295	274,866	1,086	603,461	2,612	—	2,591	1,035	—
17		296	273,012	873	618,757	2,933	2,493	2,344	2,023	1,388
18	本館	296	245,010	1,570	638,620	2,904	2,798	2,181	371	1,682
	分館	271	881	54	2,508	—	—	—	—	—

※合併前（17年度以前）の数値は、旧光町立図書館（現本館）の数値

資料：図書館利用統計調査

*1 ライフスタイル：生活行動の様式、生活に対する考え方の型

*2 ボランティア：自主的に社会事業等に参加し、奉仕活動をする人

施策の体系



施策の内容

(1) 生涯学習環境の充実

学習プログラム^{*3}の充実や指導する人材の確保・育成を進めるとともに、学習成果を発表する機会の拡充に努め、生涯学習をまちづくりに活用します。また、施設情報や利用情報などの提供体制の充実を図ります。

主な施策・事業

- 学習プログラムの充実
- 人材の育成とネットワーク化
- 生涯学習フェスティバルの開催
- 生涯学習施設の管理

(2) 図書館機能の充実

学校などと連携し、図書館機能をより効果的に利用できるようにするとともに、図書館の持つ情報収集・発信機能を充実し、住民の交流拠点の一つとして活用します。

主な施策・事業

- 資料保管機能の向上
- 図書館と学校図書室の連携
- 交通弱者への図書宅配などの検討
- 地域の情報発信と交流拠点機能の充実
- 図書資料の充実



横芝光町立図書館（本館）

*3 プログラム：講座や行事など、事業企画の計画

2 文化

基本方針

地域に残る有形無形の歴史資産を保全・活用するとともに、住民の自主的な芸術文化活動を支援し、文化のかおるまちづくりを進めます。

現状と課題

地域の歴史資産は、貴重な歴史として守る必要があるばかりでなく、住民の誇りや愛着の源にもつながり、また、今後のまちづくりにも活用することのできる大切な資源です。

現在、本町には、2つの国指定文化財を含む文化財のほか、発掘された多くの埋蔵文化財などがあり、これらの文化資産の保存や展示のための場所が不足しています。

また、高齢化の中で、各地区の伝統行事や民俗芸能の継承者の育成についても早急な支援が必要となっています。

地域の文化を守っていくためには、こうした保存体制の強化に努めるとともに、歴史資産を地域づくりや生涯学習の素材として活用することによって、郷土の文化に対する理解を深めていくことも重要です。

さらに、現在、文化協会加入団体は78団体、9講座がありますが、余暇活動の増大や高齢化の進行に対応し、発表や鑑賞の機会や場の充実を通じて、住民が直接芸術文化に触れ、楽しむことができるよう、自主的な芸術文化活動を活性化することも文化のかおるまちづくりにとって重要です。

文化財の指定状況

指定物件等の名称	指定者	指定年度
芝山古墳群（殿塚・姫塚）	国	S33
鬼来迎	国	S51
海保漁村先生誕生の處	県	S14
古屋薬王院木造薬師如来立像	県	S28
小川台隆台寺銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	県	S28
辻観音院木造阿弥陀如来坐像	県	S33
篠本新善光寺銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	県	S57
鬼来迎古面	県	H13
明光院板碑	町	S47
宗龍寺板碑（2基）	町	S47
不動院板碑	町	S47
隆台寺板碑	町	S47
永享寺板碑	町	S47
虫生路傍 板碑	町	S47
篠本新善光寺 榿の木	町	S47
新井万福寺 榿の木	町	S47
宮川橋場中央幼稚園内 いぬ榿	町	S47
町原大銀杏	町	S49

指定物件等の名称	指定者	指定年度
宝米 阿弥陀三尊	町	S54
宮川 熊野神社神楽	町	S54
横綱小錦八十吉の墓	町	S56
鳥喰下大神楽	町	S56
屋形四社神社本殿	町	S61
屋形四社神社拍犬	町	S61
屋形四社神社御手洗	町	S61
屋形無量寺六地藏	町	S61
中台 庚申塔	町	S61
宗龍寺板碑	町	S63
宗龍寺の榿の木	町	S63
小川台 入定塚	町	H3
宝米 大棟梁大神の杉の木	町	H3
谷中稻荷神社獅子舞	町	H5
古川 浅間神社の森	町	H6
成田山御本尊不動	町	H10
海保漁村著書	町	H10

資料：社会文化課

施策の体系



施策の内容

(1) 文化資産の保全・活用

既存の施設を有効活用し、文化財の保存と活用を図るとともに、地域の人々とともに郷土の歴史を再確認しながら、地域の伝統芸能などを地域資源として伝承し、活用を進めます。また、隠れた歴史・文化資産の発掘、活用を図ります。

主な施策・事業

- 文化財の適正管理と保存
- 伝統芸能の伝承活動の活性化
- 殿塚・姫塚の活用
- 歴史・文化資産の発掘・活用
- ふるさと歴史訪問活動の充実
- 文化財情報の発信

(2) 芸術・文化活動の振興

高度な芸術・文化にふれる機会や自主的な活動の発表の機会を提供し、人々の芸術・文化に対する関心を高めるとともに、趣味や生きがいなど、自己実現への意欲を支援します。また、芸術活動を推進する団体や指導者を育成・支援します。

主な施策・事業

- イベント情報の発信
- 文化鑑賞機会の充実
- 発表の機会・発表の場の充実
- 地域住民の文化活動への参加促進
- 文化活動団体への支援
- リーダーへの支援



光ウインドオーケストラ

3 スポーツ

基本方針

地域で活発なスポーツ活動を積極的に支援し、地域の活性化や一体感の醸成に活用するとともに、住民の健康増進と生きがいづくりのため、誰もが手軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

現状と課題

近年、高齢者だけでなく、若い世代も健康に対する関心が高くなっており、健康づくりのためのスポーツから、自己実現のための競技としてのスポーツ、プロスポーツの観戦やその活用による地域活性化など、人々のスポーツの楽しみ方は多様化しています。

現在、本町では、体育協会加入団体（部）21 団体、スポーツ少年団加入団体 18 団体が積極的に活動していますが、社会体育施設の適正な維持管理など、今後は一層、生涯を通じてスポーツに親しめる環境整備に努める必要があります。

このため、社会体育施設としては、今後も学校施設の開放を進め、地域住民のニーズの充足に努めることが課題です。

また、各種スポーツ大会の開催などを通じて、住民がスポーツに参加し、地域の一体感が醸成されるよう、各種団体の自主性や運営機能の強化を促進することが重要となっています。

■ 体育施設の利用状況

(単位：人)

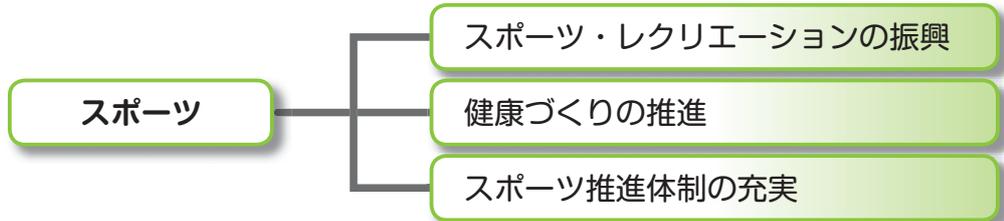
年度	光スポーツ公園	体育館	東野球場	文化の森公園	しおさい公園	ふれあい坂田池公園	横芝海洋センター
16	42,970	20,193	11,312	10,455	48,814	34,348	32,292
17	36,269	19,962	11,677	10,290	55,470	35,672	28,203
18	44,011	19,047	10,873	12,809	65,454	59,016	21,328

資料：社会文化課

■ 体育施設等位置図



施策の体系



施策の内容

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

社会体育施設の計画的な維持管理に努め、有効に活用するとともに、スポーツ・レクリエーション^{*1}の活性化に向け、地域団体による自主的な活動運営について支援します。

主な施策・事業

- 社会体育施設の維持管理
- 社会体育施設の適正配置
- 各種団体の大会運営等への支援
- リーダー育成への支援
- 学校施設の地域開放
- ウォータースポーツ^{*2}の普及促進

(2) 健康づくりの推進

スポーツを通じて、住民一人ひとりが生涯にわたり健康と生きがいを維持できるよう、指導者育成や交流事業などにより、身近なスポーツの振興に努めます。

主な施策・事業

- 指導者の育成
- スポーツを通じた交流事業の実施
- 水辺ウォーク^{*3}の環境整備

(3) スポーツ推進体制の充実

体育協会やスポーツ少年団等の団体への支援、体育指導委員の育成等を通じて、地域スポーツ推進体制の充実を図ります。

主な施策・事業

- 体育協会活動の支援
- 体育指導委員活動の推進
- スポーツ少年団活動の支援
- スポーツ活動推進員活動の推進
- リーダー育成の支援

*1 レクリエーション：余暇活動、娯楽

*2 ウォータースポーツ：海、川、湖など、水の中で行うスポーツ

*3 ウォーク（ウォーキング）：歩くことを主体とした健康法

第1節 暮らしやすい都市の機能を整える

1 市街地整備

基本方針

市街地における利便性の向上とにぎわいの創造に向けて、自然や周辺環境との調和を大切にしながら、人の流れを考えた計画的な都市整備を進めます。

現状と課題

本町の市街地は JR 横芝駅周辺と旧国道沿いに形成されていますが、都市計画区域が旧町単位の横芝都市計画と光都市計画に分かれていることから、均衡のとれた市街地の形成のため、都市計画区域を一元化するとともに、併せて土地利用状況の動向を見極めながら、用途地域の見直しを行う必要があります。

駅周辺については、JR 横芝駅の駅前広場は小規模なため、来場する車両交通に支障をきたしており、利用者の利便性と安全性の向上を図る必要があります。また、機能的な市街地の形成と良好な居住環境の確保を図るため、長期的なまちづくりとして、駅周辺の一体的な整備も課題となっています。

さらに、交通に便利な立地を活かし、横芝光インターチェンジ周辺隣接地に、新たな交流の核として地場製品の販売所（チャレンジハウス等）の整備を計画中であり、住民のニーズ^{*1}や地域の特性を活かした都市形成を図っていく必要があります。

都市計画用途地域等指定状況

	横芝都市計画	光都市計画
都市計画区域	約 3,360ha	約 3,332ha
第1種中高層住居専用地域	約 73ha	約 29ha
第2種中高層住居専用地域	約 28ha	—
第1種住居地域	約 184ha	約 136ha
第2種住居地域	約 10ha	—
近隣商業地域	約 24ha	—
準工業地域	約 28ha	約 13ha
工業地域	約 38ha	—
工業専用地域	約 24ha	約 32ha
合計	約 409ha	約 210ha

※ H13.5.11 指定

資料：都市建設課

*1 ニーズ：必要、需要、要求

施策の体系



施策の内容

(1) 特性を活かした都市計画

長期的な視野に立って町全体の均衡ある発展をめざし、地域特性を活かしたまちづくりを基本として、計画的に都市計画を進めます。

主な施策・事業

- 都市計画区域の一元化
- 用途地域の見直し

(2) 市街地の利便性向上

誰もが動きやすい範囲で市街地としての利便性が高まるよう、住民のニーズ把握に努めながら、広域交通の充実と連動した機能整備を進めます。

主な施策・事業

- 横芝駅前広場の整備
- 市街地整備の面的な検討
- 横芝光 IC 周辺の整備



横芝駅前広場

2 道路・交通

基本方針

町の利便性を高め、地域間の交流を促すため、広域幹線道路網の整備を促進し、幹線町道や生活道路の計画的な整備と安全で快適な道路環境づくりを進めます。また、誰もが利用しやすい公共交通機能の維持・向上を促進します。

現状と課題

本町の幹線道路網は、東西に横断する国道 126 号を中心に県道、幹線町道、広域農道で構成されており、広域幹線道路として銚子連絡道路が平成 18 年 3 月に開通し、さらに匝瑳市までの延伸や圏央道の整備も予定されています。

今後は特に、栗山川が南北に縦断して町を東西に分断していることから、町の一体感を醸成するためにも、東西方向の道路整備が急務となっています。

生活道路については、舗装率は 72% 程度にあるものの、改良率は 50% に満たない状況であることから、地域の実情を勘案しながら計画的に整備を進め、道路環境の向上を図る必要があります。

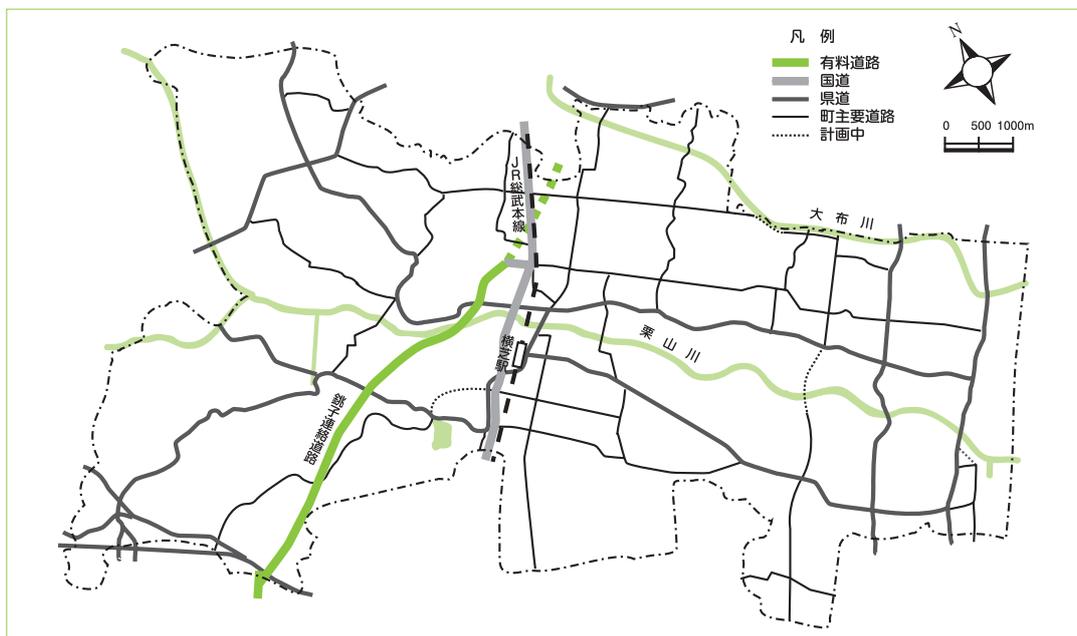
また、わかりやすく個性ある案内標識の設置、高齢者、障害者、子どもなどの利用に配慮した道路整備、道路照明灯による安全で快適な道路環境づくりも求められています。

鉄道は JR 総武本線の横芝駅があり、複線化など利便性向上に対する要望はありますが、車社会の進行によって利用者は限定されているのが現状です。

また、生活路線バスについても、通勤・通学利用者を主な対象として蓮沼線と水戸線が運行されていますが、利用者数は減少傾向にあります。

一方、循環バスは、路線バスなどのない交通空白地域の解消、高齢者等の移手段の確保のために運行されており、一層の効率性及び利便性の向上が必要となっています。

幹線道路図



施策の体系



施策の内容

(1) 幹線道路の整備

広域道路の整備に併せた幹線道路の充実と、特に東西方向の道路整備により、町の骨格づくりと町内交通の利便性向上を図ります。

- | 主な施策・事業 |
|----------------------|
| ■ 幹線町道の整備 |
| ■ 都市計画道路の整備 |
| ■ 栗山川における架橋と取付け道路の整備 |
| ■ 国道・県道の整備促進 |

(2) 生活道路の充実

日常的に利用する道路の歩道や交通安全施設の整備を進めるとともに、住民とともに植栽や美化などを行い、歩行者に優しい道づくりに努めます。

- | 主な施策・事業 |
|----------------|
| ■ 生活道路の整備 |
| ■ 歩道の整備 |
| ■ 交通安全施設の整備 |
| ■ 協働による道路環境の美化 |

(3) 公共交通機能の充実促進

鉄道機能の充実及び生活路線バスの運行維持や芝山鉄道の延伸などについて、関係機関に要望を続けるとともに、住民のニーズを的確に捉え、循環バスの効率性と利便性の向上に努めます。

- | 主な施策・事業 |
|-------------------|
| ■ 鉄道の充実の要望 |
| ■ 生活路線バスの運行 |
| ■ 循環バスの効率性・利便性の向上 |
| ■ 空港シャトルバスの運行 |

■ 横芝光町循環バス利用者実績 (単位：人)

年度	よこしば号	ひかり号	合計
14	18,121	—	18,121
15	22,077	—	22,077
16	23,057	—	23,057
17	20,368	11,394	31,762
18	20,060	16,433	36,493

※ 「ひかり号」は、平成17年4月より運行開始

資料：企画財政課

3 住 宅

基本方針

一般住宅における耐震整備などの安全性向上を促進するとともに、公営住宅の老朽化対策について検討します。

現状と課題

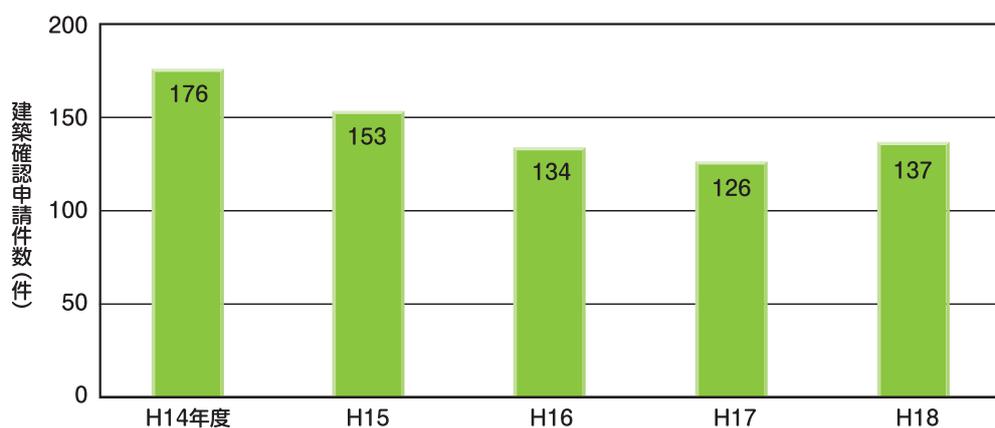
本町には、公営住宅として、町営住宅は竜ヶ塚団地 1 戸、栗山団地 49 戸及び小田部団地 45 戸、県営住宅は大島団地 78 戸、栗山団地 30 戸、光団地 90 戸があり、それぞれ老朽化が進んでいます。

特に町営住宅の老朽化は著しく、入居者も高齢者世帯、単独高齢者が大半を占めており、手すりの設置や段差の解消などが必要となっています。

また、一般住宅の新築及び増築件数は平成 17 年度に 126 件、18 年度に 137 件で、核家族化や既存住宅の老朽化、高齢者（退職者）の転入などにより、今後も同様の水準で推移すると考えられます。

安全な居住環境の維持に向け、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築物に対する耐震診断や消防法改正による火災警報器の設置などについて、周知徹底するとともに、その実施を促進することが重要となっています。

■ 建築確認申請件数の推移



資料：都市建設課

施策の体系



施策の内容

(1) 公営住宅の改善

入居者の高齢化に対応し、老朽化の著しい町営住宅の改修・建替えについて検討を進めます。

主な施策・事業

- 町営住宅の改修・建替えの検討
- 県営住宅の充実の要望

(2) 適正な住宅開発の促進

宅地開発や建築確認における適切な指導により、街並みの景観向上を図るとともに、一般住宅の安全性確保の促進に努めます。

主な施策・事業

- 宅地開発・建築確認の指導の充実
- 耐震診断の実施促進
- 火災報知器の設置促進



4

上水道・下水処理

基本方針

安心安全な上水道の安定供給を図るため、企業団による給水業務の円滑化を促進するとともに、下水処理においては農業集落排水施設^{*1}との整合を図りながら、合併処理浄化槽^{*2}の普及を重点的に促進し、公共水域の保全を図ります。

現状と課題

上水道については、横芝地域は山武郡市広域水道企業団、光地域は八咫水道企業団により給水業務が行われており、普及率はそれぞれ75.1%、81.6%となっています。

現在、一部事務組合が異なることから、利用料金などに多少の格差があることに加え、両企業団ともに老朽化した配水管の敷設替えが課題となっています。

今後は、組合の広域合併も視野に入れながら、関係機関と連携をとって適切な維持管理に努める必要があります。

下水処理については、公共下水道並びに農業集落排水は多額の費用を必要とすることから、旧光町では合併処理浄化槽の設置を整備方針としていました。また、旧横芝町では2箇所で汚水処理施設があり、事業区域としては6集落で農業集落排水事業が実施され、すでに稼動しています。今後は、公共下水道等の事業については財政的な課題があるため、当面は合併処理浄化槽の設置により、汚水処理を推進する必要があります。

そうした状況のもと、新築家屋では合併処理浄化槽の設置が進んでいますが、既存の単独浄化槽^{*3}から合併処理浄化槽への転換が課題です。

なお、農業集落排水については、未接続世帯の接続促進と今後の維持管理に向けた財源確保が課題となっています。

■ 浄化槽等普及率の推移

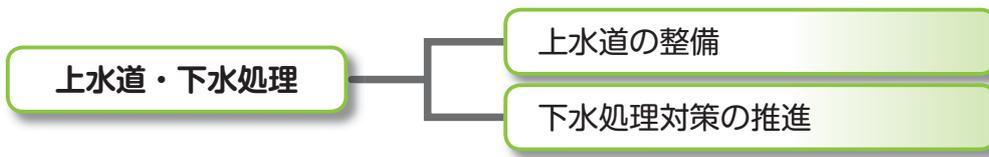
(単位：人)

年		計				
		区域内人口	合併浄化槽	単独浄化槽	汲取り便槽	農業集落排水
14	人口	27,293	7,871	11,301	7,702	419
	割合		28.84%	41.41%	28.22%	1.54%
15	人口	27,164	8,553	10,752	7,191	668
	割合		31.49%	39.58%	26.47%	2.46%
16	人口	26,993	8,759	10,630	6,964	640
	割合		32.45%	39.38%	25.80%	2.37%
17	人口	26,758	8,855	10,590	6,613	700
	割合		33.09%	39.58%	24.71%	2.62%
18	人口	26,789	9,066	10,649	6,334	740
	割合		33.84%	39.75%	23.64%	2.76%

※数値は2組合の合計値、18年度は計画数値

資料：山武郡市広域行政組合、東総衛生組合

施策の体系



施策の内容

(1) 上水道の整備

安全で安定した水の供給のため、老朽化した配水管の計画的な敷設替えを促進するとともに、住民の節水意識の向上を促しながら、水道事業経営の一層の効率化に努めます。

主な施策・事業

- 老朽配水管の計画的な敷設替え促進
- 節水意識の普及啓発
- 水道事業の経営効率化
- 栗山川の水質汚濁の防止

(2) 下水処理対策の推進

新築家屋における合併処理浄化槽の設置促進と、既存の単独浄化槽の転換を積極的に推進するとともに、農業集落排水施設の適切な維持管理に努めます。

主な施策・事業

- 合併処理浄化槽の設置促進
- 農業集落排水施設の維持管理
- 公共下水道の調査・研究

■ 上水道給水人口の推移 (単位：人)

年	区域内人口	給水人口	普及率
14	26,661	20,587	77.22%
15	26,445	20,525	77.61%
16	26,278	20,449	77.82%
17	25,847	20,178	78.07%
18	25,484	19,994	78.46%

※数値は2企業団の合計値

資料：山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団

*1 農業集落排水施設：農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設

*2 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽

*3 単独浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽

5 環境衛生

基本方針

環境の保全と衛生的で快適な生活基盤の充実を図るため、ごみ処理、し尿処理の体制整備を進め、持続可能な循環型社会^{*1}の構築をめざします。また、航空機騒音対策など、快適に暮らせる地域づくりに努めます。

現状と課題

ごみ処理については、横芝地域は山武郡市環境衛生組合、光地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合で収集業務等を行っています。焼却炉の耐用年数やごみ処理広域化の再編への対応が課題となっています。その上で、今後も、持続可能な循環型社会への移行に向け、ごみの減量化や資源の再利用などの取組みを一層進めていく必要があります。

また、近年、山林などへのごみの不法投棄が増え、平成9年度から不法投棄監視員を委嘱し、警察とも協力しながらパトロールなどの防止対策を行っていますが、件数はあまり減っておらず、この対策も課題となっています。

し尿処理については、横芝地域は山武郡市広域行政組合（環境アクアプラント）、光地域は東総衛生組合（光クリーンセンター）で処理を行っており、今後は、水質を保全するため、し尿や汚泥の適切な処理を進めることが重要です。

水質保全については、合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、近隣市町などと協力しながら、昭和47年から「栗山川汚染防止対策協議会」で水質調査や啓蒙活動を行っています。また、使用済み食用油の河川等への流入を防ぐため、廃食用油の回収を行っていますが、そのエネルギー資源などとしての再利用が課題となっています。

航空機騒音対策については、町の北西部が第1種騒音区域に指定され、同区域に隣接する区域についても、町及び成田空港周辺地域共生財団によって、きめ細かな対策を進めています。今後は、成田国際空港の完全民営化に向けて、発着回数の増加など、地域住民の不安要素の解消を関係機関に働きかけ、地域と空港の共生に引き続き努める必要があります。

ごみ収集状況

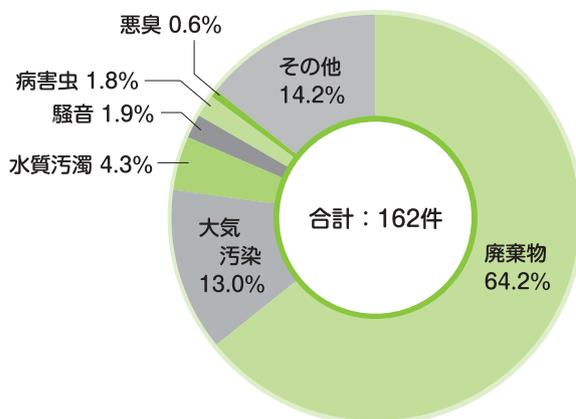
(単位：t)

年	可燃	資源	不燃	粗大	有害	その他	計
14	5,223.31	708.70	468.46	178.39	6.00	11.41	6,596.27
15	4,993.83	659.32	482.52	211.65	6.00	35.45	6,388.77
16	5,185.83	649.77	457.06	173.22	6.00	20.03	6,491.91
17	5,545.73	587.76	580.77	187.80	6.00	17.45	6,925.51
18	5,462.60	576.99	673.45	153.69	7.00	10.92	6,884.65

※数値は2組合の合計値

資料：計量年報（山武郡市環境衛生組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合）

公害等苦情件数の内訳（平成18年度）



資料：環境防災課

*1 循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然から採取する資源を少なくし、それを有効に使うことで、廃棄されるものを最小限に抑える社会

施策の体系



施策の内容

(1) ごみの適正な処理

ごみ処理体制を整備し、運営の充実に努めるとともに、資源のリサイクル^{*2}を徹底し、一層のごみの減量化を図ります。また、住民との協働により、不法投棄防止活動や環境美化活動を強化します。

主な施策・事業

- 一部事務組合の運営の充実
- 循環型社会の構築
- 不法投棄防止活動の拡充
- 関連条例の制定
- 協働による環境美化活動の推進

(2) し尿の適正な処理

し尿及び汚泥の収集・処理体制を整備し、運営の充実に努めるとともに、単独浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

主な施策・事業

- 一部事務組合の運営の充実
- 合併処理浄化槽の設置促進

(3) 生活環境の保全

公害の防止について住民や事業者の意識啓発を図り、特に栗山川の環境保全を広域的な連携により進めます。また、県と連携しながら、廃食用油などの資源の活用について研究を進めます。

主な施策・事業

- 公害防止の啓発
- 広域連携による栗山川の環境保全・浄化
- 資源活用の研究
- 空き地の適正管理指導

(4) 航空機騒音対策の充実

成田国際空港による航空機騒音の対策を継続し、該当地区の生活環境の保全に努めるとともに、空港への近接性を活かした共生の地域づくりに努めます。

主な施策・事業

- 航空機騒音対策の充実
- 空港と共生する地域づくり

*2 リサイクル：製品化されたものを再資源化し、新たな製品などの材料として再生利用すること（リデュース：減量、リユース：再使用と合わせて“3R”と呼ばれる）

第2節 ふるさとの水と緑を保全・活用する

1 環境・景観

基本方針

豊かな自然環境や美しい景観を町の魅力として次の世代に伝えるため、住民とともに環境・景観の保全を進めるとともに、観光や教育の資源として積極的に活用します。

現状と課題

地球の温暖化、大気汚染、水質汚濁など、地球規模で環境の悪化が進んでおり、環境保全に対する一人ひとりの関心や意識は高まっています。

本町には、九十九里平野で最大の河川である栗山川が中央部を流れ、海岸線には九十九里浜の白砂青松が続き、貴重な観光資源となっています。

また、山間部には、美しい緑が広がり、殿塚・姫塚などの古墳群や坂田城跡などの歴史遺産ともあいまって、景観形成や教育の資源ともなっています。

さまざまな恩恵をもたらしてくれる、こうした自然環境を保護することは町の発展にとって重要ですが、近年の都市化などにより、コアジサシやアカウミガメなどの希少生物や、梅や桜、ハマヒルガオなどの景観の保全と活用が課題となっています。

また、自然資源のほか、道路、河川の環境整備や街並みの保全も景観形成には重要であり、以前取り組まれていた道路里親ボランティア^{*1}のような住民主体の活動の育成も改めて重要になっています。

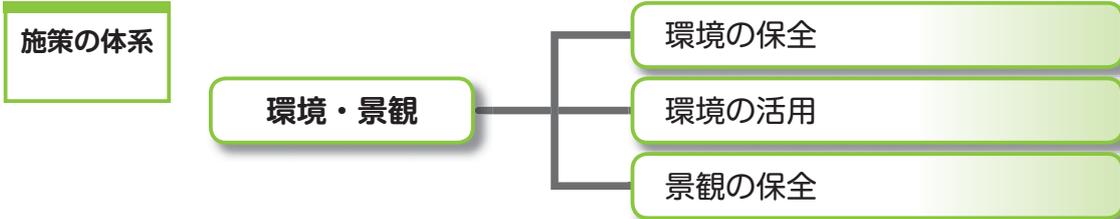


ハマヒルガオの群生



農地・水・環境保全向上対策事業

^{*1} 道路里親ボランティア：住民ボランティアが“里親”となって、一定区間の道路のごみの収集・清掃・草刈り等の美化活動を行うもの



施策の内容						
(1) 環境の保全						
<p>住民の環境保全への意識啓発に努めるとともに、住民の自主的な活動と連携しながら、計画的に環境を保全します。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な施策・事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 環境保全の意識啓発</td> </tr> <tr> <td>■ 環境基本計画の策定</td> </tr> <tr> <td>■ 環境保全活動への支援</td> </tr> <tr> <td>■ 地球温暖化防止の啓発</td> </tr> </tbody> </table>	主な施策・事業	■ 環境保全の意識啓発	■ 環境基本計画の策定	■ 環境保全活動への支援	■ 地球温暖化防止の啓発
主な施策・事業						
■ 環境保全の意識啓発						
■ 環境基本計画の策定						
■ 環境保全活動への支援						
■ 地球温暖化防止の啓発						
(2) 環境の活用						
<p>学校教育や生涯学習において環境教育を推進するとともに、観光資源としての自然の活用や景観の保全への意識啓発を推進します。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な施策・事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 環境教育の推進</td> </tr> <tr> <td>■ 緑化運動の推進</td> </tr> <tr> <td>■ 自然資源の活用</td> </tr> </tbody> </table>	主な施策・事業	■ 環境教育の推進	■ 緑化運動の推進	■ 自然資源の活用	
主な施策・事業						
■ 環境教育の推進						
■ 緑化運動の推進						
■ 自然資源の活用						
(3) 景観の保全						
<p>町の魅力を形づくる景観を保全する観点から、自然環境の維持や道路・河川の整備、農村の景観形成について、住民の意識の向上を図ります。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な施策・事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 景観整備への意識啓発</td> </tr> <tr> <td>■ 道路・河川環境の整備</td> </tr> <tr> <td>■ 道路里親ボランティアの育成</td> </tr> </tbody> </table>	主な施策・事業	■ 景観整備への意識啓発	■ 道路・河川環境の整備	■ 道路里親ボランティアの育成	
主な施策・事業						
■ 景観整備への意識啓発						
■ 道路・河川環境の整備						
■ 道路里親ボランティアの育成						

2 河川・海岸

基本方針

河川や海岸の地域資源としての魅力を高めるため、防災対策と併せて、修景や親水整備を促進するとともに、住民による保全活動などを支援します。

現状と課題

栗山川は県によって逐次改修が行われていますが、改修計画区間は17.2km、現在の全体改修率は51%であり、地域の冠水対策として早期の事業推進が求められています。

また、改修計画と併せ、公園等の整備を含む「ふるさとの川整備事業」が進められてきましたが、県では厳しい財政事情により、安全確保のための河川改修を優先しています。

一方、九十九里海岸（特に木戸浜）では海岸侵食が進み、県ではサンドリサイクル事業^{*1}等で砂浜の維持を図るよう計画していますが、事業実施は未定です。川の河口付近においても漂砂によって漁港が機能できなくなっており、早急な対応が課題となっています。

栗山川、九十九里海岸ともに、今後、住民による自主的な環境美化活動などを支援しながら、県に対しても、整備の早期実現を要望していく必要があります。



栗山川河口

^{*1} サンドリサイクル事業：下手あるいは沖に流出した土砂を侵食された上手に戻して海岸を再生する事業

施策の体系



施策の内容

(1) 栗山川の保全・活用

栗山川の河川改修を促進するとともに、周辺の特性ごとに、環境保全や親水整備など、計画的に活用の方向性を検討し、町のシンボル*2として積極的に活用を図ります。

主な施策・事業

- 栗山川改修の促進
- 「ふるさとの川整備」の促進
- 環境ボランティアの育成・拡大
- 栗山川情報の発信

(2) 九十九里海岸の保全

海岸の浸食対策を促進するとともに、住民とともに環境美化活動などを推進し、地域資源として保全に努めます。

主な施策・事業

- 海岸侵食対策の促進
- 漁業団体への協力依頼
- 海岸への車両乗り入れの規制



栗山川周辺環境ボランティア

*2 シンボル：象徴

3 公園・緑地

基本方針

町の自然景観を守り、町全体を水と緑でつなげるよう、それぞれの公園の特徴を活かしながら、緑と交流の拠点としての公園機能を充実するとともに、住民と協働できめ細かい緑化を進めます。

現状と課題

本町の海浜は県立九十九里自然公園に指定されており、環境維持・回復に向けた取り組みが行われるとともに、住民の憩いの場となっています。

公園としては、自然を活かしたふれあい坂田池公園やマリンピアくりやまがわ、文化的要素と連携した栗山平和公園や光文化の森公園、スポーツを中心とした光スポーツ公園や光しおさい公園など、多様な公園があります。

こうした既存の公園については、定期的な維持管理を適切に実施するとともに、機能の向上を図っていくことが重要です。

また、少子高齢化の中で、身近なところに安心して遊んだり、憩うことのできる公園や緑地があることも重要であり、利用者のマナー向上を促進しながら、住民のニーズの確認に基づいて公園等を整備していくことが必要となっています。



光文化の森公園

施策の体系



施策の内容

(1) 公園・緑地の保全・整備

自然、文化やスポーツなど、多様な特徴を持つ公園を地域の拠点として、その機能を充実させるとともに、身近な憩いの場として、公園や広場の計画的な整備に努めます。

主な施策・事業

- ふれあい坂田池公園と坂田城跡との連携・有効活用
- 公園の維持管理
- 計画的な公園・広場の整備

(2) 緑化の推進

公共施設等の緑化や緑地の保全を図るとともに、緑化意識の向上を促進し、住民主体の活動によって海、川、田園、山などを結んで、水と緑のネットワーク^{*1}化に努めます。

主な施策・事業

- 河川・公共施設周辺の緑化
- 緑化意識の向上
- 田園風景の保全
- 花いっぱい運動の推進



ふれあい坂田池公園

*1 ネットワーク：一般に、網状の組織・仕組み（人、情報、コンピュータなど）

第3節 生活の不安とリスクを和らげる

1 防 災

基本方針

関係機関との連携を強化し、大規模災害に備えた組織体制の整備を図るとともに、一人ひとりの災害に対する意識向上を促し、自主防災組織やボランティアを調整できる人材の育成を進めて、災害に対応できる地域の体制づくりを促進します。

現状と課題

近年、局地的な集中豪雨の増加や台風の増加・大型化に加え、地震による津波の注意報・警報も増えています。また、直下型や九十九里沖での大型地震の発生も考えられ、災害に強いまちづくりと防災体制の充実・強化が求められています。

町では防災訓練を実施していますが、町民一人ひとりの防災意識の高揚に努め、身近な地域の助け合いや行政区単位の自主防災組織の育成を進めるとともに、ボランティアの調整ができる人材を育成していくことが課題となっています。

地域全体の体制づくりとしては、一部民間集合住宅を一時避難所として利用する協定のほか、食糧や医薬品等の物資・資材の確保など、民間企業の協力を得ていくことも重要です。

また、防災情報に関わる情報通信機能の充実も重要な課題となっています。

さらに、平成18年度に策定した国民保護計画に基づいて、町民の意識を高めるとともに、情報機能の充実など、国・県との連携を進めることも必要となっています。



自衛隊の指導による防災訓練

施策の体系



施策の内容

(1) 防災体制の充実

地域の自主的な防災活動や、民間企業との一時避難や緊急物資調達に関する協定など、町全体として防災体制を充実・強化するとともに、すべての基本となる情報の高度化、情報伝達の機能の向上を図ります。

主な施策・事業

- 地域防災計画の推進
- 防災の知識の普及啓発
- 防災訓練の実施
- 自主防災組織の育成
- ボランティアを調整できる人材の育成
- 民間企業との協力・連携
- 防災行政無線の機能向上
- 防災に関する情報提供の充実
- 防災基盤の充実

(2) 有事に備えた体制整備

広報や訓練などを通じて、住民一人ひとりの有事の際に対する意識の醸成を図ります。また、防災も含め、国や県の情報システムとの連携を進めます。

主な施策・事業

- 国民保護計画の推進
- 全国瞬時警報システム及び緊急情報ネットワークシステムの運用

2 消防・救急

基本方針

消防施設・設備の計画的な維持管理と機能向上を図るとともに、広域的な連携の中で救急医療体制の整備を進めます。

現状と課題

消防団については、現在 8 分団 27 部（531 名）体制ですが、消防車両が更新時期を迎えており、また、消防水利の確保や管理にも課題があるため、消防車両の計画的な更新と消防水利の整備及び維持管理が必要となっています。

また、常備消防は匝瑳市横芝光町消防組合で業務を行っていますが、消防無線の広域化・共同化や消防車両の更新などが必要であり、機能充実に向けては広域化などが課題となっています。

救急については、常備消防における救急車 3 台で対応しており、年間約 1,000 件（横芝光町管内）の出動がありますが、救急装備の充実のほか、受け入れ可能な救急医療機関が少ないことが喫緊の課題となっています。

■ 町内の火災発生件数の推移

(単位：件)

年	建 物	林 野	車 両	その他	合 計
14	17	4	0	10	31
15	3	1	1	7	12
16	3	1	2	14	20
17	4	0	2	4	10
18	6	0	1	4	11

資料：消防年報（匝瑳市横芝光町消防組合消防本部）

■ 町内の救急出動回数の推移

(単位：回)

年	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	その他	合 計
14	4	2	2	145	18	5	94	5	12	546	74	907
15	0	0	2	142	13	10	94	7	13	652	106	1,039
16	0	0	1	140	12	8	131	15	17	566	86	976
17	0	0	0	153	8	7	118	5	12	646	88	1,037
18	0	0	6	117	10	8	138	5	17	689	75	1,065

資料：消防年報（匝瑳市横芝光町消防組合消防本部）

施策の体系



施策の内容

(1) 消防機能の向上

消防団に配備された消防車両などの消防設備を計画的に更新するとともに、消防水利の整備及び適切な維持管理を図ります。また、常備消防についても、組織の広域化について関係機関と協議しながら、機能の計画的な向上を促進します。

主な施策・事業

- 消防団のポンプ車両の更新
- 防火水槽及び消火栓の設置
- 防火水槽の有蓋工事
- 消防団の人員確保
- 消防水利看板の設置及び適正管理
- 一部事務組合の運営の充実

(2) 救急機能の向上

救命率向上に最も有効な初期救急体制の充実に努めるとともに、搬送先となる救急医療機関の充実について、広域的な体制強化を検討します。

主な施策・事業

- 救急体制の充実促進
- 救急医療体制の充実促進
- 応急処置技術の普及



消防団出初式

3 防犯・交通安全

基本方針

警察や関係組織との連携を強化するとともに、啓発活動を積極的に実施し、一人ひとりの防犯及び交通安全に対する意識の向上を図り、地域が一体となって防犯活動や交通安全活動の推進に取り組む体制づくりに努めます。

現状と課題

国や県では、犯罪は減少傾向にありますが、山武警察署管内における犯罪発生件数は横ばいの状況であり、住民アンケートにおいても防犯や交通安全対策へのニーズは高く、住民の安全・安心に対する関心は高くなっています。特に、平成 18 年 12 月末現在の犯罪件数 382 件中 280 件が窃盗犯であり、身近な犯罪の抑止が重要です。

このため、現在、町内では防犯協会による全戸訪問や青色回転灯付防犯車両でのパトロールなどに取り組んでおり、今後も地域全体で地域を見守る、住民が一体となった取組みを進める必要があります。

交通安全については、町交通安全協会による毎月 10 日の街頭監視とパトロール及び季節ごとの交通安全運動等を実施し、交通安全に対する意識啓発を行っています。

しかし、法規制や取締りの強化にもかかわらず、依然として飲酒運転や死亡事故等は発生しており（平成 18 年 12 月末の町内事故発生件数 132 件のうち 2 件が死亡事故）、今後も引き続き警察との連携により、事故抑止に努める必要があります。このためには、まず安全運転に対するより一層の意識啓発が基本と考えられます。

■ 町内の刑法犯認知件数の推移

年	件数
14	585
15	469
16	387
17	389
18	382

資料：千葉県警察本部

■ 町内の交通事故（人身）の推移

（単位：件、人）

年	事故件数	死者数	負傷者数
14	157	0	220
15	167	6	212
16	144	2	204
17	149	1	203
18	132	2	165

資料：交通白書（千葉県警察本部）

施策の体系



施策の内容

(1) 防犯対策の強化

地域防犯体制や防犯灯の充実により、地域防犯対策の充実を図るとともに、関係機関との連携により、一人ひとりの防犯意識の向上を促進します。

主な施策・事業

- 防犯指導員による意識啓発活動の実施
- 防犯灯の設置・修繕
- 警察署及び防犯協会との連携強化
- 自主防犯組織の育成
- 防犯に関する情報提供の充実

(2) 交通安全対策の強化

交通安全指導体制や交通安全施設の充実により、交通安全対策の充実を図るとともに、飲酒運転撲滅運動や関係機関との連携により、一人ひとりの交通安全意識の向上を促進します。

主な施策・事業

- 交通安全指導員による意識啓発活動の実施
- 交通安全施設の設置・維持管理
- 飲酒運転撲滅運動の推進
- 警察署及び交通安全協会との連携強化



ベコちゃんクラブ

4 墓地・火葬場

基本方針

住民の誰もが安心して、墓地及び火葬場を利用できる環境整備に努めます。

現状と課題

火葬場は、横芝地域は山武郡市広域行政組合の運営する東金市内の施設、光地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合が運営する匝瑳市内の施設で業務が行われています。

現在、町内のニーズは充足していますが、利用料金が異なっていることから、利用者の便宜が十分に図られるような施設運営が必要です。

また、町内には 313 箇所の墓地がありますが、核家族化の進行等に伴う墓地需要の高まりに対応できるよう、一般の人々も親しめる公園機能の併設なども含め、民間導入による整備の可能性なども考慮しながら検討していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 火葬場利用の充実

異なる一部事務組合で運営されている火葬場を同じように利用できるよう関係機関と調整します。

主な施策・事業

- 火葬場の利用料金の統一促進
- 一部事務組合の運営の充実

(2) 墓地の整備検討

墓地ニーズを的確にとらえ、町営墓地について、民間導入を含めて研究します。

主な施策・事業

- 町営墓地等の検討

5 消費生活

基本方針

消費に関する情報提供の充実とともに、関係機関との連携により、相談などの消費者支援の体制充実に努めます。

現状と課題

消費生活については、高齢者を狙った訪問販売や振り込め詐欺など、新しい犯罪について広報などを通じて啓発していますが、毎年被害が発生しています。

このため、相談に対しては、クーリングオフ制度^{*1}などに関する指導とともに、消費者センターなどの関係機関を紹介しています。

ただし、広報だけでは周知に限界があるため、民生委員やホームヘルパー^{*2}などの地域の人材とも連携するとともに、専門的な指導ができる人的資源の確保が課題となっています。

施策の体系

消費生活

支援体制の充実

施策の内容

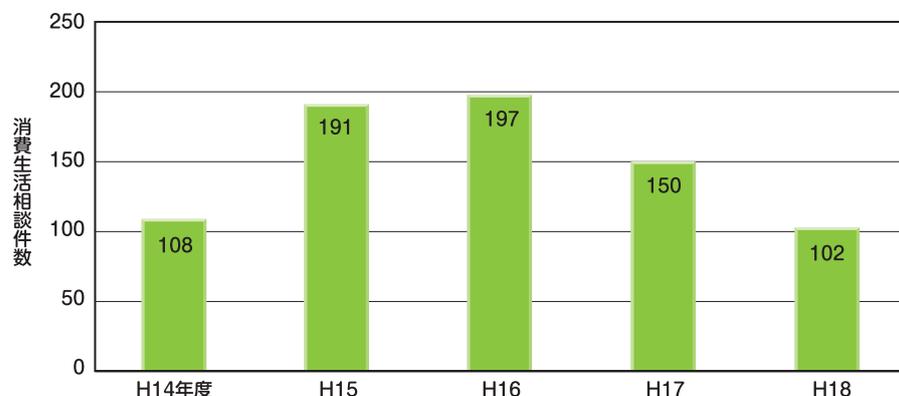
(1) 支援体制の充実

新しい事例などの情報提供を充実・徹底して被害を予防するとともに、関係機関との連携強化により、専門的な相談・苦情処理の体制を充実します。

主な施策・事業

- 広報以外の情報提供の検討
- 県消費者センターなどと連携した相談・苦情処理体制の充実

消費生活相談件数の推移



資料：千葉県消費者生活センター

*1 クーリングオフ制度：一定の期間内であれば、消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できる制度

*2 ホームヘルパー：介護を必要とする家庭を訪問し、食事や入浴、着替えの介助等、身の回りの手助けを行う人

第1節 資源を活かして魅力を高める

1 農林水産業

基本方針

消費者との顔の見える関係づくりによる地産地消の拡大を促進するとともに、生産基盤や経営体制の充実による生産性の向上と、商業・観光分野等と連携した「横芝光ブランド*1」の確立などによる付加価値の向上を促進します。

現状と課題

農業の概要としては、平成17年現在の販売農家数は1,391戸、経営面積は2,532haで、いずれも平成12年と比較すると減少傾向にあります。また、平成17年の生産額は82億3千万円（米29.9%、野菜39.9%、畜産23.7%、その他6.5%）となっており、米価の低迷により野菜の割合が増加しています。

そんな中、食品の偽装表示などから来る食の安全・安心への関心の高まり、残留農薬のポジティブリスト*2導入などに加え、平成19年度から始まった品目横断的経営安定対策*3など、対応すべき新たな課題は山積しています。

また、後継者不足、高齢化、耕作放棄地の増大など、農業維持の構造的な問題も深刻化しており、収益性の高い魅力的な農業を目指して多様な振興策を展開する必要があります。

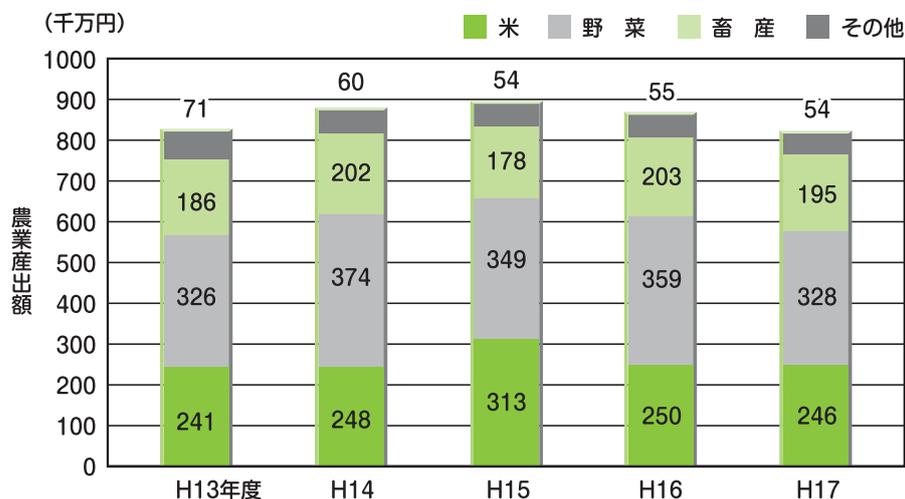
畜産については、衛生管理や環境対策が求められる中で生産性は高く維持しており、食肉センターの経営も安定的で雇用創出にも貢献していますが、今後は、こうした資源を活用し、畜産全体の付加価値を高めていくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、農業生産基盤の拡充に向けて、ほ場の大区画化や集落営農組織の設立と認定農業者など担い手の育成を進める必要があります。

林業については、木材の生産をはじめ、水源のかん養や環境保全など、極めて重要な役割を担っていますが、高齢化に伴う労働力不足などで森林の荒廃が進んでおり、林業後継者の育成が急務となっています。

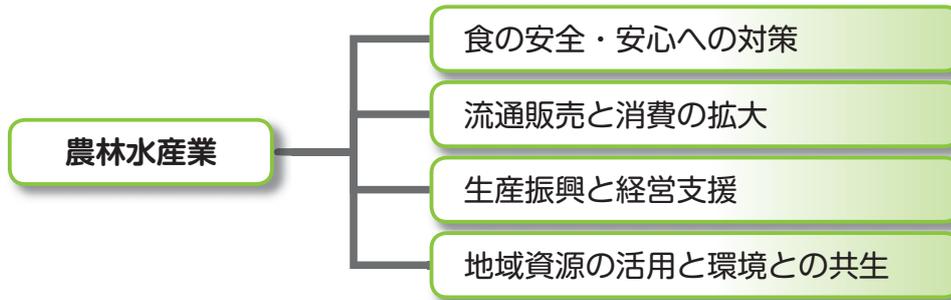
水産業については、拠点である栗山川漁港の航路が漂砂の堆積により利用できない状況にあるため、関係機関や近隣市町との協力により漂砂対策を推進し漁港利用の活性化を図る必要があります。また、高齢化による後継者の育成が急務となっています。

農業産出額の推移



資料：千葉県生産農業所得統計

施策の体系



施策の内容

(1) 食の安全・安心への対策

新鮮でおいしく、安全・安心を付加した消費者に信頼される農産物の生産拡大と食育の推進を通じて農林水産業への理解向上を図ります。

主な施策・事業

- ちばエコ農業の推進
- 食の安全・安心体制の整備
- 食育の推進
- 食と農に対する理解促進

(2) 流通販売と消費の拡大

地産地消^{*4}等の販売促進に加え、農畜産物の加工などによる特産品開発を含め、日本一の安全・安心な「横芝光ブランド」の確立を推進し全国に広めます。

主な施策・事業

- 横芝光ブランドの確立
- 特産品の開発促進
- 消費拡大対策の推進
- 地産地消の推進
- 町内販売ネットワーク^{*5}の確立

(3) 生産振興と経営支援

農林水産業を担う経営体の育成支援とそれらを支える生産基盤の整備を促進し、魅力ある農村づくりを推進します。

主な施策・事業

- 米政策改革推進対策
- 農林水産業の経営体、担い手の育成
- 生産基盤の整備
- 土地改良施設の維持管理
- 個性豊かな産地づくり
- 優良農地の確保・保全の促進
- 漁港整備の促進
- 食肉センターの健全な運営（施設改修）

(4) 地域資源の活用と環境との共生

農地を保全し、豊かな自然や景観、文化を活用した都市と農村の交流や環境にやさしい農林水産業を推進します。

主な施策・事業

- 都市と農山漁村の交流の促進
- 山武杉の利用促進
- 農地・水・環境保全向上対策の推進

*1 ブランド：ある商品・サービスなどを象徴するもの（シンボルマークや模様だけでなく、想起される周辺イメージ全体も含む）

*2 ポジティブリスト：原則すべてを禁止し、“残留を認めるもの”を一覧表にしたもの（ネガティブリスト：原則自由で“残留してはならないもの”の一覧表）

*3 品目横断的経営安定対策：すべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、意欲と能力のある担い手に限定し、経営の安定を図るもの

*4 地産地消：地域生産地域消費の略、地域で生産された産物をその地域で消費すること

*5 ネットワーク：一般に、網状の組織・仕組み（人、情報、コンピュータなど）

2 観 光

基本方針

自然景観や産業・文化などの豊富な地域資源を十分に活かし、観光客の周遊化・リピーター^{*1}化を促して、人々の往き来を特産品づくりや商業・サービス業など、地域の活性化につなげます。

現状と課題

本町の観光資源としては、初日の出イベント、坂田城跡の梅まつり、桜まつり、海水浴場開設、花火大会、サーフィン、鬼来迎などがあり、年間約25万人の観光客が来訪しています。

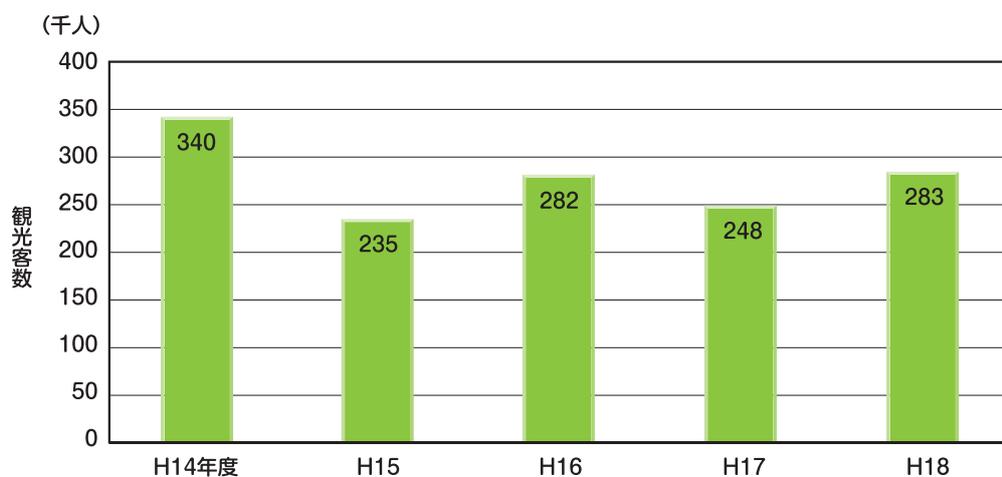
また、町のシンボルである栗山川は釣り客も多く、千葉県で唯一、遡上するサケやその捕獲の様子が見られることで広く知られるようになりました。

しかし、現状は日帰り客がほとんどであり、宿泊は減少の一途をたどっており、25万人の来訪者に町内を周遊してもらい、消費につなげていくことが課題となっています。

このため、交通利便性を活かした体験農業・グリーンツーリズム^{*2}や豊富なスポーツ施設と連携した滞在型レクリエーション^{*3}など、地域資源を活かした新たな魅力の創出と、そうした観光と消費の核となる機能の整備、また、それらのネットワーク化が必要です。

また、このように新たな展開をめざすためには、行政や関係団体に加え、地域組織や住民が“おもてなし”の精神を共有し、それぞれが自立的な活動を役割分担しながら進めていくことが必要となります。その中で、定年退職者など地域住民のボランティア^{*4}としての協力を得ることも重要です。

■ 観光客入込状況



資料：産業振興課

*1 リピーター：繰り返し来る人、常連客

*2 グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

*3 レクリエーション：余暇活動、娯楽

*4 ボランティア：自主的に社会事業等に参加し、奉仕活動をする人

施策の体系



施策の内容

(1) 観光基盤の充実

関係団体や民間事業者、住民の間の連携を促進し、観光ルート^{*5}づくりや交通機能の充実を進めて、滞在型の観光を振興する基盤を充実します。

主な施策・事業

- 関係団体の運営の活性化
- 農林漁業と観光の連携促進
- 地域振興施設の整備
- 観光情報の発信
- 広域的な観光ルートの創出
- 周遊のための交通機能の充実
- 水辺ウォークの環境整備

(2) 観光資源の活用・開発

豊かな自然や歴史、それらを活かしたイベントなど、既存の観光資源をつなぎ、活用するとともに、観光客のニーズ^{*6}を的確にとらえ、体験型事業や地域ブランドづくりなど、新たな魅力の創出を支援します。

主な施策・事業

- 観光資源のネットワーク化
- グリーン・ブルーツーリズム^{*7}の振興
- 田舎暮らしの促進
- 栗山川のサケなどの川の資源の活用
- 特産品の開発促進
- スポーツ施設と宿泊施設の連携促進
- 町の魅力の発見・活用

*5 ルート：経路

*6 ニーズ：必要、需要、要求

*7 グリーン・ブルーツーリズム：グリーンツーリズムに加え、三方を囲む海も積極的に活用し、農林と水産が一体となって推進していくという千葉県の考え方

第2節 地域のニーズを満たす産業を応援する

1 商業・工業

基本方針

住民や地域のニーズに対応できるよう、商店間の連携や、商業と農業・観光との連携により、地域の特性を活かした商業の振興を支援します。

また、成田国際空港への近接性や広域交通の利便性を活かし、企業誘致に努めるとともに、それを活用した地元中小企業の技術力の向上と経営基盤の充実を支援します。

現状と課題

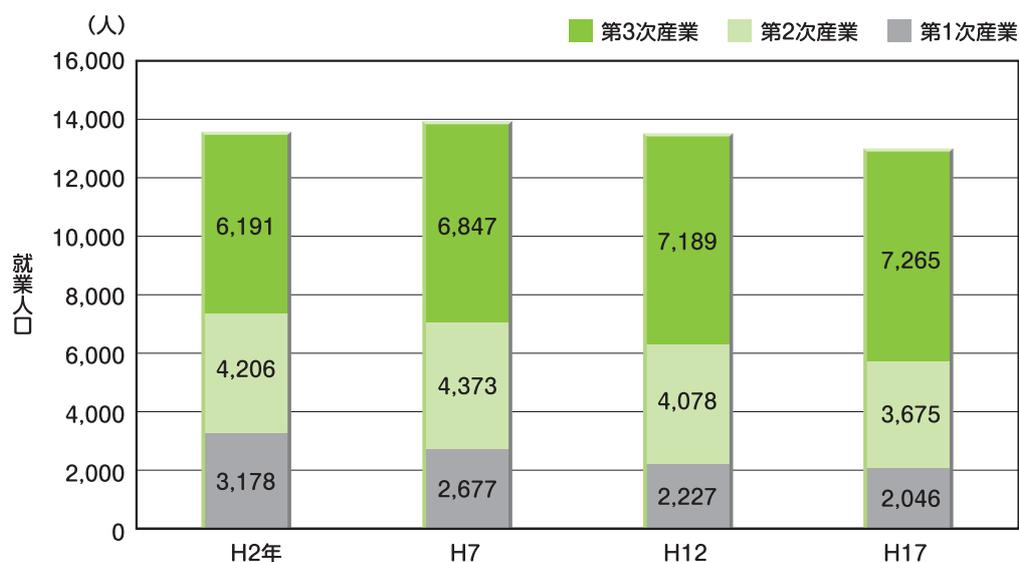
商業については、近年の大型店進出により、駅前を中心として地元商店街の空洞化が進み、年々空き店舗が増加しており、地元商店の後継者確保や経営改善が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、合併により新たに誕生した商工会を基軸に、地域住民のニーズを捉えた商店街づくりで現状打破を目指しているところであり、横芝光 IC 周辺隣接地に整備を計画中の地域振興施設（チャレンジハウス等）など、新たなにぎわいを創りながら、町全体にとっての地元商業の意義について認識を共有することが重要となっています。

工業については、従業者数と製造品出荷額等は平成14年度に減少した後、増加傾向にあります。経済の構造的な転換や原油価格の高騰による影響など、地方経済を取り巻く環境は厳しさを増しており、町内の中小企業の多くが経営改善に努めているのが現状です。

今後は、県外も含めた異業種との交流や情報交換なども促進しながら、地元中小企業を活性化していくことが課題です。

■ 就業人口の推移



資料：国勢調査

施策の体系



施策の内容

(1) 商業機能の充実

商店経営の基盤強化を支援するとともに、都市形成の面から中核的商業地の形成を促進します。

主な施策・事業

- 人材育成の支援
- 融資制度等の活用促進
- 商店会・商店街等の組織活性化の促進
- 市街地形成と合わせた商業機能の充実

(2) 新たな商業活動への支援

消費者ニーズをとらえた地域ブランドの開発・発信や共同店舗の開発など、商店間の連携を促進するとともに、商業と観光の連携による、新たな価値の創出を支援します。

主な施策・事業

- 地域ブランドの創出
- 土産などの特産品の研究
- 農業・観光との連携
- 商工会活動の支援
- 地域振興施設の整備

(3) 既存の工業の振興

製造技術の向上や経営革新を促進するとともに、異業種交流や情報交換など、企業間の連携を促進し、既存の町内中小企業の経営充実を支援します。

主な施策・事業

- 製品の開発・品質向上の支援
- 融資制度等の活用促進
- 関連情報の提供とネットワーク化

(4) 企業誘致の推進

新たな雇用機会を創出し、若者などの定住を促すため、町内にある工業団地へ、周辺環境と共生することのできる優良企業の誘致を図ります。

主な施策・事業

- 工業団地への企業誘致
- 町内産業に関する情報の発信

2 産業活性化

基本方針

若者や女性、高齢者も含め、一人ひとりが仕事で個性を発揮し、町の活性化にもつながるよう、雇用を促進するとともに、新たな産業の創出を支援します。

現状と課題

本町では、人口構造の変化にともない、就業人口が減少しています。なかでも、10代後半の流出が顕著であり、学校卒業後、町外に出て行く動きが読み取れ、こうした若者の流出の一つの要因として、仕事や就職機会が少ないことが考えられます。その一方で、50代後半では若干の転入者があるのも特徴です。

このため、町の活性化には元気に働く人々と元気に働ける環境が必要であり、若者、女性、高齢者の就業を促進するためには、従来の企業誘致に加え、柔軟に働ける個人事業や地域に密着したコミュニティビジネス^{*1}などの新しい形態の起業への支援も有効と考えられます。

また、ビジネスの機会を生み出す人や情報のネットワークの形成、時代に応じた職業能力の育成、事業経営に関する専門知識の育成などの環境整備も重要となります。

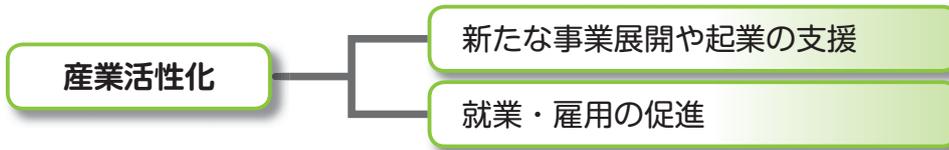
さらに、既存産業についても、雇用を促進するための情報提供などを充実していく必要があります。



産業まつり

^{*1} コミュニティビジネス：住民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生・活性化する取組み

施策の体系



施策の内容

(1) 新たな事業展開や起業の支援

福祉など、生活関連産業など地域のニーズに対応できる新たな事業を育成するため、NPO*2なども含む多様な交流を促すとともに、起業などに向けた相談や技術・知識などの情報提供の充実に努めます。

主な施策・事業

- 人と情報のネットワーク化の促進
- 起業や業種・業態転換への支援
- 地域振興施設の整備
- 空港への近接性など地域情報の発信

(2) 就業・雇用の促進

誰もが自分の能力を活かして働けるよう、能力向上に対する支援や雇用に関する情報提供の充実に努めるとともに、働きやすい就業環境の充実に進めます。

主な施策・事業

- 職業能力の育成の促進
- 就労情報の提供
- 子育て支援の充実

*2 NPO：Non-profit organization の略、非営利組織

第5章 互いの理解とふれあいに満ちた まちづくり

第1節 誰もが尊重される社会を実現する

第2節 ネットワークで新しい時代の社会を創る

第1節 誰もが尊重される社会を実現する

1 人 権

基本方針

すべての住民が人権を尊重され、差別のない明るいまちをつくるため、教育・学習の機会や地域活動など、日常生活を通じて、人権について理解する機会の提供に努めます。

現状と課題

人権は、一人ひとりが人として認められ、自分らしく生きることができる権利であり、すべての人が生まれながらに有する権利です。

世界的には、国連の世界人権宣言に基づいて、国際人権規約など、さまざまな条約が締結されており、わが国においても、憲法で基本的人権としてすべての国民に保障されています。

本町でも、これまで主に人権擁護委員の活動として、月2回の総合相談の中で人権相談を行うなど、人権問題への対応に取り組んできました。

しかし、昨今の人権をめぐる問題は、同和問題や人種の違い、障害者に対する差別などに加え、ドメスティックバイオレンス（DV）^{*1} や子どもへの虐待、職場でのパワーハラスメント^{*2} など、複雑多様化しています。

今後は県の女性サポートセンターや児童相談所などの専門機関との連携により、家庭、学校、地域社会、職場等、あらゆる場面で人権への理解を促進することが必要です。

*1 ドメスティックバイオレンス：夫（妻）、パートナーからの暴力

*2 パワーハラスメント：権力や地位を利用した嫌がらせ

施策の体系



施策の内容

(1) 人権に対する意識の啓発

子どもの頃から人権に対する正しい理解ができるよう、学校における人権教育を充実するとともに、人権週間などを通じて、人権に関わる情報提供や意識啓発に努めます。

主な施策・事業

- 学校での人権教育の充実
- 人権週間事業の充実

(2) 人権相談の充実

セクシャルハラスメント^{*3}や虐待など、近年の課題に対応できるよう、人権擁護委員による相談事業や関係機関との連携を充実します。

主な施策・事業

- 相談事業の充実
- 関係機関との連携

*3 セクシャルハラスメント：性的嫌がらせ

2 男女共同参画

基本方針

男女が一人の人間として互いに尊重し合い、個性や能力を活かす機会が対等に与えられ、また、その成果が公正に評価される社会の実現をめざします。

現状と課題

近年、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働基準法等の法的整備が進みつつありますが、現実には男女の役割分担意識に基づく社会の仕組みや慣行は根強く、女性が能力を発揮できない状況が存在しています。

また、ドメスティックバイオレンス（DV）やセクシャルハラスメントに関する相談が増加傾向にありますが、その被害はわかりにくく、実態を掴めていないのが現状です。

個人が尊重される社会を築くためには、子どもの頃からジェンダー^{*1}に対する考え方について教育することが必要であり、また、学校における習慣や学校の環境を男女平等のものとしていく必要があります。

家事・育児・介護等においても、男性よりも女性が責任を担っている場合が依然として多く、今後、家族の小規模化、少子高齢化が一層進展する中で、育児や介護などを社会全体の課題として捉え、男女の仕事と家庭、地域生活の両立を支援していくことが必要です。

産業政策としても、女性による労働力確保のために、働きやすい環境の整備と女性の能力活用に対する積極的な取り組みが必要とされています。

さらに、行政や職場、地域における方針の決定の場に占める女性の割合は依然として低く、女性の意向を政策や方針に反映するため、女性の採用・登用などを積極的に進める必要があります。



男女共同参画フォーラム

*1 ジェンダー：社会的な性のありよう（生物学的な性別と区別した概念）

施策の体系



施策の内容

(1) 男女共同参画のための意識啓発

学校において男女平等に関する教育を推進することに加え、イベントや行事などを通じて、女性の人権に関する情報提供などを行い、男女共同参画のための意識啓発に努めます。また、暴力被害などに対する相談体制の充実を図ります。

主な施策・事業

- 学校教育における男女平等の推進
- 女性の人権に対する意識の啓発
- 関係機関との連携による相談体制の充実

(2) 男女共同参画のための生活環境の充実

子育てや介護など、家庭と仕事の両立への支援や母子保健など、女性が健康に自立した生活を送るための環境の充実に努めます。

主な施策・事業

- 子育て支援の充実
- 介護サービスの充実
- 母子保健の充実

(3) 男女共同参画のための仕組みづくり

雇用の場において女性が能力を発揮できるよう、事業主の意識向上や雇用制度充実のための支援を行うとともに、行政における政策・方針の決定の場や地域社会への女性の参加を促進する仕組みづくりを進めます。

主な施策・事業

- 男女共同参画基本計画の策定・推進
- 職場での男女共同参画の意識啓発
- 雇用制度充実のための支援
- 行政への女性参加の推進
- 地域社会における女性参加の促進

3 国際交流

基本方針

国際的な視野を持った人材を育てるとともに、新しい地域文化をつくっていくため、外国人との交流や国際理解の機会を充実します。

現状と課題

本町は、国際空港である成田国際空港まで 30 分の位置にあり、町内においても外国人の居住や就労が増加しています。こうした中で、一人ひとりの国際感覚の育成と横芝光町の文化の再認識を図るため、海外の異なる文化との交流は重要です。

現在、町内の 2 中学校に各 1 名、小学校に 1 名の計 3 名の外国語指導助手 (ALT) がおり、小中学生の語学指導にあたっています。

また、光中学校と米国ウィスコンシン州メイビル中学校は姉妹校として訪問交流を行ってきましたが、厳しい財政状況により継続が困難となっており、新しい形態での交流が課題となっています。

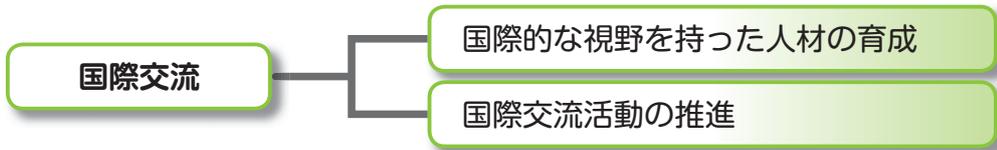
今後は、米海軍横須賀基地の家族と町内小中高生の交流など、既存の交流活動を含め、生涯学習やコミュニティ^{*1}活動など、住民の自主的な交流を支援することが重要となっています。



外国語指導助手による授業

*1 コミュニティ：共同体意識を持つ人々の集団

施策の体系



施策の内容

(1) 国際的な視野を持った人材の育成

学校教育や社会教育における外国語指導助手（ALT）の活用により、語学学習を充実するとともに、国際理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成を図ります。

主な施策・事業

- 語学学習の充実
- 国際理解教育の機会の充実

(2) 国際交流活動の推進

インターネット^{*2}等を活用して、姉妹校交流をはじめとする交流活動の活性化を図るとともに、町内外での各種交流イベントを活用し、外国人との交流の機会を増やします。

主な施策・事業

- インターネットの活用
- 各種交流イベントの活用
- 民間交流の促進

*2 インターネット：複数のコンピュータネットワークを相互接続し、全体がネットワークとして機能するようにしたもの

第2節 ネットワークで新しい時代の社会を創る

1 コミュニティ

基本方針

地域福祉や安全対策、環境美化など、多様な地域の課題に対応できるよう、地域の連帯感を育み、地域住民の自主的な活動を支援します。

現状と課題

本町には、古くからの地域のつながりも残っていますが、少子高齢化や核家族化、価値観の変化などにより、地域の連帯意識は薄くなっているのが現状です。

また、地域組織の組織率低下やリーダー人材の固定化、情報保護への関心の高まりなど、地域活動に支障をきたす要因が増えています。さらに、合併により、これまでと異なる枠組みでのイベントや行事があり、参加しやすい環境づくりも課題となっています。

そうした状況の中で、子育てや高齢者の見守り、防犯や防災、環境保全・美化など、地域の課題解決に向けた地域力の再生が必要となっています。

このため、本町では、地域の連帯意識を醸成し、地域活動を活性化するため、地域の組織に対し活動費等の補助制度（コミュニティ活動育成事業）を行っています。

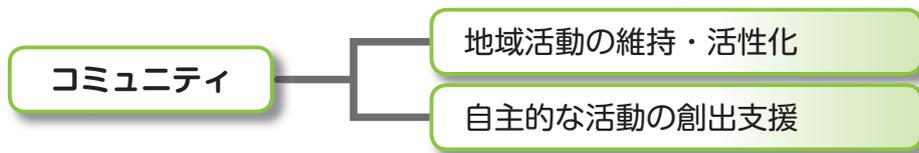
一方で、地域のつながりとは別に、個人の関心に基づいたコミュニティ活動も盛んになっていることから、こうした新しい活動の一層の活性化と地域に由来からある活動を結びつけていく努力が必要です。

また、そうした地域活動の拠点として、横芝地域に 31 施設、光地域に 33 施設の地域集会施設の他、共同利用施設があります。これらの施設の維持改修については、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的な整備が必要となっています。



祇園祭

施策の体系



施策の内容

(1) 地域活動の維持・活性化

地域の活動拠点である集会施設の適正な維持管理を行うとともに、地域組織の活動費等の補助や人材育成の支援を通じて、これまでの地域活動の維持と活性化を促進します。

主な施策・事業

- 地域組織間の情報交換とネットワーク^{*1}の促進
- 人材育成の支援
- コミュニティ活動育成事業の推進
- 集会施設の定期的な整備

(2) 自主的な活動の創出支援

地域のつながりに関わりなく、自分の関心に基づいて活動するサークル^{*2}やボランティア^{*3}、NPO^{*4}などを振興し、定年退職者や子育て後の女性などの地域活動への参加を促進します。

主な施策・事業

- 自主的な活動の情報提供とネットワーク化の促進
- NPO やコミュニティビジネス^{*5}などの支援

*1 ネットワーク：一般に、網状の組織・仕組み（人、情報、コンピュータなど）

*2 サークル：同じあるいは似たような思想・趣味・関心を持つ者の集まり、仲間、同好会

*3 ボランティア：自主的に社会事業等に参加し、奉仕活動をする人

*4 NPO：Non-profit organization の略、非営利組織

*5 コミュニティビジネス：住民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生・活性化する取組み

2 情報化

基本方針

情報通信技術の活用により、行政サービスの向上を図るとともに、地域情報の積極的な発信や交流の促進など、地域の活性化を図ります。

現状と課題

近年、情報通信技術の発展と普及にはめざましいものがあり、行政においても、こうした技術の活用により、行政の簡素化・効率化、行政サービスの質的な向上を進めるため、電子自治体の構築を図る必要があります。

公共施設の予約システムは整備済みであり、今後は、行政手続きのオンライン^{*1}化を進め、住民の利便性向上を図るため、千葉県電子自治体推進協議会に参加し、共同利用によるサービス提供の準備を進めています（平成19年度に電子申請サービスの開始、21年度に電子調達サービスの開始予定）。

このほか、住民のパソコン操作の習得・向上のため、図書館で情報技術（IT^{*2}）講習会を実施しており、今後は地域活性化の手段としてもインターネットを活用できるよう、学習機会や内容の充実を進める必要があります。

なお、情報通信技術の活用を図る前提として、平成18年度に情報セキュリティポリシー^{*3}を策定しており、今後は全職員の遵守を徹底するとともに、常に必要な見直しを続け、情報保護を進めることが重要です。



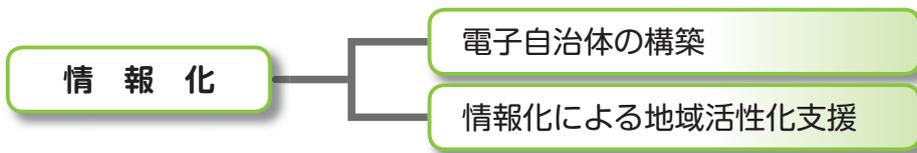
情報技術（IT）講習会

*1 オンライン：コンピュータと端末装置が接続され、直接データのやりとりができる状態

*2 IT：Information Technology の略、情報通信技術

*3 情報セキュリティポリシー：情報の安全性確保に向けた方針

施策の体系



施策の内容

(1) 電子自治体の構築

電子自治体の構築を計画的に推進し、情報技術（IT）を活用した住民サービスの向上を図るとともに、情報セキュリティポリシーに基づいて、適切な情報保護を徹底します。

主な施策・事業

- 電子自治体推進計画の策定
- 行政手続きのオンライン化
- 情報保護の徹底
- 庁内体制の整備
- 地理・地籍情報等の整理・充実

(2) 情報化による地域活性化支援

学校教育や生涯学習を通じて、インターネット等の情報通信技術の活用能力の向上を促進し、住民によるイベントや地域活動の情報交換、地域の就職・住宅情報の発信など、地域の活性化を支援します。

主な施策・事業

- 情報技術（IT）講習会等の情報教育の推進
- 住民の自主的な活動のネットワーク化の促進
- 情報通信基盤整備の民間への働きかけ

1 住民参加

基本方針

自立したまちづくりに向けて、行政情報を迅速に提供しながら、多様な方法で住民の意見を取り入れ、住民の理解と協力のもと、創意と工夫による住民参加のまちづくりを進めます。

現状と課題

本町では、行政に対する理解と関心を高める情報提供の基本として、広報紙は毎月1回発行し、ホームページ^{*1}は随時更新しています。

また、従来、地域における活動に対しては、各地区の行政総務員等を中心として地域の住民活動や地区行事等を促進し、住民の一体感の醸成を図っています。そのほか、住民の意見を的確に行政に反映し、協働によるまちづくりを進めるため、まちづくり懇談会も平成18年から実施しています。

今後は、より一層住民に身近な行政を進めるため、広報広聴や情報公開の充実に加え、住民一人ひとりの自治意識と相互扶助の精神の醸成に向け、住民の自主的な活動に対する支援と育成を図っていく必要があります。

また、多様な住民の意見を聞くため、集まりの場所や時間などの工夫に加え、テーマに合わせたメンバー選定、施策の推進過程における計画、実施、評価などへの住民参加の場の多様化など、住民参加の仕組みづくりが課題となっています。



まちづくり懇談会

*1 ホームページ：インターネット上でひとまとまりに公開されている情報群、もしくはその先頭ページ

施策の体系



施策の内容

(1) 広報広聴の充実

住民のニーズ^{*2}に合った行政情報や生活に密着した地域情報を積極的に提供し、住民にわかりやすく、また、情報化にも対応した広報広聴活動を推進します。

主な施策・事業

- 広報紙の充実
- ホームページの充実
- 情報公開制度の充実

(2) 地域活動の推進

各地区の行政総務員等を中心に、地域活動や行事への住民の参加を促進し、まちづくりの原動力となる地域の連携、コミュニティ^{*3}の活性化を促進します。

主な施策・事業

- 行政総務員による地域活動の活性化の促進

(3) まちづくりへの参加の促進

まちづくり懇談会など、住民の意見を直接聞く機会を充実しながら、まちづくりのための人材育成を図り、自分の暮らす町のまちづくりへの住民の直接参加を促進します。

主な施策・事業

- 住民参加の機会の充実
- 住民参加の仕組みづくり

*2 ニーズ：必要、需要、要求

*3 コミュニティ：共同体意識を持つ人々の集団

2 行政運営

基本方針

住民の目線に立ち、より便利な行政サービスの提供に努めるとともに、より一層効率的で効率的な行政運営の実現に向けて、行政改革を徹底します。

現状と課題

近年、地方自治体には、少子高齢化の進行や住民のニーズの多様化等、社会の変化に的確に対応した行政運営が一層強く求められています。

また、地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限は拡大しており、より質の高い行政運営を行うため、事務事業の見直しや経費節減、財源の安定確保に努めるとともに、職員の資質や組織の機動力の向上、効率的な行政運営など、行政改革を進めていかなければなりません。

住民サービスの向上については、諸証明の請求、交付や税金の収納等について、より近い場所で休日・平日夜間等の対応が求められており、民間商業施設内に町民サービス窓口を開設するなど、利便性の向上に取り組んでいます。

今後はさらに、合併に伴う事業の効率化及び住民サービスの向上に努めるとともに、「横芝光町行政改革大綱（集中改革プラン）」に基づいて住民の目線に立った行政運営を進める必要があります。

また、住民との協働のまちづくりを進めるため、「横芝光町職員人材育成基本方針」に基づく職員のリーダーシップの育成、また、さまざまな政策課題に対応できる人事管理と組織運営を行っていくことが重要です。



役場庁舎



町民サービスセンター
(町内民間商業施設内)

施策の体系



施策の内容

(1) 住民サービスと行政事務の充実

住民のニーズの多様化に対応し、住民目線で窓口業務等のサービスの利便性向上に努めます。また、行政事務の計画的なオンライン^{*1}化・ネットワーク^{*2}化により、業務の効率化・迅速化を図ります。

主な施策・事業

- 窓口業務の利便性の向上
- 行政事務の効率化・迅速化

(2) 人材・組織の質の向上

「人材育成基本方針」に基づいて、自治体職員としての自覚、自治体経営に必要な能力を持った職員を育成するとともに、適正な評価に基づく人事管理と機動的な組織形成を図ります。

主な施策・事業

- 各種研修の実施及び主体的な参加の促進
- 人事評価制度の研究・検討
- 男女格差のない人事管理の推進
- 適正な定員管理と組織編成

(3) 総合的・計画的な行政の推進

総合計画の適正な進行管理を図るとともに、事務事業の具体的な目標を設定し、成果を評価できるシステムの確立に努めます。また、「集中改革プラン」を着実に実行して、環境変化に対応できる行政の実現を図ります。

主な施策・事業

- 総合計画のわかりやすい進行管理
- 評価システム^{*3}の確立による事務事業の見直し
- 行政改革大綱の推進

*1 オンライン：コンピュータと端末装置が接続され、直接データのやりとりができる状態

*2 ネットワーク：一般に、網状の組織・仕組み（人、情報、コンピュータなど）

*3 評価システム：施策や事業等の行政活動について、一定の基準で、その必要性や効率性、成果などについて評価し、計画の進行管理や予算編成等に活用するための仕組み

3 財政運営

基本方針

厳しい財政下、住民のニーズに応えられる施策を展開するため、総合計画と連動した中・長期的な財政計画に基づいて、積極的な財源確保策を進めるとともに、行政経費のコスト削減の徹底と重点のわかりやすい予算配分により、一層効率的かつ計画的な財政運営を図ります。

現状と課題

地方債の発行に対する国の許可の目安となる実質公債費比率^{*1}は18年度決算で基準の18%を下回っていますが、今後も自主財源の確保が難しい中、大型建設事業の財源は合併特別債等の地方債に求めていることから、公債費負担等の増加により、財務状況は年々厳しくなっていくことが予想されます。

このような中、合併の効果を最大限に引き出しながら、より一層計画的に財政を運営することが必要であり、内部管理的経費の徹底的な削減を行うとともに、今後の計画事業の効果等についても公正な評価に基づいて精査・検討し、優先順位を明確にしながら事業の選択を行っていくことが重要です。

また、三位一体改革によって財政面での町の自由度は高まり、より効率的で無駄のない財政運営が求められていることから、より積極的に行財政改革を推進していく必要があります。

施策の体系



施策の内容

(1) 効率的な財政運営

合併に伴う臨時的財源を有効に活用しながら、自主財源の確保に努める一方、経費の削減に徹底して取り組みます。また、計画事業の洗い出しと精査により、優先順位を明確にした予算編成に努めます。

主な施策・事業

- 財政計画の策定
- 町税収入の確保
- 税外収入の確保
- 公有財産の管理
- 内部管理的経費の削減
- 計画事業の事前評価と見直し
- 重点的・効果的な財源配分

(2) 財政構造の転換への取組み

民間の積極的な活用や受益者負担の適正化など、財政の構造的な転換を図ります。

主な施策・事業

- 民間活力の活用
- 公共施設の見直し
- 受益者負担の適正化
- 指定管理者制度^{*2}の推進

■ 歳入・歳出決算の推移

(単位：千円)

区 分		H14	H15	H16	H17	H18	
歳 入	自主財源*3	町税	2,500,903	2,382,658	2,363,747	2,403,315	2,340,653
		分担金・負担金	136,399	158,739	109,689	152,206	129,127
		使用料・手数料	106,705	98,416	98,626	69,928	64,963
		財産収入	14,019	10,356	21,320	22,526	15,980
		寄附金	4,159	1,300	3,346	3,486	10,483
		繰入金	1,253,141	540,469	1,471,061	934,335	233,574
		繰越金	401,877	798,693	616,535	451,770	652,141
		諸収入	932,230	676,272	706,567	819,123	628,239
	小 計	5,349,433	4,666,903	5,390,891	4,856,689	4,075,160	
	依存財源*4	地方譲与税等	650,263	699,790	777,507	809,004	905,224
地方交付税		3,322,606	3,007,752	2,718,738	2,821,106	2,771,106	
国庫支出金		713,951	400,197	361,288	340,860	424,249	
県支出金		447,060	478,644	466,828	447,037	435,485	
地方債		1,346,100	1,064,600	931,017	1,339,083	633,800	
小 計	6,479,980	5,650,983	5,255,378	5,757,090	5,169,864		
合 計	11,829,413	10,317,886	10,646,269	10,613,779	9,245,024		

(単位：千円)

区 分		H14	H15	H16	H17	H18	
歳 出	消費的経費*5	人件費	2,259,291	2,164,934	2,141,403	2,089,788	1,924,418
		扶助費	613,131	707,347	763,674	766,463	769,021
		物件費	1,087,920	1,102,323	1,220,337	1,181,519	1,212,867
		維持補修費	61,067	55,814	54,621	50,174	38,237
		補助費等	1,963,368	2,012,154	1,899,046	2,010,396	1,833,299
	小 計	5,984,777	6,042,572	6,079,081	6,098,340	5,777,842	
	投資的経費*6	普通建設事業費	3,032,282	1,742,519	1,454,443	2,062,211	1,117,058
		災害復旧事業費	16,827	0	17,868	8,198	0
	小 計	3,049,109	1,742,519	1,472,311	2,070,409	1,117,058	
	その他	公債費	1,023,905	981,234	861,800	765,767	782,862
繰出金		689,306	664,666	873,568	747,987	735,843	
投資・出資・貸付金		72,284	68,714	68,721	68,448	32,060	
積立金		211,339	201,646	841,101	210,687	471,116	
小 計	1,996,834	1,916,260	2,645,190	1,792,889	2,021,881		
合 計	11,030,720	9,701,351	10,196,582	9,961,638	8,916,781		

資料：企画財政課

*1 実質公債費比率：実質的な公債費（町の借金）に費やした一般財源の額の標準財政規模に占める割合

*2 指定管理者制度：地方公共団体が指定する法人その他の団体が、公の施設の管理を行う制度

*3 自主財源：地方公共団体が自主的に収入しうる財源

*4 依存財源：自主財源で不足する分を国や県の交付、あるいは割り当てにより得る財源

*5 消費的経費：支出効果が、その年度または短い期間で終わり、後に形を残さない性質の経費

*6 投資的経費：支出効果が資本形成に向けられ、将来に残るもの（施設等）に支出される経費

4 広域連携

基本方針

住民のニーズを的確に把握しながら、効率的で効果的な行政運営に向けて、広域的な連携を推進します。

現状と課題

広域行政としては、旧2町の郡を越えた合併により生じている複数の一部事務組合の間の体制やサービスの違いの解消が当面の課題です。

また、平成18年12月に千葉県市町村合併推進構想が策定され、本町は山武市との合併の枠組みが示されていますが、今後の合併の検討にあたっては、議会や住民との十分な議論のもと、住民の意見を正しく把握し、十分に取り入れながら、慎重に進めることが重要です。

施策の体系

広域連携

広域連携の推進

施策の内容

(1) 広域連携の推進

住民の生活圏域やニーズ、サービスの効率と効果などを総合的に判断しながら、近隣市町の動向の把握に努め、住民の意向を的確に把握して、有効な広域連携を進めます。

主な施策・事業

- 一部事務組合の不統一の解消
- 住民のニーズの把握
- 近隣市町の動向の把握
- 住民の関心喚起と議論の促進

第7章 リーディング・プログラム

今後の横芝光町は、基本構想の考え方に沿って、各分野別の施策を着実に進めていくこととなりますが、基本構想に掲げた理念と将来像の実現に向け、基本計画の施策・事業の効果を高め、より速やかに、わかりやすく成果を上げるため、総合的・横断的な視点から関連する施策・事業を「リーディング・プログラム」としてまとめました。

〈リーディング・プログラムの視点〉

町民一人ひとりが町に誇りと愛着を持って暮らし続けられるよう、豊富な自然・文化と人々のつながりを活かしながら、町の新たな魅力を創造し、町内外に発信することにより町の活性化を図ります。

なお、時代の流れを踏まえ、住民の目線を重視して、人々や情報のネットワークの充実による“地域力”の再生と行政との協働を共通の基調とします。



1 「人・まち育て」プログラム

目的

横芝光町のまちづくりの課題の一つとして、全人口が減少傾向にある中で少子高齢化が進んでいることがあげられ、特に子どもを産む年齢の人口が少ないことがその原因となっています。

本町の豊かな自然環境と穏やかな雰囲気、便利な広域道路網などの魅力を積極的に伝えながら、住民全体で暮らしやすいまちづくりを進める中で、特に“子どもを育てやすいまち”をめざすことで、若い年齢層の定住を促進します。

施策・事業

子どもを育てやすく、暮らしやすいまちをつくるため、安心して出産できる環境を整え、仕事と子育てを両立できるよう、地域ぐるみでの子育て支援の充実に努めます。また、学校教育の充実や家庭教育の支援を進めながら、就労や住宅など地域での暮らしに関わる情報を積極的に発信するとともに、誰もが安心安全に暮らせる地域づくりに努めます。



チャイルドケアセンターヒカリ

(1) 少子化対策の充実

- 乳幼児・児童医療費助成（子育て支援）
- 子育て支援センター機能の充実（子育て支援）
- 子育てボランティアのネットワーク化（子育て支援）
- 保健・医療・福祉の連携（保健・医療）

(2) 教育環境・内容の充実

- 家庭教育事業の推進（青少年育成）
- キャリア教育の推進（学校教育）
- 食育の推進（保健・医療）（学校教育）（農林水産業）
- ブックスタート事業の充実（子育て支援）

(3) 地域情報のネットワーク化と発信

- 地域の情報発信と交流拠点機能の充実（生涯学習）
- 就労情報の提供（産業活性化）
- ホームページの充実（住民参加）

(4) 地域の安全性向上

- 家庭・地域との連携による安全パトロール（学校教育）
- 自主防犯組織の育成（防犯・交通安全）
- 防犯に関する情報提供の充実（防犯・交通安全）
- 自主防災組織の育成（防災）
- 防災に関する情報提供の充実（防災）
- 交通安全施設の整備（道路・交通）



子育て支援センター

2

「水とふれあい循環」プログラム

目的

横芝光町の誇るべき魅力として、豊かな自然が住民に共通して認識されながら、一方で、特徴に欠ける町というイメージも持たれています。

全国的に合併の利点を実感されにくいと言われる中で、本町では、旧2町を隔てていた栗山川が新町の中央となったことを活かし、川を交流の拠点として、イメージ的にも物理的にも川を保全・活用することにより、町内はもとより町外の人々との交流も促進して、地域の活性化を図ります。

施策・事業

水の豊富な町のシンボルとして栗山川の保全・活用を図るため、川周辺の整備や水質浄化を進めるとともに、環境教育によって住民の関心を高め、住民参加による緑化・美化の充実を支援します。また、川に関する情報を積極的に発信しながら、川と共生するレジャー・レクリエーションやスポーツ・健康イベント、水産資源の活用などの川を活かした施策を進めます。



栗山川

(1) 川周辺の整備

- 栗山川における架橋と取り付け道路の整備（道路・交通）
- 「ふるさとの川整備」の促進（河川・海岸）

(2) 川の水質の浄化・保全

- 広域連携による栗山川の環境保全・浄化（環境衛生）
- 合併処理浄化槽の設置促進（上水道・下水処理）
- 農業集落排水施設の維持管理（上水道・下水処理）

(3) 環境保全活動の促進

- 環境教育の推進（環境・景観）
- 環境ボランティアの育成・拡大（河川・海岸）

(4) 水辺の付加価値の向上

- ウォータースポーツの普及促進（スポーツ）
- 水辺ウォークの環境整備（スポーツ）（観光）
- 栗山川のサケなどの川の資源の活用（観光）
- 観光資源のネットワーク化（観光）
- 栗山川情報の発信（河川・海岸）



栗山川サケの捕獲

3

「地域の力発見」プログラム

目的

横芝光町には、豊かな自然や温暖な気候のほか、町外でも有名な農産物、古い歴史・文化などの地域資源がありますが、それらが必ずしも互いに結びついてはいません。

価値観の変化や新町誕生により町の独自性や本質が改めて問われる中で、合併によって多様になった地域資源を見直し、町の価値を再発見して、誇りや愛着心を育むとともに、これを活用した産業や文化の創造を進めます。

施策・事業

豊富な地域資源の活用によって町の魅力を創出するため、住民一人ひとりの意識を向上し、美しい田園風景を保全するとともに、地元産品の販売促進や活用を積極的に進めます。また、地域の歴史・文化を振興しながら、地域情報のネットワーク化や発信とそれによる多様な交流などを促進します。



特産品



鬼来迎

(1) 良好な田園風景・緑地景観の保全

- 環境保全の意識啓発（環境・景観）
- 緑化運動の推進（環境・景観）
- 景観整備への意識啓発（環境・景観）
- 優良農地の確保・保全の促進（農林水産業）
- 農地・水・環境保全向上対策の推進（農林水産業）
- 協働による道路環境の美化（道路・交通）
- 道路里親ボランティアの育成（環境・景観）

(2) 地元産業の振興

- 地域振興施設の整備（商業・工業）（産業活性化）（観光）
- 横芝光ブランドの確立（農林水産業）
- 特産品の開発促進（農林水産業）（観光）
- 地産地消の推進（農林水産業）
- 食育の推進（保健・医療）（学校教育）（農林水産業）
- NPO やコミュニティビジネスなどの支援（コミュニティ）

(3) 地域の歴史・文化の活用

- ふるさと歴史訪問活動の充実（文化）
- 歴史・文化資産の発掘・活用（文化）
- 文化財情報の発信（文化）

(4) 情報の発信と交流の促進

- グリーン・ブルーツーリズムの振興（観光）
- 広報紙の充実（住民参加）
- ホームページの充実（住民参加）
- 観光情報の発信（観光）
- 町の魅力の発見・活用（観光）

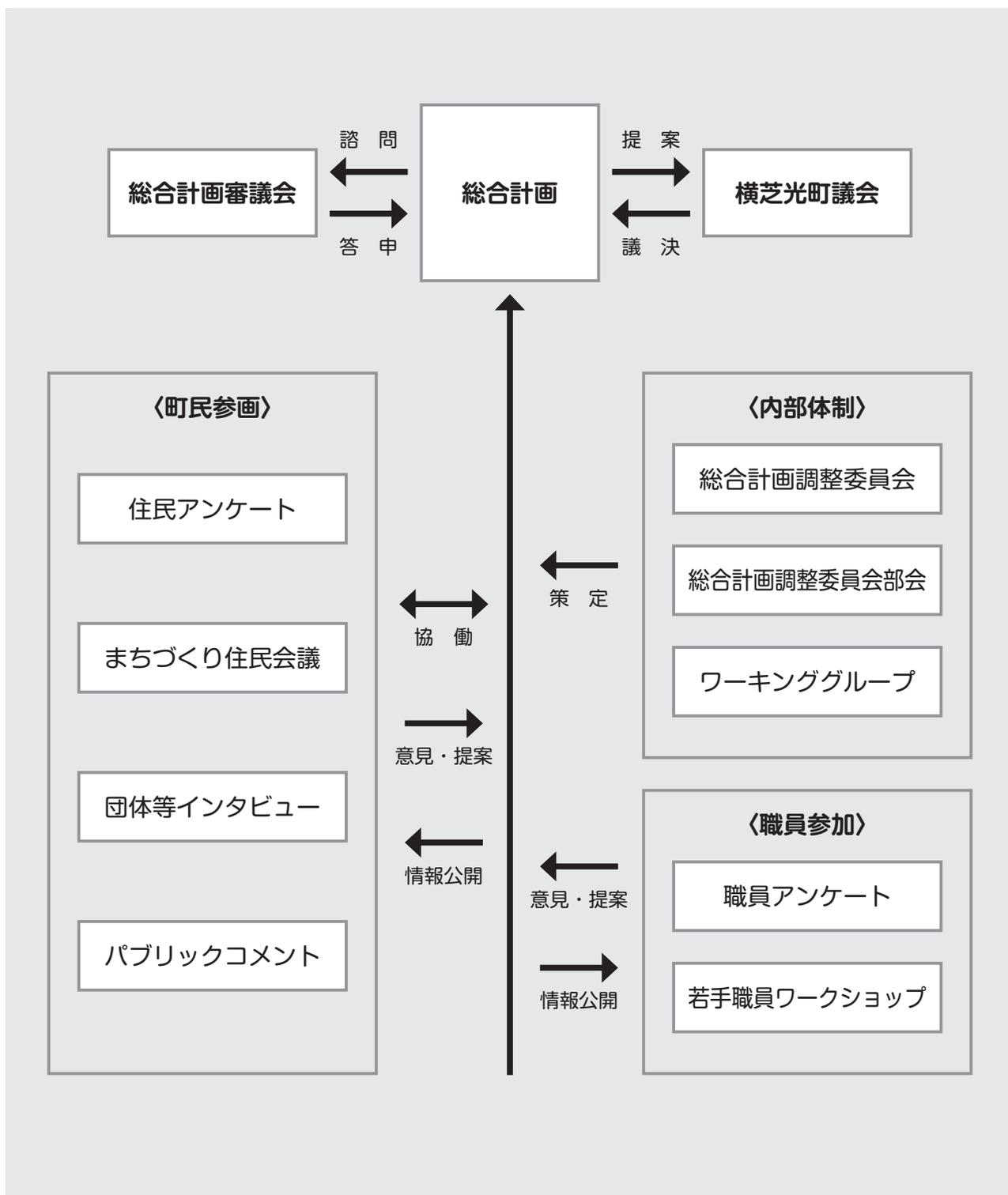
参考資料

1. 第1次横芝光町総合計画策定の経過
2. 第1次横芝光町総合計画策定の流れ
3. 横芝光町総合計画審議会条例
4. 横芝光町総合計画審議会委員名簿
5. 審議会への諮問及び答申
6. 横芝光町総合計画調整委員会規程
7. 横芝光町まちづくり住民会議要綱
8. 施策体系図
9. 用語解説

1 第1次横芝光町総合計画策定の経過

実施日	内 容
平成18年 8月17日	第1回総合計画調整委員会
9月12日～26日	住民アンケートの実施 ※回収数：1,759票（回収率44.0%）
9月29日	第1回ワーキンググループ
11月 1日	第1次総合計画案諮問
11月 2日	第2回総合計画調整委員会
11月13日	第1回総合計画審議会
11月13日	第1回まちづくり住民会議
11月15日～22日	総合計画策定に係る各種団体等インタビュー ※20団体と1組
12月18日	第2回まちづくり住民会議
平成19年 1月23日	第3回まちづくり住民会議
2月 7日	第2回ワーキンググループ
2月16日	第4回まちづくり住民会議
3月 1日	第3回総合計画調整委員会
3月15日	第5回まちづくり住民会議
3月23日	第2回総合計画審議会
4月25日	第3回ワーキンググループ
5月24日	第4回ワーキンググループ
6月14日	第5回ワーキンググループ
7月 3日	第4回総合計画調整委員会
7月 3日～5日	基本計画（素案）策定に係る各課ヒアリング
7月19日	第3回総合計画審議会
8月23日・29日	第6回ワーキンググループ
9月 4日	議会全員協議会にて基本構想（案）説明
9月26日	第7回ワーキンググループ
10月 1日～15日	基本構想（案）に対する意見募集（パブリックコメント） ※意見提出者数：1人、延べ意見数：2件
10月10日	第8回ワーキンググループ
10月31日	第5回総合計画調整委員会
11月16日	第4回総合計画審議会
11月19日	第1次総合計画基本構想（案）答申
12月 5日	第1次総合計画基本構想（案）を議会へ上程
12月12日	第1次総合計画基本構想議決
12月14日	第6回総合計画調整委員会
12月20日	第5回総合計画審議会
平成20年 2月 1日	第1次総合計画基本計画（案）答申
3月27日	第6回総合計画審議会

2 第1次横芝光町総合計画策定の流れ



3 横芝光町総合計画審議会条例

○横芝光町総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 21 号

(設置)

第 1 条 町の総合的開発計画(以下「総合計画」という。)の実施を促進し、町の健全なる発展を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、横芝光町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ町の発展と住民福祉の増進を図るための重要施策の計画等に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 4 人
- (2) 町農業委員会委員 2 人
- (3) 町の区域内の公共的団体等を代表する者 4 人
- (4) 知識経験を有する者 5 人

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された者の任期は、その職の在任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、第 3 条に規定する委員のほか、知識経験を有する者のうちから会長が町長の意見を聴いて委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから互選により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 部会は、会長の命を受け、部会に属する施策等の調査研究を行う。

6 部会長は、部会において調査研究を終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(資料の提出等の依頼)

第 7 条 審議会及び部会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出及び出席を依頼し、参考意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

4 横芝光町総合計画審議会委員名簿

番 号	氏 名	構 成 (職名は委嘱時のもの)	備 考
1	川島 透	横芝光町議会議員	第1号委員
2	八角 健一	横芝光町議会議員	平成19年7月19日から 第1号委員
3	野村 和好	横芝光町議会議員	平成19年7月19日から 第1号委員
4	若梅 喜作	横芝光町議会議員	平成19年7月19日から 第1号委員
5	布施 秀雄	横芝光町農業委員会委員	平成19年7月19日から 第2号委員
6	吉岡 勝司	横芝光町農業委員会委員	平成19年7月19日から 第2号委員
7	山邊 征	公的団体等代表 (横芝光町教育委員会委員長)	第3号委員
8	伊藤 弘行	公的団体等代表 (横芝光町消防団団長)	第3号委員
9	林 詔一郎	公的団体等代表 (横芝光町商工会会長)	平成19年7月19日から 第3号委員
10	小川 芳郎	公的団体等代表 (横芝光町行政総務員連絡会会長)	第3号委員
11	大木 利夫	有識者	第4号委員
12	伊藤 栄子	有識者	第4号委員
13	川島 義之	有識者	第4号委員
14	早川 優	有識者	第4号委員
15	會田 満子	有識者	第4号委員
番 号	氏 名	構 成 (職名は委嘱時のもの)	備 考
1	川島 勝美	横芝光町議会議員	平成19年4月30日まで 第1号委員
2	土屋 英夫	横芝光町議会議員	平成19年4月30日まで 第1号委員
3	越川 洋一	横芝光町議会議員	平成19年4月30日まで 第1号委員
4	伊藤 征彦	横芝光町農業委員会委員	平成19年3月26日まで 第2号委員
5	實川 武男	横芝光町農業委員会委員	平成19年3月26日まで 第2号委員
6	海保 貞夫	公的団体等代表 (横芝光町商工会会長)	平成19年3月31日まで 第3号委員

5 審議会への諮問及び答申

諮 問 書

横 企 第 8 1 5 号
平成18年11月1日

横芝光町総合計画審議会会長 様

横芝光町長 佐藤 晴彦

第1次横芝光町総合計画の策定について(諮問)

平成18年3月27日に旧横芝町と旧光町が合併して誕生した本町は、新町建設計画における新町の将来像「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」の実現に向けて、各種施策を積極的に展開しています。

つきましては、将来を見据え、新しい時代への的確な事業展開と健全な財政運営を行うため、今後10年間の町政運営の指針となる第1次横芝光町総合計画を策定することとなりましたので、当該計画案策定について、横芝光町総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。

記

【諮問事項】第1次横芝光町総合計画案策定について

答 申 書

平成19年11月19日

横芝光町長 佐藤 晴彦 様

横芝光町総合計画審議会
会長 川島 透

第1次横芝光町総合計画の基本構想(案)について(答申)

平成18年11月1日付け、横企第815号で諮問のありました第1次横芝光町総合計画案の基本構想部分について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

答申にあたっては、この基本構想(案)が住民の意向を踏まえつつ、住民の参画により策定したものであることから、推進にあたってはこの答申が最大限尊重されるとともに、今後の社会経済情勢の動向等にも十分留意し、柔軟性を確保しつつその実現を図られるよう要望します。

また、基本構想の実現に向けて、住民と行政との協働によるまちづくりになお一層努められるとともに、効率的な行財政運営のもと、着実に推進されるよう期待いたします。

答 申 書

平成20年2月 1日

横芝光町長 佐藤 晴彦 様

横芝光町総合計画審議会
会長 川島 透

第1次横芝光町総合計画の基本計画(案)について(答申)

平成18年11月1日付け、横企第815号で諮問のありました第1次横芝光町総合計画案の基本計画部分について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

この基本計画(案)は、基本構想で定められた将来像『栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち ～協働のまちづくり～』の実現に向け、これまで築き上げてきた基盤と人のつながりを結び、新たな町の礎を築くことに視点を置き、今後5年間に取り組むべき主要施策を体系化、具現化したものであります。

答申にあたっては、この基本計画(案)が住民参画のもと住民の意向を踏まえつつ策定したものであることから、決定に際してはこの答申が最大限尊重されるよう要望します。

また、基本構想の実現に向けて、住民と行政との協働によるまちづくりになお一層努められるとともに、効率的な行財政運営のもと、着実に推進されるよう期待いたします。

6 横芝光町総合計画調整委員会規程

○横芝光町総合計画調整委員会規程

平成 18 年 3 月 27 日

訓令第 16 号

(設置)

第 1 条 町の健全なる発展と住民の福祉の増進を図るための町の総合計画等の審議策定を目的として、横芝光町総合計画調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 町の基本構想の策定に関すること。
- (2) 町の基本計画の策定に関すること。
- (3) 町の実施計画の策定に関すること。
- (4) 町の重要な相当規模の開発計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、委員は教育委員会教育長及び理事並びに横芝光町行政組織条例(平成 18 年横芝光町条例第 5 号)第 1 条に規定する課の長、食肉センター所長、議会事務局長、教育委員会の課の長、東陽病院事務長及び横芝行政センター所長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を臨時に委員にすることができる。

(平 19 訓令 4・一部改正)

(委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第 6 条 委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会の幹事は、各課等につき 1 人とし、各課等の長の推薦する者をもって充てる。

3 幹事は、総合計画等の原案の作成について、その連絡調整に当たる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

7 横芝光町まちづくり住民会議要綱

○横芝光町まちづくり住民会議要綱

平成 18 年 9 月 6 日
告示第 159 号

(設置)

第 1 条 町の総合計画の策定にあたり、広く町民の意見を集約し、町民との協働による計画づくりを推進するため、横芝光町まちづくり住民会議(以下「住民会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 住民会議は、総合計画の策定にあたり、新しいまちづくりに関する事項について、町長に対し、町民の視点から意見を述べ、提案を行うものとする。

(組織)

第 3 条 住民会議は、委員 16 人以内で組織し、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 町内で活動する各種団体の構成員
- (2) 満 20 歳以上の町民で、町長が公募により選任した者
- 2 委員の任期は、1 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 4 条 住民会議は、必要に応じて町長が招集する。

(庶務)

第 5 条 住民会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

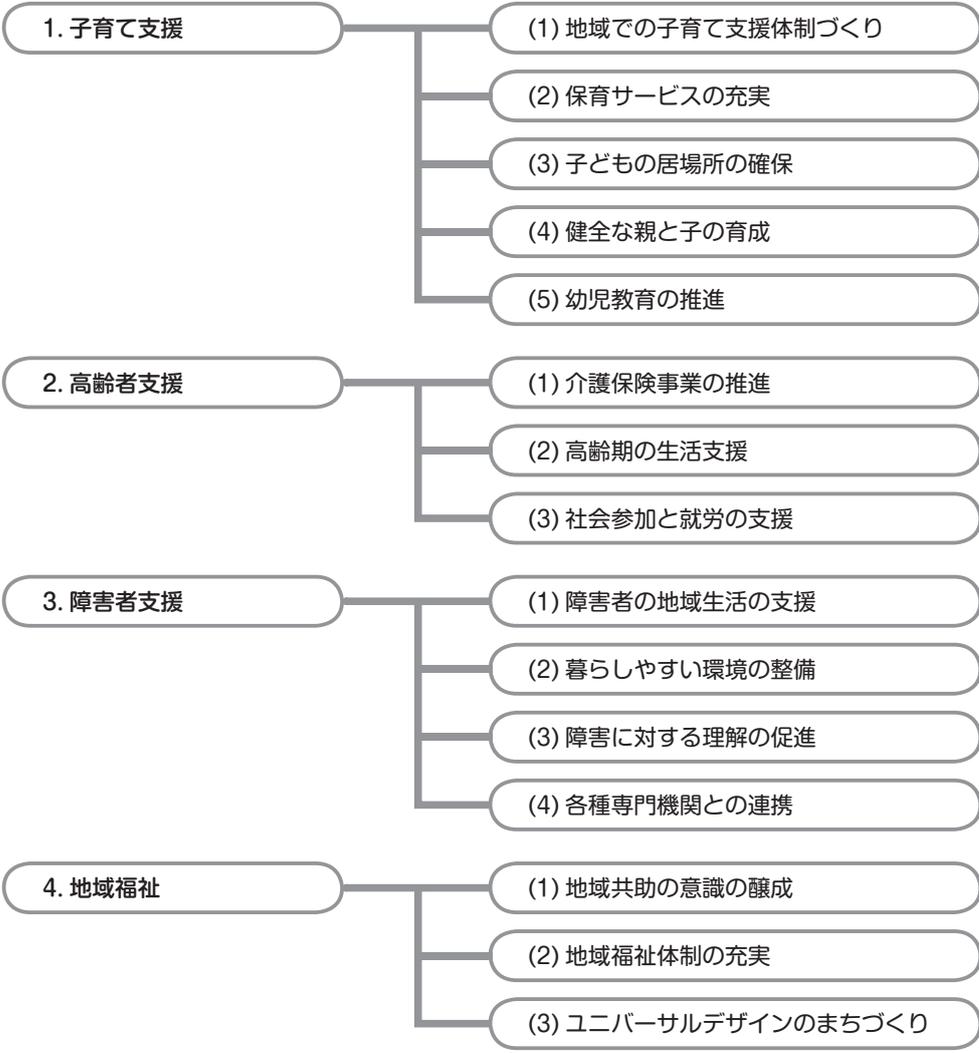
附 則

この告示は、公示の日から施行する。

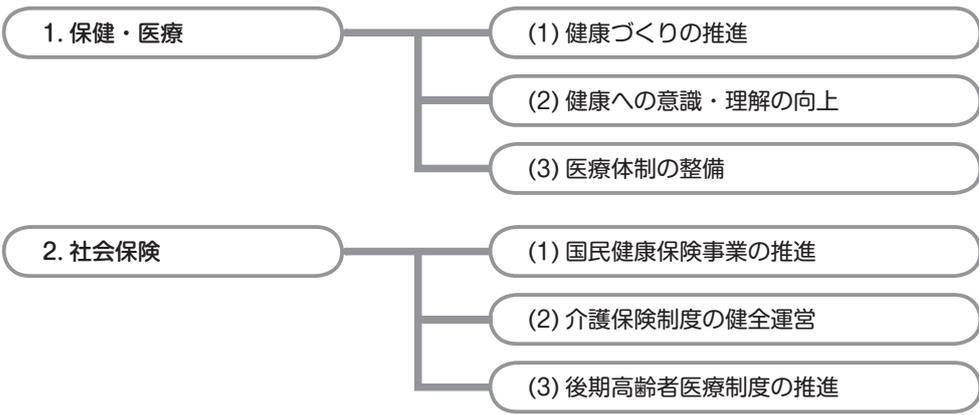
8 施策体系図

第1章 健康で笑顔が輝くまちづくり

第1節 一人ひとりの明るい人生を支える

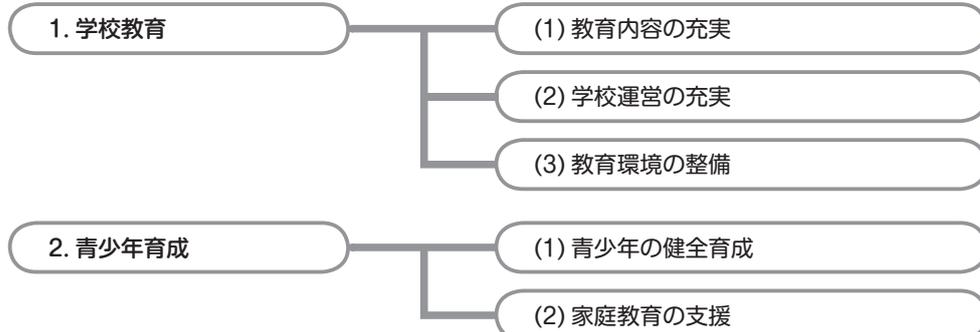


第2節 いのちと生活の安心を守る

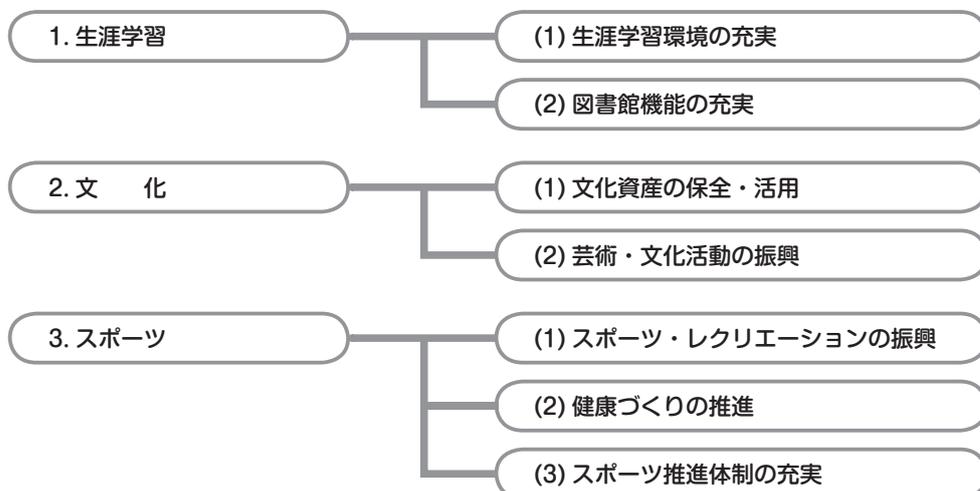


第2章 豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり

第1節 自立した未来の担い手を育てる



第2節 個性を活かす機会を充実する

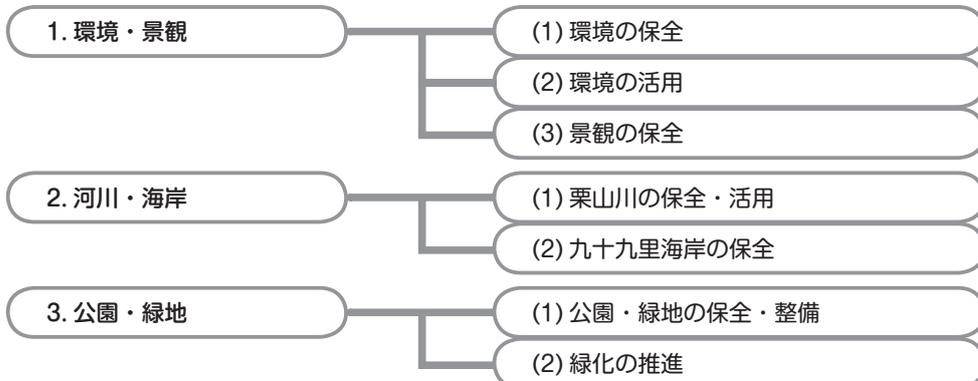


第3章 環境と調和した快適で安全なまちづくり

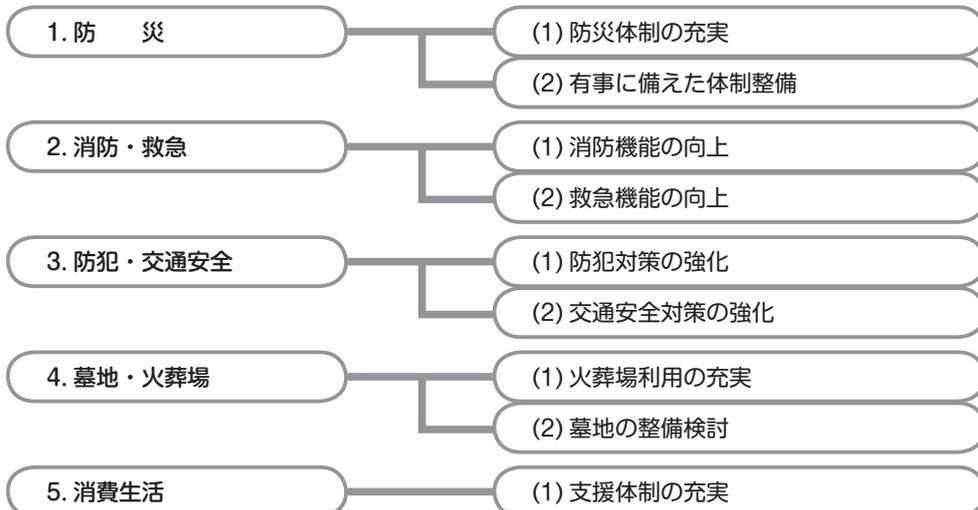
第1節 暮らしやすい都市の機能を整える



第2節 ふるさとの水と緑を保全・活用する

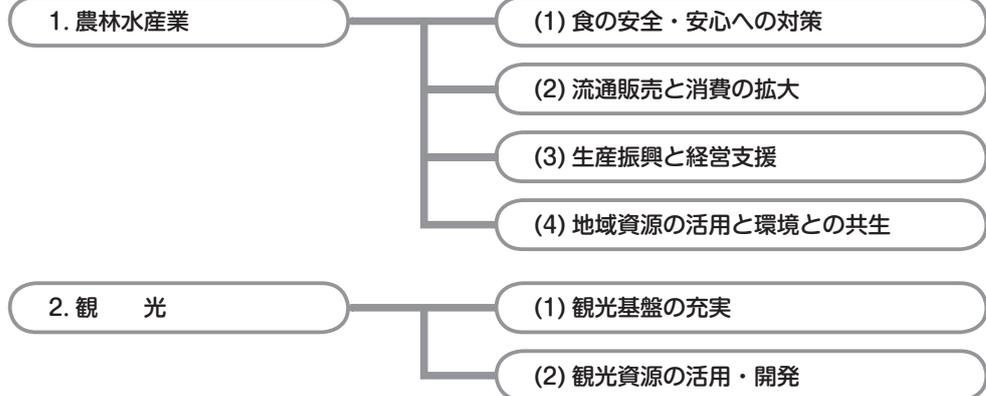


第3節 生活の不安とリスクを和らげる

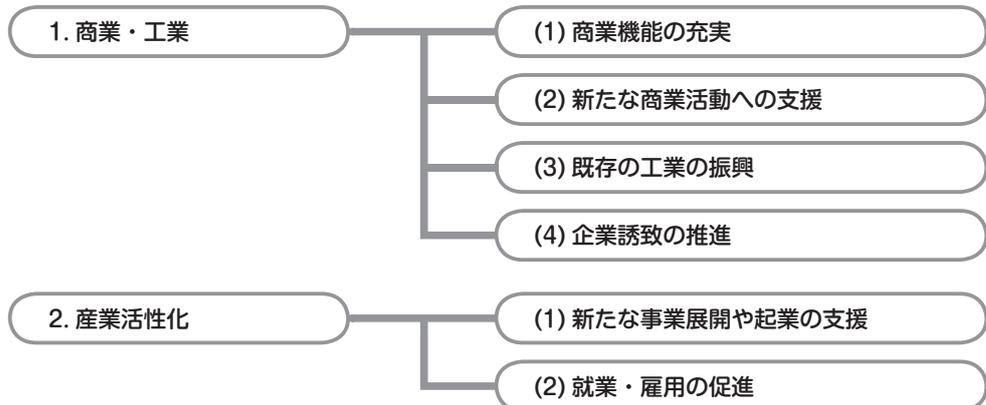


第4章 地域の特性を活かした産業のまちづくり

第1節 資源を活かして魅力を高める



第2節 地域のニーズを満たす産業を応援する

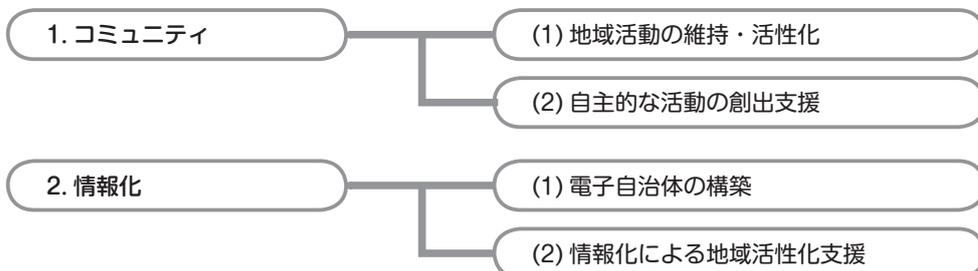


第5章 互いの理解とふれあいに満ちたまちづくり

第1節 誰もが尊重される社会を実現する



第2節 ネットワークで新しい時代の社会を創る



第6章 構想推進のために



9 用語解説

あ 行

IT	Information Technology の略、情報通信技術
依存財源	自主財源で不足する分を国や県の交付、あるいは割り当てにより得る財源
インターネット	複数のコンピュータネットワークを相互接続し、全体がネットワークとして機能するようになったもの
ウォーク（ウォーキング）	歩くことを主体とした健康法
ウォータースポーツ	海、川、湖など、水の中で行うスポーツ
ADHD	注意欠陥 / 多動性障害；年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性・多動性を特徴とする行動の障害
NPO	Non-profit organization の略、非営利組織
LD	学習障害；一般的な知的発達に遅れはないが、特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す状態
オンライン	コンピュータと端末装置が接続され、直接データのやりとりができる状態

か 行

合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽
キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育
クーリングオフ制度	一定の期間内であれば、消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できる制度
グリーン・ブルーツーリズム	グリーンツーリズムに加え、三方を囲む海も積極的に活用し、農林と水産が一体となって推進していくという千葉県の考え方
グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動
高機能自閉症	知的発達の遅れを伴わない自閉症
子育てサークル	子育て中の保護者が子どもを連れて集まり、子ども同士を遊ばせながら、学習や情報交換、交流行事などを実施するグループ
子育てサポーター	自らの子育ての経験を活かし、保護者の相談や交流事業などを支援するボランティア
コミュニティ	共同体意識を持つ人々の集団
コミュニティビジネス	住民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生・活性化する取組み

さ 行

サークル	同じあるいは似たような思想・趣味・関心を持つ者の集まり、仲間、同好会
サンドリサイクル事業	下手あるいは沖に流出した土砂を侵食された上手に戻して海岸を再生する事業
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源
指定管理者制度	地方公共団体が指定する法人その他の団体が、公の施設の管理を行う制度
実質公債費比率	実質的な公債費（町の借金）に費やした一般財源の額の標準財政規模に占める割合
ジェンダー	社会的な性のありよう（生物学的な性別と区別した概念）
ジュニアリーダー	地域活動などのボランティア活動を行う中学生・高校生

循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然から採取する資源を少なくし、それを有効に使うことで、廃棄されるものを最小限に抑える社会
消費的経費	支出効果が、その年度または短い期間で終わり、後に形を残さない性質の経費
情報セキュリティポリシー	情報の安全性確保に向けた方針
食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
シンボル	象徴
セクシャルハラスメント	性的嫌がらせ

た行

単独浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽
知識基盤社会	新しい知識、情報、技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会
地産地消	地域生産地域消費の略、地域で生産された産物をその地域で消費すること
通学合宿	子どもたちが地域の公民館等に数日間宿泊し、団体生活を行いながら学校に通うもの
投資的経費	支出効果が資本形成に向けられ、将来に残るもの（施設等）に支出される経費
道路里親ボランティア	住民ボランティアが“里親”となって、一定区間の道路のごみの収集・清掃・草刈り等の美化活動を行うもの
特別支援教育	知的な遅れのない発達障害を含めて、障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合った指導及び支援を行うもの
ドメスティックバイオレンス	夫（妻）、パートナーからの暴力

な行

ニーズ	必要、需要、要求
ネットワーク	一般に、網状の組織・仕組み（人、情報、コンピュータなど）
農業集落排水施設	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設

は行

8020 運動	80 歳で 20 本の歯を残そうという運動
バリアフリー	社会生活をする上で障壁（バリア）となるものを除去すること（物理的なものに加え、社会的、制度的、心理的な障壁も含まれる）
パワーハラスメント	権力や地位を利用した嫌がらせ
評価システム	施策や事業等の行政活動について、一定の基準で、その必要性や効率性、成果などについて評価し、計画の進行管理や予算編成等に活用するための仕組み
品目横断的経営安定対策	すべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、意欲と能力のある担い手に限定し、経営の安定を図るもの
福祉的就労	福祉施設で支援を受けながら、一般就労への移行に向けた訓練を兼ねて仕事を行うこと
ブックスタート事業	0 歳児健診などで、乳児と保護者に絵本を手渡す活動

ブランド	ある商品・サービスなどを象徴するもの（シンボルマークや模様だけでなく、想起される周辺イメージ全体も含む）
プライバシー	私生活上の秘密と名誉を第三者におかされない法的権利
プログラム	講座や行事など、事業企画の計画
ホームヘルパー	介護を必要とする家庭を訪問し、食事や入浴、着替えの介助等、身の回りの手助けを行う人
ホームページ	インターネット上でひとまとまりに公開されている情報群、もしくはその先頭ページ
ボランティア	自主的に社会事業等に参加し、奉仕活動をする人
ポジティブリスト	原則すべてを禁止し、“残留を認めるもの”を一覧表にしたもの（ネガティブリスト：原則自由で“残留してはならないもの”の一覧表）

ま行

モニタリング	事業実施中に事業の進捗状況や成果を継続的に点検すること
--------	-----------------------------

や行

ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なようにデザインすること
------------	---

ら行

ライフスタイル	生活行動の様式、生活に対する考え方の型
リサイクル	製品化されたものを再資源化し、新たな製品などの材料として再生利用すること（リデュース：減量、リユース：再使用と合わせて“3R”と呼ばれる）
リスク	予測できない危険
リハビリテーション	障害者の身体的、精神的、社会的能力を最大限に回復させ、積極的な自立を促すこと
リピーター	繰り返し来る人、常連客
ルート	経路
レクリエーション	余暇活動、娯楽

第 1 次横芝光町総合計画

平成 20 年 3 月発行

発 行：横芝光町

編 集：企画財政課

〒 289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地

TEL 0479 - 84 - 1211 (代表)

URL : <http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/>



横芝光町